広島市報

No. 79

発行
昭和27年11月20日
(木曜日)

発行所　広島市役所
発行人　広島市国泰寺町三九

電話
中二五六(市会事務局)
中二五七(秘書課)
中二五八(会計課)
中二五九(総務課)
中三五八(教育委員会)
中三五九(建設局総務課)
中四五八(商工課)
中四五九(労政課)
中五六八(徴収課)
中五六九(保健所)
中〇一四〇(舟入病院)
中〇三〇九(警察本部)
西二三七(消防局)
西五六八(東部復興事務所)
西六七一(中央卸売市場)
中二五一—二五五(代表)

【目次】

頁

◎規則

市長の同意を得て任免する水道局の職員に関する規則……一
水道企業組織に関する条例施行に伴う関係規則の整理に関する規則……一
広島市賠償審査会規則……二
広島市競輪運営委員会規則……二
広島市競輪実施規則……三
広島市競輪勝者投票及び払いもどし規則……八
広島市競輪場入場者及び入場料並びに場内取締規則……一一
広島市競輪制裁審議会議事規則……一一
広島市営住宅管理条例施行規則の一部改正……一三
広島市営住宅管理条例施行規則の一部改正……一三
単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則……一三

◎告示

旧溝渠の廃止並びに新設溝渠付替について……一三
百日せき、ジフテリヤ及び種痘の予防接種実施について……一三
第三十三回仮換地予定地変更指定及び第十三回仮換地予定地借地権指定の発表について……一三
公示送達について……一四
道路の位置指定について……一四
公示送達について……一四
漂流物拾得について……一四

◎訓令

広島市役所事務決裁規程等の整理に関する規程……一四
広島市福祉事務所処務規程の一部改正……一五
競輪競馬事務局長専決規程……一五

◎選挙管理委員会訓令

◎教育委員会告示

広島市教育委員会事務局課長代決規程の一部改正……一七
館長事務決裁規程……一七

◎公安委員会告示

道路交通取締法並びに道路交通取締令による道路の交通に関する必要な制限の一部改正……一八
緊急自動車指定について……一八

◎辞令

◎雑報

出張所々管区域別人口及び世帯状況について……一九
戸籍上の市勢について……一九

◎規則

市長の同意を得て任免する水道局の職員に関する規則をここに公布する。

昭和二十七年十月一日

広島市長　浜井信三

広島市規則第六十七号の二

市長の同意を得て任免する水道局の職員に関する規則

地方公営企業法第十五条第一項但書の規定に基き、水道局に勤務する職員の任免について、あらかじめ市長の同意を得て任免しなければならない職員は、局長、課長及び係長とする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

水道企業組織に関する条例施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

昭和二十七年十月一日

広島市長　浜井信三

広島市規則第六十七号の三

水道企業組織に関する条例施行に伴う関係規則の整理に関する規則

第一条　広島市事務分掌規則（昭和二十六年六月十九日広島市規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第八条中水道局を削る。

第二条　広島市助役事務担任規則（昭和二十二年七月十五日広島市規則第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中高山助役担任事務の第四号を削る。

第三条　広島市公印保管使用規則（昭和二十七年広島市規

則第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表中

「市長印（七）／てん書／方二二／水道局経理課／市長名をもつて発する水道局関係文書／木印／一」

を削り、

「局長印（三）／てん書／方二五／総務局総務課／局長名をもつて発する文書／木印／二」

を

「局長印（三）／てん書／方二五／総務局総務課／局長名をもつて発する文書／木印／一」

に改め、公印のひな形中「（七）広島市長之印」を削る。

第四条　広島市被服貸与規則（昭和二十五年一月十六日広島市規則第六十三号）の一部を次のように改める。

別表第一を次のように改める。

貸与品目及び使用期間表職名

職名＼品目	帽子	夏服	冬服	作業服
衛生監督、衛生巡視船長、船舶乗組機関士	三	一	二	
守衛	三	一	二	
自動車運転者	三	二	三	
工員（電気工、抽水所、濾過所、鍛冶工、印刷所において勤務する雇員）				一
もつぱら防疫作業に従事する現業員	三			
作業夫（汚物掃除、下水掃除に従事する現業員、舟入病院において消毒に従事する現業員、屎尿運搬、じんかい運搬、船乗組の現業員、土木、下水道工事に従事する現業員、屠場に勤務する現業員、もつぱら測量に従事する雇員、もつぱら防疫作業に従事する現業員、火夫）				一

別表第二中

「運転者守衛水道集金員水道調査員」を「運転者守衛」に、「水道工員防疫夫」を「防疫夫」に改める。

第五条　左に掲げる規則は、廃止する。

広島市水道集金員の任免、服務等に関する規則（昭和二十四年四月十五日広島市規則第三号）

広島市特殊勤務手当支給規則（昭和二十五年六月二十四日広島市規則第二十五号）

広島市指定水道工事店規則（昭和二十四年九月二日広島市規則第三十三号の二）

広島市指定工事店規則施行細則（昭和二十四年九月二日広島市規則第三十三号の三）

広島市船舶給水管理人規則（昭和二十四年十一月一日広島市規則第四十六号の二）

広島市水源地参観規則（昭和二十三年二月十二日広島市規則第三十二号）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市賠償審査会規則をここに公布する。

昭和二十七年十月十六日

広島市長　浜井信三

広島市規則第六十九号

広島市賠償審査会規則

（設置）

第一条　広島市（以下「市」という。）に賠償審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（任務）

第二条　審査会は、市長の諮問に応じて、左の各号の一に該当する場合の市の賠償又は補償に関し必要な事項を審査する。

一　市の公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたとき。

二　市の営造物の設置又は管理に欠点があつたために他人に損害を生じたとき。

三　前二号に規定する場合の外、市が損害を補償することが適当であると認められるとき。

（委員）

第三条　審査会は、六人の委員をもつて組織する。

2　委員は、左に掲げる者の中から、市長が命じ、又は委嘱する。

一　市職員

二　市議会議員

三　学識経験者

3　委員の任期は、二年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第四条　委員のうち一人を会長とする。

2　会長は、委員が互選する。

3　会長は、会務を総理する。

4　会長に事故があるときは、会長の指定する委員がその職務を代理する。

（招集）

第五条　審査会は、会長が招集する。

（議事）

第六条　審査会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2　審査会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）

第七条　委員会の庶務は、総務局総務課がつかさどる。

（委任規定）

第八条　この規則に定めるものの外、審査会に関し必要な事項は、審査会が定める。

附　則

この規則は、昭和二十七年十月一日から施行する。

広島市競輪運営委員会規則をここに公布する。

昭和二十七年十一月一日

広島市長　浜井信三

広島市規則第七十号

広島市競輪運営委員会規則

第一条　広島市営競輪（以下「競輪」という。）の円滑な運営を図るため、広島市競輪運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第二条　委員会は、市長の諮問に応じ、競輪に関する重要事項を審議する。

第三条　委員会は、委員長、副委員長及び委員若干名をもつて組織する。

第四条　委員は、市関係吏員及び市議会議員並びに競輪関係有識者の中から、市長が任命又は委嘱し、委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

第五条　委員の任期は、一年とする。但し、再任を妨げない。

2　任期中辞任した委員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第六条　委員長は、会務を総理する。

2　委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

3　委員長、副委員長ともに事故があるときは、委員長が、あらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

第七条　委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

第八条　委員会の庶務は、競輪競馬事務局において処理する。

第九条　前各条に定めるものの外、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市競輪実施規則をここに公布する。

昭和二十七年十一月一日

広島市長　浜井信三

広島市規則第七十一号

広島市競輪実施規則

目次

第一章　総則（第一条―第四条）
第二章　開催執務委員
第一節　通則（第五条―第八条）
第二節　委員長及び副委員長（第九条）
第三節　総務委員（第十条・第十一条）
第四節　番組編成委員（第十二条）
第五節　検査委員（第十三条―第十五条）
第六節　管理委員（第十六条―第十八条）
第七節　審判委員（第十九条―第二十二条）
第八節　投票委員（第二十三条・第二十四条）
第九節　場内取締委員（第二十五条・第二十六条）
第三章　選手の参加申込（第二十七条―第三十一条）
第四章　番組の編成及び確定
第一節　番組の編成（第三十二条―第四十一条）
第二節　番組の決定及び発表（第四十二条―第四十六条）
第五章　競走の施行
第一節　出場選手の確定（第四十七条―第四十九条）
第二節　出場選手に関する取締（第五十条―第五十二条）
第三節　選手の紹介（第五十三条―第五十五条）
第四節　発走（第五十六条―第五十八条）
第五節　競走（第五十九条―第六十七条）
第六節　同着（第六十八条）
第七節　失格（第六十九条―第七十一条）
第六章　異議（第七十二条―第七十六条）
第七章　制裁（第七十七条―第八十一条）
附則

第一章　総則

第一条　市が行う競輪は、別に定のあるものの外、この規則によつて行う。

第二条　市が行う競輪は、広島市営第何回広島競輪と呼称し、広島競輪場（以下「競輪場」という。）において開催する。

第三条　天災地変その他やむを得ない事由があるときは、あらかじめ発表した競輪開催の日時若しくは競走の順序を変更し、又は競走を取りやめることがある。

第四条　この規則に関係のある事項の公示は、広島市報をもつて行う。

第二章　開催執務委員

第一節　通則

第五条　競輪を開催しようとするときは、当該競輪に関する事務を執行させるため、左の開催執務委員を置く。

一　委員長

二　副委員長

三　総務委員
四　番組編成委員
五　検査委員
六　管理委員
七　審判委員
八　投票委員
九　場内取締委員

2　前項各号の委員は、一人又は数人よりなり、業務執行を補佐させるため、所要の係員を附する。

3　同一委員が二人以上あるときは、委員長が当該委員の主任を定める。

4　開催執務委員及び係員の職務執行は、この規則による外、細部の要項については、委員長が定める。

5　開催執務委員及び係員の構成は、別表の基準による。

第六条　前条の開催執務委員中、社団法人広島県自転車振興会（以下「振興会」という。）に委任すべき事項に関する事務を執行する委員は、振興会の役職員の中から、その他の委員は、市の職員及び学識経験者の中から、市長が任命又は委嘱する。但し、委員中特殊な技能を必要とするものについては、振興会と協議の上適当な者を委嘱する。

第七条　開催執務委員は、この規則の定めるところにより、その職務を執行するために必要な取調又は判定を行うことができる。

第八条　開催執務委員は、その管掌事務について、他の開催執務委員に関係があると認める事項は、遅滞なくこれを委員長及びその関係開催執務委員に連絡しなければならない。

第二節　委員長及び副委員長

第九条　委員長は、競輪の開催に関し一切の責に任じ、他の開催執務委員を統合して競輪に関する事務を統理する。

2　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。副委員長が二人以上あるときは、あらかじめ委員長が定めた順序によりその職務を代理する。

第三節　総務委員

第十条　総務委員は、委員長及び副委員長を補佐して各開催執務委員の職務執行の連絡及び統制に関する事項並びに各開催執務委員の所管に属しない事項をつかさどる。

第十一条　総務委員の職務執行を補助させるため左の係員を附する。
庶務員

第四節　番組編成委員

第十二条　番組編成委員は、番組の編成に関する事項をつかさどる。

第五節　検査委員

第十三条　検査委員は、出場選手の健康状態の診断並びに使用自転車の種類及び規格の検査に関する事項をつかさどる。

第十四条　検査委員は、検査の結果を遅滞なく委員長、番組編成委員及び管理委員に通報しなければならない。

第十五条　検査委員の職務執行を補助させるため、左の係員を附する。
一　検車員
二　医務員

第六節　管理委員

第十六条　管理委員は、左の各号に関する事項をつかさどる。
一　競走に出場する選手の確定
二　選手の出場及び取締
三　競走の施行に必要な器材設備の整備及び管理
四　選手の救護
五　場内における一切の報道（投票委員の管掌事項を除く。）

第十七条　管理委員は、前条第一号の出場選手の確定をなしたときは、遅滞なくその旨を委員長、番組編成委員、審判委員及び投票委員に通報しなければならない。

第十八条　管理委員の職務執行を補助させるため、左の係員を附する。
一　召集員
二　報道員
三　整理員
四　計測員
五　医務員

第七節　審判委員

第十九条　審判委員は、発走及び勝者の確定に関する事項をつかさどる。

第二十条　審判委員は、発走にあたり選手を除外したときは、遅滞なく、その旨を委員長、番組編成委員及び投票委員に通報しなければならない。

第二十一条　審判委員は、勝者を確定し、決勝線到着順による第五着までの選手の番号、第三着までの選手の競走に要した時間並びに着差を決定して直ちに委員長、管理委員及び投票委員に通報しなければならない。

第二十二条　審判委員の職務執行を補助させるため、左の係員を附する。
一　発走合図員
二　発走員
三　決勝審判員
四　監視員
五　計時員
六　記録員
七　周回通告員

第八節　投票委員

第二十三条　投票委員は、車券の発行及び発売並びに払いもどし金及び返還金の交付に関する事項をつかさどる。

第二十四条　投票委員の職務執行については、前条による外、広島市競輪勝者投票及び払いもどし規則（昭和二十七年広島市規則第七十二号）による。

第九節　場内取締委員

第二十五条　場内取締委員は、左の各号の事項をつかさど

一　入場者の整理
二　入場券の販売に対する取締
三　衛生に関する取締
四　火災その他災害予防及びその応急措置
五　その他競輪場の施設を公正安全に保持するに必要な事項

第二十六条　場内取締委員の職務執行については、この規則による外、広島競輪場入場者及び入場料並びに場内取締規則（昭和二十七年広島市規則第七十三号）による。

第三章　選手の参加申込

第二十七条　市の開催する競輪に参加申込をすることのできる選手は、競輪場、審判員、選手及び自転車登録規程（昭和二十三年商工省告示第百五号。以下「登録規程」という。）に基いて社団法人自転車振興会連合会（以下「連合会」という。）に登録せられた者でなければならない。

2　前項の選手の範囲及び資格は、その都度定め、参加申込締切日の三週間前までに番組要項により発表する。

第二十八条　市の開催する競輪に出場しようとする選手は、振興会所定の用紙に左記事項を記載の上、振興会を経由して、市に申し込まなければならない。
一　現住所、氏名及び生年月日
二　出場を希望する競走の種類
三　使用する自転車の連合会における登録番号、商標、種類及び規格
四　連合会から交付を受けた登録証票の登録番号

2　複式自転車競走に対する申込は、複式自転車一車に乗車する選手全員が連名してしなければならない。

第二十九条　参加申込は、番組要項を変更したとき、又は相当の理由があると認められたときのほか、取り消すことはできない。

第三十条　参加申込を取り消そうとする選手は、理由を記載した書面をもつて参加申込の締切日までに振興会を経由して市に願い出でなければならない。この場合、疾病を理由とするときは、医師の診断書を添附しなければならない。

第三十一条　参加許可書の送付を受けた選手は、参加許可書の指定の日時及び場所に集合しなければならない。

第四章　番組の編成及び確定

第一節　番組の編成

第三十二条　番組要項は、競輪を開催ごとに定め、参加申込締切日の三週間前までに発表する。

第三十三条　番組要項には、左の各号の事項を定める。
一　競輪開催の日時及び場所
二　参加申込の締切日
三　参加申込を受け付ける選手の範囲又は資格
四　競走の種類
五　賞金額及び賞品の種類
六　競走の条件
七　選手に支給する旅費
八　振興会の支給する出走手当
九　その他必要な事項

第三十四条　競走の種類は、使用自転車の種類と競走の距離とを組み合わせて区分する。

2　使用自転車の種類による区分は、実用車競走、単式競走車競走及び複式競走車競走の三種とする。

3　競走の距離は、五百米以上とし、競輪開催ごとにこれを定める。

第三十五条　一日競走回数は、十二回以内とする。

第三十六条　同時に競走させる選手の間かくは、選手一人につき少くとも一米以上の競走路幅員を与えるようにしなければならない。

第三十七条　同時に競走させる選手には、同一の種類及び規格の自転車を使用させなければならない。

第三十八条　同一選手は、同一種類の競走について、一日一回に限り出場するのを原則とする。但し、当日の番組編成において、各競走における勝者のみの競走を行う場合等は、この限りでない。

2　男女の選手を同時に競走させることはできない。

第三十九条　市が交付する賞金は、番組要項の定めるところによる。

2　前項に定める賞金以外に賞金又は賞品の寄贈を受けた場合において、これを交付する競走が指定されていないときは、委員長がこれを交付する競走を定めて、前項の賞金に附加する。

第四十条　参加申込を受け付けた選手の出場する日及び競走番号は、競走種類ごとに区分して、参加申込締切後、直ちに、番組編成委員が抽せんにより決定し、番組を内定する。

第四十一条　番組編成委員は、前条に定めるところにより参加申込選手の出場する日及び競走番号が確定したときは、遅滞なく当該選手に通知しなければならない。

2　前項の通知を受けた選手は、自己の出場する日（競輪開催中、数日にわたり出場する選手は、その最初の日）の前日の午前九時までに、左の各号に掲げるものを携帯して、競輪場内所定の場所に到着し、検査委員の検査を受けなければならない。
一　使用自転車（二種以上の自転車を使用する場合は、その全部）
二　前項の通知書
三　連合会の発行した当該選手の登録証票

第二節　番組の決定及び発表

第四十二条　検査委員は、前条第二項の規定により到着した選手及び自転車について、その出場資格、健康状態等を検査し、合格した選手には合格証票を交付し、合格した自転車には合格証紙を確実にちょう附しなければならない。

2　前項の合格証票及び合格証紙の様式は、競輪開催の都度、委員長が定める。

第四十三条　前条第一項の検査において、左の各号の一に

該当するものがあるときは、検査委員は、当該選手の出場予定の競走の全部又は一部について、その出場を停止しなければならない。

一　参加申込書の記載事項と相違する事項があつたとき。

二　使用自転車が登録規程の定めるところにより登録されたものでなかつたとき。

三　選手の健康状態が競走にたえないと認めたとき。

四　その他当該選手又は使用自転車が、競走の公正安全を阻害する影響を及ぼすと認めたとき。

第四十四条　番組編成委員は、第四十二条の検査に合格した選手の選手番号を競走番号ごとに抽せんにより決定する。

第四十五条　選手は、第四十条及び前条の決定に対して異議を申し立てることはできない。

第四十六条　番組編成委員は、第四十四条の規定により出場選手の選手番号が決定したときは、直ちに翌日の番組を決定し発表する。

第五章　競走の施行

第一節　出場選手の確定

第四十七条　競走に出場する選手は、使用する自転車とともに、出走予定時刻の一時間前に、競輪場内の所定の場所に到着して、検査委員の指示により、あらためて健康診断及び自転車の検査を受けなければならない。

2　引き続き二以上の競走に出場しようとする選手は、これらの競走の最初の検査の際、その後の競走の検査を一括して受けなければならない。

第四十八条　前条の検査において、左の各号の一に該当するものがあるときは、検査委員は、その回の競走に出場することを停止する。

一　第四十二条の検査を受けた事項につき、その検査に合格したのと相違する事実を発見したとき。

二　第四十三条各号に該当する事実をあらためて発見したとき。

第四十九条　管理委員は、第四十七条に定める検査の結果に関する通報を受けて、出場選手を確定する。

第二節　出場選手に関する取締

第五十条　出場選手は、各競走ごとに選手番号を記載した番号布（管理委員が準備する。）を管理委員の指示するところにより腰部に附着し、且つ、左のごとく各選手番号に応ずる色の布製の覆（管理委員が準備する。）を附した革製ヘルメットを着用しなければならない。

選手番号		
一	白色	
二	黒色	
三	赤色	
四	青色	
五	黄色	
六	白黒（縦に四分し、交互に染め分けたもの）	
七	白赤（同）	
八	白青（同）	
九	赤青（同）	
十	黄黒（同）	
十一	赤黒（同）	
十二	青黒（同）	

第五十一条　出場選手の服装は、左の各号による。

一　シャツは、布又は毛製半袖とし、色彩は、見苦しくないものとする。

二　パンツは、布又は毛製の短パンツとする。

三　靴は、革又はズック製短靴とする。

四　靴下を使用する場合はくるぶしを越えない程度とする。

第五十二条　出場選手は、競走能力を一時的にたかめる等の目的のため、薬物その他のものを使用してはならない。

第三節　選手の紹介

第五十三条　出場選手は、出場準備を完了して、出走予定時刻の三十分前に、所定の場所に集合し、管理委員の指示に従い、選手番号順に自転車に乗つて競走路に入り、競走路を周回しなければならない。

第五十四条　管理委員は、第五十条から前条までの規定に違反した選手を、その回の競走から除外することができる。

第五十五条　第五十三条に定める周回が終つた後、出場選手は、管理委員の指示する場所に位置して、審判委員の指示を待たなければならない。

第四節　発走

第五十六条　出場選手は、審判委員の指示に従い自転車に乗つて、発走位置につき、発走員の公平な補助によつて自転車の前輪の最前部を発走線に垂直に静止させた後、審判委員の真正な発走合図（号砲）を受けて自力で発走しなければならない。

2　発走位置につく際は、当該競走の選手番号の順に内側より発送線に整列するものとする。

第五十七条　審判委員は、発走線についた選手に対し、呼笛により注意を喚起した後、「用意」を発声し、次いで号砲により発走の合図をしなければならない。

第五十八条　審判委員は、選手の発走が適正でないと認めたときは、号砲等により競走の進行を中止させ、選手を発走線にもどらせ、改めて発走させなければならない。

2　審判委員は、再度不正な発走をした選手又は指示に従わない選手を、その回の競走から除外することができる。

第五節　競走

第五十九条　選手は、勝利を得る意思をもつて競走しなければならない。

第六十条　競走の方向は選手の左手が内側になるようにして行う。

第六十一条　選手は、競走中、外措線の内側にある他の選手を追い抜く場合は、その選手の外側から追い抜かなければならない。

2　先行する選手は、自己の自転車の後輪後端から、後続する選手の自転車の前輪前端までの距離が二米以上なければ後続する選手の進路に入つてはならない。

第六十二条　選手は、競走中、理由のいかんにかかわらず、他の選手と押し合い、あるいは他の選手の進路に交さする等いかなる方法によるも、他の選手を妨害してはならない。但し、衝突又は接触が第三者によつて惹起されるか、又は被害選手自身に起因するときは、この限りでない。

第六十三条　選手は、競走中、内圏線の内側に入り、又は通過してはならない。但し、転倒者を避けるため、外側を迂回する余裕のない場合及び他の選手の妨害によることが明らかな場合は、この限りでない。

第六十四条　選手は、競走中、いかなる方法によるも、他の選手に助力を与え、若しくは他の選手から助力を受け、又はペースメーカとなつてはならない。

第六十五条　選手は、競走中、バンクその他自転車の重大な故障により、又は落車等によつて骨折その他身体に重大な負傷を受け、競走を継続することができなくなつたときは、他の選手を妨害することなく、直ちに内圏線の内側の所定の場所に退避しなければならない。複式自転車競走において、複式自転車一車に乗車する選手のうちの一人が骨折その他身体に重大な負傷を受け、競走を継続することができなくなつたときも同様とする。

第六十六条　選手は、競走中いかなる事故があつても、前条の場合を除くの外、他人の援助を受けることなく、落車の場合は、直ちに乗車し、常に乗車のまま競走を継続しなければならない。但し、決勝線に到着する前方三十米以内において乗車して競走を継続することができなくなつたか又は不利となつたときは、他人の援助を受けることなく、自転車を携え、若しくは曳行し、あるいはころがして競走を完了することができる。

第六十七条　選手の着順は、自転車の前輪の最前部が決勝線の垂直面に到着した順位によつて判定する。但し、前条の規定により自転車に乗らずに決勝線に到着した選手及び自転車の後輪の最後部が決勝線上を通過しない以前に落車又は転倒した選手については、選手が自転車と共に完全に決勝線を越えた瞬間をもつて順位を判定する。

第六十八条　競走において、二人以上の選手が同時に決勝線に到達したときは、これを同着とし、賞金及び賞品は、その着順以下同着となつた選手の数に相当する着順までに定められてある賞金及び賞品の合計を等分にして交付する。

2　賞品を分割することのできない場合の交付については、委員長が定める。

第七節　失格

第六十九条　左の各号の一に該当する場合においては、その選手は、失格とする。

一　第五十二条及び第五十九条から第六十七条までの規定に違反したとき。

二　不正な競走をし、又はその協定をしたとき。

2　複式自転車競走において、複式自転車一車に乗車する選手のうち一人が前項各号の一に該当する場合には、当該複式自転車に乗車する選手全員を失格とする。

3　第一項第二号の規定により失格した選手は、市の開催する競輪に関しては、違反の日以後に出場したすべての競走についてこれを失格とする。

第七十条　失格の宣告は、当該競走の勝者が確定するまでに審判委員がしなければならない。但し、前条第一項第二号及び同条第三項の場合は、勝者が確定した後でも宣告することができる。

2　失格した選手は、その着順の資格を失う。

第七十一条　失格した選手があつたときは、審判委員は、着順を順次に繰り上げる。

2　勝者が確定した後において、失格した選手は、その競走で収得した賞金及び賞品を返還しなければならない。

第六章　異議

第七十二条　異議の申立は、当該競走に出場した選手に限り、することができる。

2　前項の申立は、代理人をもつてすることはできない。

第七十三条　異議は、左の各号の事項に限り申し立てることができる。

一　競走の妨害に関すること。

二　不正な競走に関する申込をし、又はその協定をしたこと。

第七十四条　前条各号の異議は、それぞれ左に定めるところに従い、手数料金百円を添えて書面をもつて申し立てなければならない。

一　前条第一号の異議は、勝者の確定までに審判委員に。

二　前条第二号の異議は、行為があつた日から一日以内に当該競輪開催中は審判委員に、終了後は市長に。

第七十五条　異議の裁定は、当該競輪開催中は審判委員が、終了後は市長が、これを行う。

第七十六条　異議を裁決したときは、直ちにその結果を異議を申し立てた者に通知する。

第七章　制裁

第七十七条　委員長は、競走の公正を確保するため、第七条の規定による取締に応ぜず、又は判定に従わない選手に対し、戒告し、又は当該競輪の最後の日までの間、競走に出場することを停止し、若しくは競走に関与することを禁止することができる。

第七十八条　競輪場内の秩序を維持し、又は競走の公正を確保するための必要な制裁に関する事項をつかさどらせるため、競輪制裁審議会（以下「審議会」という。）を置く。但し、前条に規定する制裁については、この限りでない。

第七十九条　審議会は、開催執務委員全員をもつて組織する。

2　審議会に会長を置き、委員長をもつて充てる。

3　審議会の議事規則は、別に定める。

第八十条　審議会は、第四十一条第二項、第四十七条、第五十三条、第五十五条及び第五十九条から第六十六条までの規定に違反した選手に対し戒告し、又は市が行う競輪に一年以内の期限を限り出場停止を命ずることができる。

第八十一条　審議会は、左の各号の一に該当する者に対し、市が行う競輪に関与することを禁止し、若しくは停止し、又は市が競輪を行う競輪場への入場を拒否し、若しくは退場を命ずることができる。

一　不正の目的をもつて、参加申込書の記載事項を偽つた者

二　不正の目的をもつて、選手の全能力を発揮させなかつた者

三　競走に関し、不正な協定の申込をし、又はその協定を実行した者

四　競走に関し、不正の目的をもつて、選手に対し、暴行し、若しくは脅迫し、又は財物その他の利益を与えることを約束した者

五　前号の場合において、財物その他の利益を受け、又は受け取ることを約束した選手

六　競輪の開催又は開催執務委員の職務の執行を妨害した者

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

別表

開催執務委員及び係員構成基準

- 委員長(一)
  - 副委員長(四)
  - 制裁審議会
  - 総務委員(二)
    - 庶務員(三)
  - 管理委員(二)
    - 召集員(三)
    - 報道員(三)
    - 整備員(三)
    - 計測員(二)
    - 醫務員(一)
  - 検査委員(一)
    - 検車員(二)
    - 醫務員(二)
  - 審判委員(三)
    - 発走合図員(二)
    - 発走員(六)
    - 決勝審判員(六)
    - 監視員(六)
    - 計時員(六)
    - 記録員(三)
    - 周回通告員(二)
  - 投票委員(三)
  - 番組編成委員(三)
  - 場内取締委員(二)

広島市競輪勝者投票及び払いもどし規則をここに公布する。

昭和二十七年十一月一日

広島市長　浜井信三

広島市規則第七十二号

広島市競輪勝者投票及び払いもどし規則

第一条　市が行う競輪の車券の発売及び払いもどし金の交付は、別に定のあるものの外、この規則により行うものとする。

2　この規則を承認したものでなければ車券を買うことはできない。

第二条　広島市競輪実施規則(昭和二十七年広島市規則第七十一号)第五条第八号に規定する投票委員のうち、監督に従う者及び払いもどし金の算出に従う者は、市の職員の中から市長が任命する。但し、払いもどし金の算出に従う者に限り必要がある場合は、社団法人広島県自転車振興会及び社団法人自転車振興会連合会(以下「連合会」という。)の役職員以外の適当と認める者に委嘱することができる。

第三条　車券は、単勝式車券、複勝式車券及び連勝式車券とし、これを本符及び原符に分け、本符は購買者に交付し、原符は市において保存するものとする。

2　本符及び原符には、それぞれ発行者名、競輪場名、競走施行の年月日を示すに足る文字、競走番号、選手番号(連勝式勝者投票法において連勝式番号を使用するときは連勝式番号)、額面金額及び通し番号を記載するものとする。

第四条　単勝式車券を買おうとする者は自分の欲する選手の番号を示してある単勝式車券発売窓口において、複勝式車券を買おうとする者は自分の欲する選手の番号を示してある複勝式車券発売窓口において、連勝式車券を買おうとする者は自分の欲する組を示してある連勝式車券発売窓口において買おうとする枚数を呼示し、額面金額に枚数を乗じて得た金額と引換に車券を買わなければならない。

2　選手の番号を示してない車券発売窓口において、単勝式車券を買おうとする者は単勝式車券発売窓口において、複勝式車券を買おうとする者は複勝式車券発売窓口において、連勝式車券を買おうとする者は連勝式車券発売窓口において自分の欲する選手の番号又は組及び枚数を呼示し、額面金額に枚数を乗じて得た金額と引換に車券を買わなければならない。

第五条　連勝式勝者投票法において、出走すべき選手が五人以上あるときは、別記第二の例により連勝式番号をつけるものとする。

第六条　車券の発売は、その競走に出る選手を所定の掲示場に発表し、競走に出る選手が確定したことを表示したときに開始し、審判委員の発走合図で選手が発走線を発走する前に締め切るものとする。

第七条　車券の発売を締め切つたときは、遅滞なく、単勝

式及び複勝式においては単勝式及び複勝式別に各選手に対する車券の総額面金額、連勝式においては各組に対する車券の総額面金額を掲示するものとする。

第八条　車券を発売した後、当該競走について左の各号の一に該当する事由を生じたときは、当該競走における投票は、無効とし、額面金額で当該車券の買いもどしに応ずるものとする。

一　出走する選手がなくなり、又は一人だけとなつたこと。

二　競走が成立しなかつたこと。

三　競走に勝者がなかつたこと。

2　複勝式車券を発売した後、左の各号の一に該当する事由を生じたときは、当該複勝式勝者投票は、無効とし、額面金額で当該車券の買いもどしに応ずるものとする。

一　車券発売開始の時に出走すべき選手が五人以上七人以下であつた場合において、出走する選手が二人だけとなつたこと。

二　車券発売開始の時に出走すべき選手が八人以上であつた場合において、出走する選手が三人以下になつたこと。

3　連勝式勝者投票法以外の投票法において、発売した車券に表示された選手が競走場に出なかつたとき又は審判委員の宣告により発走から除外されたときは、その選手に対する投票は無効とし、額面金額で当該車券の買いもどしに応ずるものとする。

4　連勝式車券を発売した後、左の各号の一に該当する事由を生じたときは、当該連勝式勝者投票は、無効とし、額面金額で当該車券の買いもどしに応ずるものとする。

一　異なる連勝式番号をつけられた選手を一組とした場合にあつては、発売した車券に表示された選手のうち連勝式番号を同じくする選手のすべてが出走しなかつたこと。

二　同一の連勝式番号をつけられた選手を一組とした場合にあつては、発売した車券に表示された選手のすべてが出走せず、又はそのうちいずれか一人だけが出走したこと。

第九条　車券を買つた者は、いかなる事由があつても、その車券に表示してある競走番号又は選手番号その他の事項の変更を要求し、又は前項の規定による場合の外、車券の買いもどしを請求することはできない。

第十条　市は、車券を発売したとき、その売上金額(車券の発売金額から第八条の規定により買いもどしに応ずる金額を控除した金額をいう。以下同じ。)の百分の二十五以内に相当する金額を収得する。

第十一条　単勝式勝者投票法においては、第一着となつた選手を勝者とする。

第十二条　複勝式勝者投票法においては、車券の発売開始の時に、出走すべき選手が四人以下であるときは第一着となつた選手を、五人以上七人以下であるときは第一着及び第二着となつた選手を、八人以上であるときは第一着、第二着及び第三着となつた選手を勝者とする。

2　前項の場合において、車券を売り出した後に、出走すべき選手の数が減少することがあつても、勝者の数は、変えないものとする。

3　第一着、第二着及び第三着となつた選手を勝者とする場合に、第一着又は第二着となつた選手が二人あるときは、次着以下の選手は、一着順(二人をこえるときは、そのこえた人数ごとに更に一着順)ずつ繰り下げた着順の選手とみなす。第一着及び第二着となつた選手を勝者とする場合において、第一着となつた選手が二人以上あるときも同様とする。

第十三条　連勝式勝者投票法においては、第一着及び第二着の選手を一組として勝者とし、勝者をその着順通り表示した車券に対し、払いもどし金を交付するものとする。

2　第一着となつた選手が二人以上あるときは、その各々を一組としたものを勝者とし、その各選手を相互に表示した各車券に対し、払いもどし金を交付するものとする。

3　第一着となつた選手が一人で第二着となつた選手が二人以上あるときは、第一着の選手と第二着となつた各選手とを着順通りに表示した各車券に対し、払いもどし金を交付するものとする。

第十四条　単勝式勝者投票法、複勝式勝者投票法及び連勝式勝者投票法のうち、二以下をあわせ用いる場合において、車券発売開始の時に、当該競走に出走すべき選手が四人以下であるときは複勝式車券を、二人以下であるときは連勝式車券を発売しないものとする。

2　車券発売開始の時に、出走すべき選手が一人だけのときは、車券を発売しないものとする。

第十五条　勝者投票の的中者のない勝者があつたときは、払いもどし金の算出については、その選手は勝者でないものとみなす。

第十六条　払いもどし金の計算については、単勝式、複勝式及び連勝式の各車券について各別に計算するものとする。

第十七条　勝者が確定したときは、単勝式、複勝式及び連勝式のいずれの車券においても、別記第一に定める算式により、各勝者に対する車券に払いもどすべき総金額を算出し、これを当該勝者に対する各車券の額面金額にあん分して得た金額を払いもどし金として、勝者投票の的中者に対し、車券と引換に払いもどし金交付所において交付するものとする。

2　前項の規定により払いもどし金として交付する金額が、車券の額面金額に満たないときは、その額面金額を払いもどし金として交付する。

第十八条　勝者投票の的中者がない場合(複勝式のときは勝者全部に、連勝式のときは第一着の選手及び第二着の選手をその着順とする組に的中者がない場合)における売上金は、その金額の百分の七十五に相当する金額を審判委員の発走合図より発走した選手であつて勝者以外のものに対し投票した者(投票不的中者)に対して、各車券の額面金額にあん分して払いもどし金として車券と引換に払いもどし金交付所において交付するものとする。

第十九条　競走が終了した後に勝者の確定表示があつたときは、勝者投票的中者又は前条の規定により投票不的中者に交付ずべき一票に対する払いもどし金額を掲示するものとする。

第二十条　競輪開催期間中県内に五箇所以内の場外車券売場を設置することがある。場外車券売場の設置の位置、設備、発売方法及び連絡方法等は、その都度公示する。

第二十一条　払いもどし金の交付は、競輪開催日においては、第一競走開始の時から最終競走終了後一時間までに払いもどし金交付所において、競輪を開催しない日においては、午前九時から午後三時までに本市役所内に設ける払いもどし金交付所において、これを行うものとする。

第二十二条　車券で発行者名、競走番号、選手番号及び通し番号が判明しないもの又は原形を認識できないものる。は、無効とす

第二十三条　審判委員が広島市競輪実施規則第二十一条の規定により、勝者を確定した後に、同規則第七十一条の規定により着順に変更があつた場合でも、この規則による勝者には変更はないものとする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

別記第一

算式

$$\left(W+\frac{D}{P}\right)\times\frac{75}{100}=r$$

Wは、当該勝者に対する車券の総額面金額とする。

Dは、出走した選手であつて勝者以外のものに対する車券の総額面金額とする。

Pは、複勝式勝者投票法における左表の場合を除く外の勝者の数とする。

		第一着選手	第二着選手	第三着選手	
第一着、第二着及び第三着となつた選手を勝者とする場合	第二着の勝者が二人以上あるとき	$r'-(N'-2)$	$\{r'-(N'-2)\}\times\frac{N'}{2}$		Pは勝者の数 Nは第二着の勝者の数
	第三着の勝者が二人以上あるとき	$r'-(N-1)$	$r'-(N-1)$	$\{r'-(N-1)\}\times N$	P′は勝者の数 Nは第三着の勝者の数
第一着及び第二着となつた選手を勝者とする場合	第二着の勝者が二人以上あるとき	$r'-(N-1)$	$\{r'-(N-1)\}\times N$		P′は勝者の数 Nは第二着の勝者の数

別記第二

	選手番号	連勝式番号
出走すべき選手が五人であるとき	1、2、3、{4、5}	1、2、3、4
出走すべき選手が六人であるとき	1、2、{3、4}、{5、6}	1、2、3、4
出走すべき選手が七人であるとき	1、{2、3}、{4、5}、{6、7}	1、2、3、4
出走すべき選手が八人であるとき	{1、2}、{3、4}、{5、6}、{7、8}	1、2、3、4
出走すべき選手が九人であるとき	{1、2}、{3、4}、{5、6}、{7、8、9}	1、2、3、4
出走すべき選手が十人であるとき	{1、2}、{3、4}、{5、6、7}、{8、9、10}	1、2、3、4
出走すべき選手が十一人であるとき	{1、2}、{3、4、5}、{6、7、8}、{9、10、11}	1、2、3、4
出走すべき選手が十二人であるとき	{1、2、3}、{4、5、6}、{7、8、9}、{10、11、12}	1、2、3、4
出走すべき選手が十三人であるとき	{1、2、3}、{4、5、6}、{7、8、9}、{10、11、12、13}	1、2、3、4
出走すべき選手が十四人であるとき	右に準ずる。	

広島競輪場入場者及び入場料並びに場内取締規則をここに公布する。

昭和二十七年十一月一日

広島市長　浜井信三

広島市規則第七十三号

広島競輪場入場者及び入場料並びに場内取締規則

第一条　市が行う競輪において、入場者及び入場料並びに競輪場内の取締は、別に定のあるものの外、この規則により行う。

第二条　市の行う競輪に関係する者は、すべてこの規則を知つているものとみなし、知らないことを理由としてその適用を免れることはできない。

第三条　入場料を納付したものに対しては、入場券を交付する。

第四条　入場券は、本符及び原符に分け、本符は、購買者に交付し、原符は、市において保存するものとする。

2　本符及び原符には、それぞれ発行者名及び印、競輪場名、競走施行の年月日を示すに足る文字、入場料金額、入場税額及び通し番号を記載するものとする。

3　入場券で前項に定める文字及び番号が判明しないもの又は原形を認識できないものは、無効とする。

第五条　自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第六条但書の規定による無料入場者は、左の各号に掲げる者のうちから、一日につき三百人以内の範囲において、市長が許可する。

一　国会の両議院の議員

二　広島県議会及び広島市議会の議員

三　関係官庁の職員

四　広島県及び広島市の職員

五　社団法人自転車振興会連合会の役職員（名誉会長、顧問、参与等を含む。）

六　社団法人広島県自転車振興会の会員及び職員（名誉会長、顧問、参与等を含む。）

七　前各号に掲げる者以外の者であつて、無料入場させることが必要なもの

2　前項の無料入場者には、無料入場証を交付する。

第六条　入場者に対しては入場券の改札を、無料入場者に対しては無料入場証の検査を、第七条の規定によりき章又は腕章を交付した者に対してはき章又は腕章の検査を行う。

2　競輪場内にいる者に対しては、入場券の検札及び無料入場証並びにき章又は腕章の検査を行う。

第七条　市の行う競輪の開催に関係がある左の各号に掲げる者が、競輪を開催している日に、当該競輪場内においてその事務に従事しようとするときは、第一号から第五号までに掲げる者に対してはき章又は腕章を、第六号に掲げる者に対しては通行証を交付する。

一　競輪に関係する政府職員及び市職員

二　開催執務委員及びその係員

三　選手

四　警察官及び警察吏員

五　報道に従事する者

六　前各号に掲げる者以外の者であつて競輪の開催に必要なもの

2　前項第五号及び第六号に該当する者の範囲は、開催執務委員長が定める。

第八条　左の各号に掲げる者以外の者は、競輪を開催している競輪場の選手控室、自転車保管場及び自転車修理場に入ることができない。

一　前条第一項第一号、第二号及び第三号に掲げる者

二　前号に掲げる者以外の者であつて、開催執務委員長が許可したもの

第九条　左の各号の一に該当する者は、競輪を開催している日に、その競輪場に入場し、又は立ち入ることができない。

一　入場券、無料入場証、き章、腕章又は通行証を持つていない者

二　未成年者であつて、保護者に同伴されていない者

三　他人の迷惑となるような服装をしている者

第十条　場内取締委員は、既に入場している者が左の各号の一に該当する場合においては、競輪場から退場を命ずることができる。

一　違法な行為をし、又はしようとした者

二　競輪の実施を妨げる行為をし、又はしようとした者

三　競輪場内の秩序を乱した者

四　競輪場内で業として競輪の予想をし、又は開催執務委員長の許可を受けないで物品を販売した者

五　他人の迷惑となるような服装をし、又は言動をした者

六　自転車競技法第十八条、第十九条及び第二十条の各号に掲げる者

2　前項の規定により退場を命ぜられた者は、その日においては、再び競輪場に入場することができない。

第十一条　自転車競走路及びその内側、審判台、開催執務委員控室、検査所、掲示場、勝者投票券発売所並びに払いもどし金交付所には、各々その事務に従事する者又は開催執務委員長が許可した者でなければ、入ることができない。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市競輪制裁審議会議事規則をここに公布する。

昭和二十七年十一月一日

広島市長　浜井信三

広島市規則第七十四号

広島市競輪制裁審議会議事規則

第一条　競輪制裁審議会の会議は、会長が招集する。

2　委員の四分の一以上の者から会議に付議すべき事件を示して会議の招集の請求があるときは、会長は、これを招集しなければならない。

3　会議を招集する場合は、会長は、あらかじめ、付議す

べき事件並びに招集の日時及び場所を委員に通知しなければならない。但し、急を要する場合は、この限りでない。

第二条　会長は、会議の議長となり議事を整理する。

第三条　会議は、在任委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。但し、同一の事件につき再度招集してもなお半数に達しないとき、又は招集に応じても出席委員が定数を欠き議長において出席を催告してもなお半数に達しないとき若しくは半数に達してもその後半数に達しなくなつたときは、この限りでない。

第四条　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2　前項の場合においては、議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

第五条　会議は、公開しない。

第六条　議長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席せしめ、その説明又は意見を聞くことができる。

第七条　この規則で定めるものの外、会議の議事について必要な事項は、会長が定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十七年十一月一日

広島市長　浜井信三

広島市規則第七十五号

広島市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

広島市営住宅管理条例施行規則（昭和二十七年広島市規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表中「江波南町引揚者住宅自七三至一一二号三〇〇、〇〇」の次に「宇品町引揚者住宅自一至八二号三〇〇、〇〇」及び「宇品町引揚者住宅自八三至九七号二〇〇、〇〇」を、「若草町災害住宅自二七至三〇号七七〇、〇〇」の次に「若草町災害住宅自三一至四二号七七〇、〇〇」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十七年十月一日から適用する。

広島市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十七年十一月七日

広島市長　浜井信三

広島市規則第七十六号

広島市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

広島市営住宅管理条例施行規則（昭和二十七年広島市規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表中皆実店舗住宅の部を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十七年九月十五日から適用する。

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則をここに公布する。

昭和二十七年十一月十五日

広島市長　浜井信三

広島市規則第七十七号

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則

地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）附則第四項に規定する単純な労務に雇用される職員の給与に関しては、当分の間、一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十六年三月三十日広島市条例第六十二号）を準用する。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

◎告　示

広島市告示第百四号

広島市宇品町地内の溝渠、別紙㈠は、別紙㈡のように付替をした。

ついては、別紙㈠の溝渠は、昭和二十六年八月十八日から公用を廃止し、別紙㈡の溝渠については、昭和二十六年八月十八日から使用を開始した。

右告示する。

おつて、この関係図面は、建設局下水課において一般の縦覧に供する。

昭和二十七年十月二十七日

広島市長　浜井信三

（別紙及び関係図面省略）

広島市告示第百五号

今回予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）の規定に基き、百日せき、ジフテリア及び種痘の予防接種を左記の通り施行する。

昭和二十七年十月二十八日

広島市長　浜井信三

実施要領

一、日　時　自昭和二十七年十一月四日至同二十八年一月三一日（診療時間中）

二、経　費　百日せき（三回接種）一回につき四十円
ジフテリヤ（三回接種）一回につき十円
種　痘　一回につき十円

三、接種を受ける人

百日せき

1　生後三箇月から生後六箇月に至る期間（三週間間隔で三回接種）

2　前号定期接種後十二箇月から十八箇月に至る期間（追加免疫一回接種）

ジフテリヤ

1　生後六箇月から十二箇月に至る期間（三週間間隔で三回接種）

2　小学校入学前六箇月以内及び小学校卒業前六箇月以内（追加免疫一回接種）

種痘

1　生後二箇月から生後十二箇月に至る期間

2　小学校入学前六箇月以内、小学校卒業前六箇月以内

四、其の他

1　種痘は必らず一週間後検診を受け検診の結果陰性の場合にはその後直ちに更に一回接種を受けなければならない。

2　百日せき及びジフテリアの注射を生後一回を受けない者は今回は三回受けること。

3　各接種のすんだ人は接種を受けたところで必らず証明書をお受け取り下さい。

4　希望の人も受けられます。

五、接種場所

白島中町　永山醫院　中町　炭田醫院
牛田町　河本〃　基町　基町診療所
矢賀町　森末〃　千田町二丁目　松林醫院
尾長町東山根　奥田〃　吉島羽衣町　池田〃
段原中町　益田〃　江波南町　中村〃
仁保町本浦　西村〃　舟入幸町　藤巻〃
青崎　川上〃　西新町　鉾村〃
的場町　石田〃　西引御堂町　高田〃
大須賀町　本郷〃　横川町二丁目　澄川〃
宇品町七丁目　西本〃　天満町　岩崎〃
旭町　久保〃　東観音町三丁目　落合醫院
丹那　松田〃　己斐中町　児玉〃
比治山本町　広本〃　古田町高須　田中〃
皆実町三丁目　伊藤〃　庚午町　吉村〃
藥研堀町　岡本〃　草津本町　大田〃
上流川町　古石〃　仁保町向洋　堀江〃
南蟹屋町　中川〃　江波沖町　聖路加診療所
荒神町　折田〃　大芝町　大芝〃
東蟹屋町　鈴木〃　淵崎　三戸醫院
段原日出町　山田〃　大手町九丁目　大田〃
宇品町　国立病院　宇品町　県立病院
千田町　日赤〃　油屋町　記念〃
基町　逓信〃　尾長町　鉄道〃
基町　社会保険市民〃　冨士見町　広島市保健所

広島市告示第百六号

昭和二十七年十月三十一日

広島市長　浜井信三

第三十三回仮換地予定地変更指定及び第十三回仮換地予定地借地権指定の発表について

1　広島平和記念都市建設事業東部土地区画整理施行に伴う左記の土地は、土地区画整理委員会の諮問を経て、仮換地予定地が変更に決定したから、関係者は、東部復興事務所で詳細承知されたい。

2　土地所有者に対する仮換地予定地の指定通知書は、土地所有届を提出済の者にのみ送達する。なお、土地所有届をいまだ提出していない者は、至急提出されたい。

3　今回発表の土地を売却又は譲渡するときは、事前に必ず東部復興事務所に協議の上取り運び願いたい。万一連絡がない場合は、決定した換地を取り消すことになることがあるから、是非連絡方実行願いたい。

4　前記仮換地予定地の使用開始の時期及び借地権その他の権利については、おつて指定する。

記

土地所在		土地所有者氏名
町名	地番	
千田町二丁目	七九ノ三外二筆	長神要次郎
同　町	七九八ノ一一	深瀬進外一名
比治山町	一九外二筆	広寂寺
白島中町	四ノ二	新谷重次郎
比治山本町	一二二五外四四筆	大藏省
台屋町	八五ノ二	奥本博
同　町	八五ノ四	藤川勝
橋本町	七外二筆	三木敏雄外一名
同　町	六ノ二外一筆	今西正治
鉄砲町	一三六ノ二外一筆	古垣内ハツ
大手町八丁目	一八七ノ二外一筆	日本基督教団
東白島町	一九外三筆	広島流川教団
同　町	二一外一筆	鳳寺
同　町	七ノ一外四筆	松下電器産業株式会社
白島西中町	一六外一筆	妙安山太郎
同　町	五七ノ一外二筆	茶山
同　町	三九ノ四	中島德雄
同　町	三九ノ一外一筆	中田太一
白島東中町	四三外八筆	吉田嘉一
同　町	二六ノ一外一筆	若木盤
愛宕町	二七ノ一	飯田周一
同　町	一二四ノ二	秋葉鉄太郎
西白島町	一二四ノ一	中国電力株式会社
同　町	六一ノ二外一筆	玖島正
蟻町	一〇九ノ一	渡辺友二
鉄砲町	一一二外四筆	富田幸一
東千田町	七二ノ二外五筆	山田克彦
千田町三丁目	四五六ノ一	広島県
	八六三ノ一外一筆	同
		今朝丸正治
		藤田組

千田町三丁目	八七一ノ一外一筆	広島組
紙屋町	甲三一ノ五	多山義雄
薬研堀	甲一一	藤本文子
同町	甲一一ノ二	梅田栄一
同町	甲一一ノ一外二筆	成永文
斜屋町	一ノ二外三筆	横田登
胡町	三六ノ二外一筆	村田富次郎外一名
同町	三六ノ一外二筆	村田富次郎
冨士見町	一五八ノ二	田中順
同町	一五八ノ一	二神栄造
同町	三七ノ四	重松忠雄
同町	三七ノ一	東山ワキ
同町	九ノ一外一筆	和田芳郎
鉄砲屋町	七一ノ二外二筆	町田回春堂
同町	一〇ノ一	天城巌
三川町	一〇ノ三外一筆	栗原健造
同町	四ノ一外一筆	田村虎之進
東白島町	一五ノ一	塚本久兵衛
同町	三ノ三外一筆	清水組
八丁堀	四一ノ一	広島銀行
下柳町	二〇ノ一	香川卯八
猿楽町	二〇	辰栄工業株式会社
鳥屋町	一九	松本孝一
同町	一五ノ一外一筆	山陽木材防腐株式会社

二、仮換地予定地借地権指定

1　広島平和記念都市建設事業東部土地区画整理施行に伴う左記の土地は、土地区画整理委員会の諮問を経て仮換地予定地の借地権の指定が決定したから、関係者は東部復興事務所で詳細承知されたい。

2　前記仮換地予定地の借地権使用開始の時期については、おつて指定する。

記

土地所在 町名	土地所在 地番	土地所有者氏名	借地権者氏名
堀川町	二四外一筆	高橋保兵衛	入江花子 三谷英一
同町	二三外一筆	宮本シウ	尾田実
東白島町	一七ノ四外一筆	高野一夫外一名	平田克己
土手町	一九ノ二外一筆	坂本常蔵	和田政人

関係図書縦覧場所

広島市基町

広島市建設局東部復興事務所

広島市告示第百七号

左記の者に対する昭和二十七年不動産差押調書、住所不明のため送達不能につき、地方税法第二十条及び、市税条例第十一条の規定により公示する。

昭和二十七年十月三十一日

広島市長　浜井信三

記

広島市東千田町四三五ノ一　佐伯彌三郎

広島市告示第百八号

建築基準法第四十二条第一項第五号に基き、左記のとおり道路の位置を指定する。

昭和二十七年十一月一日

広島市長　浜井信三

記

一、指定番号　第一号
二、指定年月日　昭和二十七年十一月四日
三、道路の位置　広島市鉄砲町拾番地九〇B
四、幅員及び延長　幅員四米、延長二一、一〇米
五、表示図面　別紙

なお、この関係図書は、建設局建築指導課において一般の縦覧に供する。

広島市告示第百九号

昭和二十七年度市民税第三期徴税令書、市内草津本町向井敏英外一、九六九件、住所不明のため、送達不能につき、地方税法第二十条並びに市税条例第十一条の規定により、自十一月十一日至十一月二十四日の十四日間公示する。

なお、右の公示分納期は、昭和二十七年十月一日から同月三十一日までとあるを同年十月一日から十一月二十五日までに変更する。

昭和二十七年十一月十一日

広島市長　浜井信三

広島市告示第百十号

昭和二十七年十一月十三日

広島市長　浜井信三

漂流物拾得について

左記のものについて拾得の届出があつたから、心当りの方は、広島市役所社会課に申し出られたい。

記

一、品名　伝馬船一隻　長さ一丈二尺五寸位
一、拾得場所　広島市草津港沖
一、拾得月日　昭和二十七年十月十五日
一、拾得者　広島市草津東町二十三組　井原清一

◎訓令

広島市訓令第六十五号の二

庁中一般

広島市役所事務決裁規程等の整理に関する規程を次のように定める。

昭和二十七年十月一日

広島市長　浜井信三

広島市役所事務決裁規程等の整理に関する規程

第一条　広島市役所事務決裁規程（昭和二十六年八月九日広島市訓令第七号の二）の一部を次のように改正する。

第八条中水道局長の項を削る。

第十条中水道局の項を削る。

第二条　左に掲げる規定は、廃止する。

広島市水道局浄水場守衛勤務規程（昭和二十六年九月六日広島市訓令第十一号）

広島市水源地参観規程（昭和二十六年九月六日広島市訓令第十二号）

水道計画のため土地立入測量及び検査証票（昭和十四年十二月十一日広島市告示第二百号）

共用栓鑑札雛形（明治三十一年十一月決定）

広島市訓令第六十九号

庁中一般

広島市福祉事務所処務規程（昭和二十六年十月一日広島市訓令第十九号の二）の一部を次のように改正し、昭和二十七年四月一日から適用する。

昭和二十七年十月二十八日

広島市長　浜井信三

第三条中庶務係の分掌事務の第四号を第五号とし、以下順次繰り下げ第三号の次に次の一号を加える。

四　民生委員法の施行に関すること。

同条中保護係の分掌事務の第四号を次のように改める。

四　戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）第五条の規定による更生医療の給付、補装具等の支給及び国立保養所への収容に関すること。

第六条第一号の次に次の五号を加える。

二　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十六条第二項の規定による費用負担能力の認定に関すること。

三　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第一項の規定による診査、更生相談及び措置に関すること。

四　身体障害者福祉法第二十条の規定による盲人安全つえ又は補装具の交付若しくは修理及びその購入又は修理に要する金銭の交付に関すること。

五　身体障害者福祉法第二十一条の規定による費用の徴収及び金銭の交付に関すること。

六　戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）第五条の規定による更生医療の給付、補装具等の支給及び国立保養所への収容に関すること。

広島市訓令第七十一号

競輪競馬事務局長専決規程を次のように定める。

昭和二十七年十一月一日

広島市長　浜井信三

競輪競馬事務局長専決規程

第一条　競輪競馬事務局長は、別に定があるものを除く外、この規程の定めるところにより専決する。

第二条　専決事項は、次の通りとする。

一　所属臨時雇員の任免、進退、賞罰、給与、服務及び公傷認定に関すること。
二　所属職員の諸願届出の処理及び除服出仕に関すること。
三　所属職員の時間外勤務及び市内出張に関すること。
四　当直員の割当に関すること。
五　法令又は市法規に基く諸給与金の支給に関すること。
六　定例の諸証明願、公簿閲覧及び諸願届出の処理に関すること。
七　定例又は軽易な文書の処理に関すること。
八　収入、支出及び振替命令に関すること。
九　一件十万円未満の工事以外の事業の施行及び経費の支出に関すること。
十　一件五十万円未満の物品の購入及び修繕の伺に関すること。
十一　一件賃貸料の年額又は総額五十万円未満の財産の貸与又は借受に関すること。
十二　見積価格三十万円未満の不用品の処分の伺に関すること。
十三　税外諸収入金の賦課徴収並びに納付延期、徴収猶予及び減免に関すること。
十四　税外諸収入金の徴収の嘱託及び受託に関すること。
十五　税外諸収入金の交付要求に関すること。
十六　事務局に関係のある市有財産の管理に関すること。
十七　軽易な各種諸行事の開催に関すること。
十八　競輪場内の取締に関すること。
十九　国庫納付金の納付に関すること。

◎選挙管理委員会告示

広選管告示甲第六十六号

昭和二十七年十月五日執行の広島市教育委員会委員選挙において公職選挙法第百九十二条の規定による市教育委員会委員候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨は次の通りである。

昭和二十七年十月二十五日

広島市選挙管理委員会委員長　平井憲太郎

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

一、選挙の種類　昭和二十七年十月五日執行広島市教育委員会委員選挙

二、期　間　自昭和二十七年十月一日 至昭和二十七年十月四日　（勝亦大平の分）第一回分

自昭和二十七年九月二十六日 至昭和二十七年十月十五日　（新延新一の分）第一回分

三、報告書の要旨

自昭和二十七年九月二十二日、至昭和二十七年十月五日

（米沢進の分）第一回分

候補者氏名	出納責任者氏名	寄附及びその他の収入の総額	支出の総額	立候補選挙運動のための支出	差引	報告書の受理年月日
勝亦大平	田頭新太郎	二七、〇五〇円	〇円	〇円	〇円	二七、一〇、一四
新延新一	円道茂	五、三五五	〇五、三五五	〇五、三五五	〇円	二七、一〇、一九
米沢進	大島肇	二九、八五〇	〇三、七五〇	〇三、七五〇	七、〇〇〇	二七、一〇、二九

四、主要な寄附者及び支出

(一) 寄附者

候補者氏名	寄附の総額	件数	寄附者の氏名又は団体名	職業	住所又は主たる事務所の所在地
米沢進	九、三〇〇円	一	大島肇	事務員	広島市矢賀町八五
	五〇〇円	一	吉田修蔵	同	広島市仁保町柞木
	一、五〇〇円	一	柳橋富三	同	広島市段原山崎町
	五〇〇円	一	松岡甲子夫	同	広島市旭町
	五〇〇円	一	山内憲	同	広島市出汐町
	三、〇〇〇円	一	浦田達男	同	広島市南観音町
	三、四〇〇円	一	宮田尚美	同	広島県安芸郡矢野町
	二、〇五〇円	一	工藤吉胤	同	〃 安芸郡舟越町
	一、八〇〇円	一	太田実	同	広島市仁保町大河
	一、四〇〇円	一	田中寿	同	広島市基町一
	三、八〇〇円	一	岡崎正		広島市三篠本町
	八〇〇円	一	前保照二		広島市第三基町
	一、三〇〇円	一	米沢鉄志		広島市舟入本町

(二) 支出

候補者氏名	支出の総額	件数	支出の目的
勝亦大平	三、九六〇円	四	人件費
	五、〇〇〇円	一	選挙事務所費
新延新一	五、四二〇円	二	通信費
	二〇〇円	一	交通費
	七〇〇円	一	印刷費
	八、四〇〇円	二	広告費
	三五九円	四	文具費
	一、〇七〇円	六	食糧費
	一、九六一円	七	雑費
米沢進	五、〇〇〇円	一	通信費
	三、二〇〇円	二	印刷費
	二五、五〇〇円	四	広告費
	七一〇円	一	食糧費
	八三五円	五	文具費
	一〇〇円	一	雑費
	五、〇〇〇円	四	人件費
	二〇〇円	一	集合会場費
	五、〇〇〇円	一	通信費
	四〇〇円	一	交通費
	一、四五〇円	二	印刷費
	一〇、五一五円	五	広告費
	一五円	一	文具費
	五五〇円	六	雑費

広選管告示甲第六七号

基本選挙人名簿を広島市役所において十一月五日より十五日間縦覧に供する。

昭和二十七年十一月一日

広島市選挙管理委員会

委員長　平井憲太郎

広選管告示甲第六八号

安芸海区漁業調整委員会委員選挙人名簿を広島市役所において十一月五日より十五日間縦覧に供する。

昭和二十七年十一月一日

広島市選挙管理委員会

委員長　平井憲太郎

広選管告示甲第六九号

昭和二十七年十月執行の衆議院議員及び県、本市教育委員会委員並びに県議会議員補欠選挙において政治資金規正法第十三条の規定による政党、協会その他の団体の選挙運動に関する収支報告書の要旨は次の通りである。

昭和二十七年十一月四日

広島市選挙管理委員会

委員長　平井憲太郎

政党、協会その他の団体の収支に関する報告書要旨

一、政治資金規正法第十三条の規定による報告書

二、期間

自昭和二十七年五月一日　至昭和二十七年十月十日　衆議院議員　広島県議会議員補欠　広島県、市教育委員会委員　選挙（広島県歯科医師連盟　広島支部の分）

自昭和二十七年九月五日　至昭和二十七年十月四日　衆議院議員　広島県議会議員補欠　広島県、市教育委員会委員　選挙（日本電気産業労働組合中国地方本部　広島県支部　広島支店分会の分）

自昭和二十七年九月五日　至昭和二十七年十月十五日　衆議院議員選挙（日本社会党　広島支部の分）

自昭和二十七年九月五日　至昭和二十七年九月三十日　衆議院議員選挙（広島市政研究会の分）

三、報告書の要旨

政党、協会その他の団体名	寄附及び収入又は寄附の総額	一件千円以上の寄附 件数	総額	一件五百円以上の寄附 件数	総額	支出の総額	一件千円以上の支出 件数	総額	一件五百円以上の支出 件数	総額	報告書受理年月日
広島県歯科医師連盟広島支部	なし	—	—	—	—	なし	—	—	—	—	二七、一〇、一〇
日本電気産業労働組合中国地方本部広島県支部広島支店分会	なし	—	—	—	—	なし	—	—	—	—	二七、一〇、二二
日本社会党広島支部	なし	—	—	—	—	なし	—	—	—	—	二七、一〇、二三
広島市政研究会	なし	—	—	—	—	なし	—	—	—	—	二七、一〇、二九

四、主たる寄附者及び支出

(一) 寄附者　該当なし

(二) 支出　該当なし

広選管告示甲第七〇号

広島市選挙管理委員会を左記により開催する。

昭和二十七年十一月五日

広島市選挙管理委員会

委員長　平井憲太郎

記

一、日時　昭和二十七年十一月七日午前十時

一、場所　広島市役所

一、議題　人事に関する件その他

広選管告示甲第七二号

広島市選挙管理委員会を左記により開催する。

昭和二十七年十一月十九日

広島市選挙管理委員会

委員長　平井憲太郎

記

一、日時　昭和二十七年十一月二十一日午後一時

一、場所　広島市役所

一、議題　一、昭和二十七年九月十五日現在で調製した基本選挙人名簿の異議の申立決定について

一、昭和二十七年九月十五日現在で調製した安芸海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の異議の申立決定について

広選管告示甲第七一号

広島市選挙管理委員会規程（昭和二十一年十一月三十日告示甲第九号）の一部を次のように改める。

昭和二十七年十一月七日

広島市選挙管理委員会

委員長　平井憲太郎

第十二条第四号を職員の補職、給与及び服務に関することに改める。

第十七条中一、選挙人名簿の調製及び縦覧に関する事項の次に

一、選挙人名簿についての異議申立に関する事項を加え、

一、投票区、選挙区の設定改廃に関する事項中投票区の次に開票区を加える。第十八条中命免するとあるを補職するに改める。

附　則

この規程は、公布の日から施行する。

◎教育委員会訓令

広市教委訓令第一号

広島市教育委員会事務局課長代決規程（昭和二十六年四月十日教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

昭和二十七年十一月一日

広島市教育長　宮川造六

題名を次のように改める。

広島市教育委員会事務局課長専決規程

この規程中「代決」を「専決」に改める。

第二条中第六号を削り、第七号を第六号とし、同号中「五万円」を「二十万円」に改め、同号の次に次の一号を加える。

七　一件三万円未満の物品の購入、修繕伺に関すること。

第三条第三号中「嘱託助教諭」の下に「講師」を、第四号中「薬剤師」の下に「並びに常勤の嘱託及び炊事婦」をそれぞれ加え、第十号の次に次の一号を加える。

十一　授業料の減免に関すること

第四条中第一号を削り、第二号を第一号に、第三号を第二号にそれぞれ改める。

第五条第四号中「十万円」を「三十万円」に、第五号中「一万円」を「五万円」に、第六号中「五万円」を「三十万円」にそれぞれ改める。

第六条第二号中「公民館の運営」を「公民館との連絡調整」に改める。

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。

広市教委訓令第二号

館長事務決裁規程を次のように定める。

昭和二十七年十一月一日

広島市教育長　宮川造六

館長事務決裁規程

第一条　広島市教育委員会事務決裁規則（昭和二十五年十二月十四日広島市教育委員会規則第五号）第四条及び第

五条の規定に基き、浅野図書館、広島児童図書館及び中央公民館（以下「社会教育機関」という。）の館長に委任し又は専決させる事項は、この規程の定めるところによる。

第二条　次の事項は、館長に委任する。

一　社会教育機関の施設（備品、資料等を含む。）の使用に関すること。

第三条　次の事項は、館長が専決する。

一　法令若しくは市法規に基く諸給与金の支給に関すること。

二　所属職員（司書以上を除く）の諸願の届出処理及び除服出仕に関すること。

三　所属職員の時間外勤務及び市内出張に関すること。

四　定例の諸証明、諸願届出処理に関すること。

五　定例又は軽易な文書処理に関すること。

六　一件賃貸借料年額又は総額二十万円未満の財産の貸与又は借受に関すること。

七　一件三十万円未満の物品の購入、修繕伺に関すること。

八　臨時休館（但し連続三日以内）の決定に関すること。

九　附属施設及び備付物品の損害賠償に関すること。

十　開館時間の臨時伸縮に関すること（中央公民館長を除く。）

十一　公民館運営審議会の運営に関すること（浅野図書館長及び広島児童図書館長を除く。）

第四条　前二条に定める事項で重要又は異例に属すると認められるもの、若しくは解釈上疑義のあるものについては、教育長の決裁をうけなければならない。

附　則

この規程は、公布の日から施行する。

◎公安委員会告示

広島市公安委員会告示第二十一号

道路交通取締法並びに道路交通取締令による道路の交通に関する必要な制限（昭和二十三年三月七日広島市公安委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

昭和二十七年十一月一日

広島市公安委員会

一の8を次のように改める。

8　広島市革屋町一六番地先より同市堀川町七九番地を経て同市八丁堀七三番地先（含同市胡町八番地先より以西同市堀川町四七番地先より以西、各々金座街に至る間）に至る間、及び広島市紙屋町三三番地先より同市横町三ノ一番地先に至る間の車馬（但し自転車を除く）の通行禁止

但し一、袋町小学校通り及び大手町通り（いずれも南北行）を除く。

二、十一月一日より五月三十一日までは毎日十二時より十八時まで

六月一日より十月三十一日までは毎日十二時より二十二時まで

広島市公安委員会告示第二十二号

緊急自動車指定について

広島市基町一番地

社会保険広島市民病院長　甲斐太郎

右申請に係る標記のことについて道路交通取締令第十九条に基き緊急自動車として左記の通り条件を附して指定する。

昭和二十七年十一月一日

広島市公安委員会

記

番号	指定自動車	塗色	指定条件	備考
一	一九五二年式トヨッペット 箱型 車体番号二SG一二一一八 車輌番号広八－四五一七三号	白色にして少し黄色を帯びたるもの	不時の災害発生時において被害者の救出及び重病患者輸送の際	

◎辞令

広島平和記念都市建設専門委員会委員を委嘱する　大野台助

広島平和記念都市建設専門委員会委員を解く　飯田一突

広島平和記念都市建設専門委員会幹事を委嘱する　奥田教朝

広島平和記念都市建設専門委員会幹事を解く　下島正夫

広島平和記念都市建設専門委員会幹事を命ずる　高木新太郎

広島平和記念都市建設専門委員会幹事を命ずる　勝原亨三

広島平和記念都市建設専門委員会幹事を免ずる

昭和二十七年十月一日（各通）

技術吏員　甲斐太郎

事務吏員　永井要

広島市職員考査委員会臨時委員を命ずる

昭和二十七年十月二十五日（各通）

事務吏員　江口松芳

〃　田窪真吾

〃　川本浄真

〃　徳永健三

〃　菅尾真登

〃　伴谷勇

〃　向井一貫

〃　塩見清

技術吏員　丹羽賢象

広島市原爆関係功労者調査委員を命ずる

田中卯一

楢本義雄

真木賢三

福原一

広島市原爆関係功労者調査委員を委嘱する

事務吏員　島田秀雄

総務局徴収課勤務を命ずる

事務吏員　新田明

段原出張所勤務を命ずる

事務吏員　堀内竹春

地方公務員法第二十八条第二項第一号により、一箇月間、休職を命ずる

事務吏員　多田博

地方公務員法第二十八条第二項第一号により、一年間、休職を命ずる

昭和二十七年十一月一日（各通）

広島市水道局技術吏員　任都栗一雄

広島市水道局浄水課長を命ずる

広島市水道局技術吏員　寺西正雄

広島市水道局浄水課長事務取扱を免ずる

昭和二十七年十月二十五日（各通）

技術員　西川英之

技術吏員に任命する

技手に補する

昭和二十七年十一月十四日

◎雑報

出張所々管区域別人口及び世帯状況（△印減）（二七、一一、一現在）

出張所別	人口	同上前月との比較	世帯	同上前月との比較
牛田	九、五三七	一五	二、四〇六	四
尾長	一四、七一一	三	三、四一八	△一
青崎	九、八〇四	七六	二、三九七	△一
段原	二一、六三〇	八二	五、七三三	三
比治山	一七、六八七	七三	四、三三〇	三三
仁保	五、八三五	△一四	一、五〇六	△三三
大河	一一、七三七	△六	二、九二一	五
皆実	一七、三二五	△三八	四、三三四	二
宇品	二五、〇一八	△一〇三	六、五五四	△一〇
似島	二、一五七	△二〇	四九八	△六
基町	二九、六〇六	一八六	七、六七七	三七
元・中央	四三、〇〇三	一四四	一〇、九五〇	六六
十日市	二一、八八三	五三	五、四九六	四一
舟入	一五、〇六七	九四	三、八九五	三六
観音	一九、五六九	五九	四、六六六	一三
己斐	一九、四七三	五八	五、二〇四	三六
三篠	一七、六五四	△四一	四、五一三	△三
草津	一三、六七〇	八六	三、三六〇	二〇
計	三一三、七六五	七〇七	七九、七二八	三五三

戸籍上の市勢（二七年一〇月分）

種別		件数	同上一日分 最大	最少	平均	前年同期件数	差引増△減
婚姻		一一七（一〇一）	一三（九）	二（｜）	五・七（三・二六）	一一二（九六）	五
離婚		四九（一八）	五（三）	｜（｜）	一・六（〇・六）	三三（一八）	一六
出生	男	二四一（七三）	一八（八）	三（｜）	七・七（三・四三）	二七一（八〇）	△三〇（△七）
	女	二五八（五八）	一八（七）	二（一）	八・三（一・八七）	二四一（六六）	一七（△八）
	計	四九九（一三一）	三二（九）	六（一）	一六・〇（四・三二）	五三二（一四六）	△三三（△一五）
死亡	男	一一三（三六）	九（八）	一（｜）	三・六四（一・一六）	九九（四〇）	一四（△四）
	女	一〇二（三六）	七（七）	｜（｜）	三・二九（一・一六）	一〇三（三〇）	△一（六）
	計	二一四（七二）	一四（一一）	一（｜）	六・九（二・三二）	二〇二（七〇）	一二（二）
抄謄本請求		八、五八〇	七八〇	一三八	三一七・七	八、三九一	一八九
印鑑届		一、八八八	一〇五	三四	六九・九	一、〇九二	七九六
印鑑照査		五、二〇〇	二六一	八八	一九二・五	四、七五六	四四四
身分証明		四〇五	二九	二	一五・〇	四六一	△五六
戸籍閲覧		一七九	一〇	一	六・六三	二六二	△八三

一、市内の出生と死亡から見た増数
男一二八人 女一五七人 計　二八五人　一日平均　九、一人

一、前年同上
男一七二人 女一三九人 計　三一一人　一日平均　一〇人

一、謄抄本作製数　八、五二八枚
従事者延二七五人　一日一人平均　三一枚

一、失期件数　三〇件
内訳　出生　二四件、死亡　五件、相続　一件

一、（　）は、本市以外地での事件を本籍地である本市へ郵送届出たもの婚姻、離婚、出生、死亡は三十一日分その他は二十七日分で計算したもの

広島市報
号外
発行
昭和27年11月29日
（土曜日）
発行所　広島市国泰寺町三九
広島市役所
電話（代表）
中三三二一
中六五二一　市会
中一四三六　秘書
中一四三八　会計
中六五二一　労政
中一四三一　市民
中一四三〇　保健
中〇五四一　市病院
中二四三一　中央卸売市場
中二四三二　工業指導所
中二四三三　農業共済事務局
中二四三四　水道局
中二四三五　清掃
中二四三六　児童文化会館
中二四三七　東部復興事務所
中二四三八　警察本部
中二四三九　中央公民館
中二四三一　災害対策本部
中二四三二　収税課
中二四三三　会計課
中二四三四　都市計画事務局
中二四三五　競輪競馬事務局

◎財政事情公表

広島市告示第百十六号

地方自治法第二百四十四条の規定並びに広島市「財政事情」の作製及び公表に関する条例により、本市の「財政事情」を次のように公表する。

昭和二十七年十一月二十九日

広島市長　浜井信三

広島市の「財政事情」

ここに昭和二十六年度各経済決算見込の状況並びに昭和二十七年度予算執行状況を公表し、賢明なる市民各位の御理解と御批判を仰ぎ、本市発展のため、なお、一層の御協力をお願いする次第である。

目次

一、本市財政の歩み
(一) 昭和二十六年度歳入出状況調
(二) 昭和二十七年度歳入出状況調
二、公営企業について
(一) 水道事業
(二) 競輪事業
三、市税について
四、財産公債及び一時借入金の現在高
(一) 市有財産
(二) 公債
(三) 一時借入金
五、むすび

一、本市財政の歩み

前回の「財政事情」公表の際、昭和二十六年度財政の状況について、つぶさに申し述べたので、今回は主として昭和二十六年度と、昭和二十七年度にわたる財政の推移についてその概要を公表することとした。

地方自治体財政自立のため、従来各種制度の改革が実施されたのであるが、依然として多額の財源を国庫に依存する財政状態にあり、復興諸事業の推進は年と共に困難なる実情であつたが、昭和二十六年度予算の執行に当つては、従来の経理制度を訓令制度に改め、収入の早期確保とあいまつて、極力経費の節減を図る等の方針をとり、自立財政堅持に努めたのである。

歳入予算の執行状況を見ると（三）昭和二十六年度歳入出状況調参照）

市独自財源は予算額に対し九二%
国県依存財源は予算額に対し七九%
歳入全体は予算額に対し八四%

の収入率となつているが、これを昭和二十五年度に比較すると、

市独自財源は四%の増、
国県依存財源は六%の減

となつており、

歳出予算に対する執行状況は、
一般会計は予算額に対し八四%
建設費は予算額に対し八九%
その他の会計は予算額に対し七八%

歳出総体予算額に対する執行は八五%

となつている。

以上の実績により見れば、市民各位の御協力の成果があがりつつあると共に、実質上国県依存財政より自立財政に向いつつあるものと思料されるのであるが、終戦以来の財政赤字の「しわよせ」は昭和二十六年度決算に支障を生じ、これが決算の方途としては、昭和二十六年度末了諸事業の繰り延べ措置を行う一方、政府よりの国庫予算の一部繰り上げ充用による赤字補てんの融資等により、措置をとつたのである。

以上の措置を採ることにより、昭和二十六年度の決算は一応解決することができえたが、前述赤字の繰延べ等による「しわよせ」は、必然的に昭和二十七年度の財政運営に支障を与える結果となり、予算編成上根本的な対策樹立を必要とするにいたつたのである。

当初予算の編成に当つては、昭和二十六年度財政運営に根本的な再検討を加え、終戦以来年々膨張する諸経費の財政規模の膨張を抑圧する方針をとり、行政の整理の断行と、諸経費約二割の節約を強行する手段等をもつて、終戦以来の赤字累増を解消する計画のもとに緊縮予算の編成に努力したのである。

(一) 昭和二十六年度歳入出状況調 (単位円)

一般会計 歳入

科目	当初予算額	最終予算額	最終予算額に対する百分比	収入額	差引 増	差引 減	最終予算額に対する収入額の百分比
一 市税	六〇三、一〇八、七三五	七二四、二八八、二四〇	四四	六七六、八八五、四三七	—	四七、四〇二、八〇三	九三
内 普通税	五五九、七〇二、二九五	六一九、三五九、五一六	三七	六三五、八六〇、一六〇	一六、五〇〇、六四四	—	一〇三
内 税法による税収入	五三、四〇六、四四〇	九四、九一八、八六四	六	四一、〇二五、二七七	—	五三、八九三、五八七	四三
二 地方財政平衡交付金	二五六、三四一、〇〇〇	三三四、五三二、三四四	二〇	三〇九、五三九、〇〇〇	—	二四、九九三、三四四	九三
三 公共企業及び財産収入	四七〇、五九二	四七〇、五九二	—	八一三、〇〇〇	三四二、四〇八	—	一七三
四 使用料及び手数料	八三、七四一、三五八	八六、三三六、一五〇	五	八三、四〇七、四六五	—	二、九二八、六八五	九七
五 国庫支出金	一六一、七四三、六六五	二六三、四五〇、〇七九	一六	二三八、二六〇、一五四	—	二五、一八九、九二五	九〇
六 県支出金	一七、六九三、五八四	三三、六一六、〇八五	二	三一、四〇七、一五〇	—	二、二〇八、九三五	九三
七 寄附金	—	一一、四八二、五五一	一	九、〇一七、〇〇〇	—	二、四六五、五五一	七八
八 繰入金	四、三〇四、五九六	四、七八八、三一六	—	四、七八八、三一六	—	—	一〇〇
九 繰越金	—	三、七一四、三五九	一	三、七一四、四〇〇	—	—	一〇〇
十 雑収入	一四、六六八、八九三	二四、八六五、八六五	二	三四、九九一、三一九	一〇、一二五、四五四	—	一四一
十一 市債	一三三、九〇〇、〇〇〇	一七六、七〇〇、〇〇〇	一〇	一〇七、三〇〇、〇〇〇	—	六九、四〇〇、〇〇〇	六一
歳入合計	一、〇六五、八九一、三七四	一、六五三、三五四、六六一	一〇〇	一、三九〇、一三五、一四一	—	二六三、二一九、五二〇	八四

歳出

科目	当初予算額	最終予算額	最終予算額に対する百分比	支出額	残額	最終予算額に対する支出額の百分比
一 議会費	一八、五九五、一四四	二二、九一〇、四三四	一	二二、一四〇、六九二	七六九、七四二	九七
二 役所費	二一九、一一五、一五三	二五二、九三〇、七四五	一五	二四三、九六〇、七六二	八、九六九、九八三	九六
三 警察消防費	二〇四、四三〇、九四一	二〇三、九八〇、四四六	一三	一九七、九四三、六四六	六、〇三六、八〇〇	九七
四 土木費	四一、五三九、九三三	七四、四五九、九七四	五	三七、五三七、八一九	三六、九二二、一五五	五〇
五 教育費	九七、六五四、〇六六	一一三、三〇〇、七七三	七	一〇二、九八七、二八五	一〇、三一三、四八八	九一
六 社会労働施設費	二六五、四五四、二二五	三三八、九〇三、五五六	二〇	三〇五、八六三、五八八	三三、〇三九、九六八	九〇
七 保健衛生費	三四、四七四、一四七	八七、一六四、五二一	五	五三、〇六五、六四九	三四、〇九八、八七二	六一
八 産業経済費	二八、五八二、一六四	五七、一〇八、〇〇八	三	四九、〇七七、九二一	八、〇三〇、〇八七	八六
九 財産費	七、〇三七、〇九五	九、三二三、四六八	一	八、〇〇七、九〇九	一、三一五、五五九	八六
十 統計調査費	一、〇五一、四八五	一、三六二、三八五	—	一、〇八四、四七六	二七七、九〇九	八〇
十一 選挙費	一五、七五六、七五七	一六、九五九、七三七	一	一三、九五一、九〇五	三、〇〇七、八三二	八二
十二 公債費	二六、六一三、三一一	二七、二六五、三一一	二	二七、二五六、〇〇二	九、三〇九	一〇〇
十三 輸送費	三、〇六〇、〇〇〇	九、二八一、五七五	一	九、〇九六、〇九四	一八五、四八一	九八
十四 監査委員費	一、六六九、三〇三	一、六六九、三〇三	—	一、四六〇、五〇七	二〇八、七九六	八七
十五 災害土木費	—	三〇、六三六、五六九	二	一一、四七五、二六一	一九、一六一、三〇八	三七
十六 公平委員会費	—	五八三、九三〇	—	一八七、八三二	三九六、〇九八	三二
十七 災害復旧費	—	一一三、七八五、七三三	七	三〇、三八〇、六二二	八三、四〇五、一一一	二七
十八 諸支出金	六八、六七七、八六三	二九〇、六四一、四七五	一八	二七〇、七三八、九〇七	一九、九〇二、五六八	九三
十九 予備費	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	—	三一、六五一	一、九六八、三四九	二
歳出合計	一、〇六五、八九一、三七四	一、六五三、三五四、六六一	一〇〇	一、三八五、三三六、五四八	二六八、〇一八、一一三	八四

特別会計建設費 歳入

科目	当初予算額	最終予算額	最終予算額に対する百分比	収入額	差引 増	差引 減	最終予算額に対する収入額の百分比
一 公企業及び財産収入	五、一〇四、七五〇	五、一〇四、七五〇	一	—	—	五、一〇四、七五〇	—
二 国庫支出金	三二〇、六三一、八〇〇	二四九、八四三、一四三	四三	二四一、九三九、二六八	—	七、九〇三、八七五	九七
三 繰入金	六〇、〇〇〇、〇〇〇	三三三、三三四、〇六八	五七	三二四、三二三、五四〇	—	九、〇一〇、五二八	九七

科目	当初予算額	最終予算額	最終予算額に対する百分比	支出額	残額	最終予算額に対する支出額の百分比
四雑収入	四、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	—	一〇〇
五市債	—	一二、〇〇〇、〇〇〇	三	七、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	五八
六繰越金	—	—	—	—	—	—
七換地清算徴収金	—	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—
八寄附金	—	—	—	—	—	—
歳入合計	八四、四四四、三四四	九四、〇四四、九六六	一一二	六八、七六六、九九九	四四、四四四、九六七	四七

歳出

科目	当初予算額	最終予算額	最終予算額に対する百分比	支出額	残額	最終予算額に対する支出額の百分比
一建設費	六〇、六六一、〇〇〇	七四、〇〇四、九六六	一二四	六二、一六九、三六八	八、八六三、三四四	八四
記念施設費	四、一四四、三九	四、五四一、三九	一四四	四、九六一、一八八	四七、四四四、〇八一	九四
区劃整理費	八、六四四、〇〇〇	一〇、一四四、九六六	一四四	七、四三一、一八八	二、七一七、七八一	七六
街路費	一七、四四四、〇〇〇	二七、六三一、九六九	一六四	一〇、〇四〇、一〇一	一七、五九一、八六八	三八
重要幹線街路費	一一、四〇〇、〇〇〇	一一、四〇〇、〇〇〇	一	九、六三一、一四〇	一、七六九、八六〇	八九
橋梁費	六、七〇〇、〇〇〇	六、七〇〇、〇〇〇	一	六、四三一、一四〇	二六九、八六〇	九四
第一期下水道築造費	一五、四五〇、〇〇〇	六六、〇四〇、〇〇〇	四四	六六、〇四〇、〇〇〇	〇	一〇〇
本年度支出額	六六、〇四〇、〇〇〇	六六、〇四〇、〇〇〇	一	六六、〇四〇、〇〇〇	〇	一〇〇
公共空地整備費	九、六六〇、〇〇〇	六、八四四、九四四	七四	五九、八四一、〇四〇	一、〇六三、八四四	九六
住宅建設費	一四〇、〇七三、〇〇〇	一二、七三三、九六〇	一四	一〇、〇四〇、九六四	二、六九三、九六六	八六
学校営繕費	二一〇、〇四〇、〇〇〇	三五、八三五、一四〇	一六	一〇、八三一、一八八	二四、九四四、九五二	三九
建築費	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一	一、三五一、一四四	四九、八五六	九三
瓦斯及び軌道事業費	六、五六〇、〇〇〇	八、五六〇、〇〇〇	一	八、五六〇、〇〇〇	一	一〇〇
排水施設整備費	—	一〇、八〇一、三八	一	一〇、八〇一、三八	一	一〇〇
路面舗装費	一三、〇四〇、〇〇〇	一、四四〇、〇〇〇	一	一、四四〇、〇〇〇	一	一〇〇
都市公共施設整備費	八、五四四、〇〇〇	一、五四〇、〇〇〇	一	一、五四〇、〇〇〇	一	一〇〇
建設調査費	一、五四〇、〇〇〇	一、五四〇、〇〇〇	一	一、五四〇、〇〇〇	一	一〇〇
二公債費	三一、六六六、六六六	三一、六六六、六六六	一	三一、六六六、六六六	一	一〇〇
三諸支出金	六六、六六六、六六六	四四、〇四四、九四四	六六	四四、〇四四、九四四	〇	九九
歳出合計	八四、四四四、三四四	九四、〇四四、九六六	一一二	六八、七六六、九九九	四四、四四四、九六七	四七

その他の特別会計　歳入

会計別	当初予算額	最終予算額	最終予算額に対する百分比	収入額	差引 増	差引 減	最終予算額に対する収入額の百分比
公益質屋費	五、五六〇、〇〇一	五、五六〇、〇〇一	一四一	一、六四四、四一一	—	三、九六五、五八九	三三
奨学資金	一、五七九	一、五七九	—	一、五四四	—	四三五	九六
天満町外部落有財産	四	四	—	—	四	—	—
用品調達費	七、五六〇、八二一	七、五六〇、八二一	九六	七、五六〇、八二一	—	—	一〇〇
歳入合計	三一、六六六、四〇六	三一、六六六、四〇六	一〇〇	一〇、八四〇、七二一	二〇、八二五、六八五	—	三六、四五六

歳出

会計別	当初予算額	最終予算額	最終予算額に対する百分比	支出額	残額	最終予算額に対する支出額の百分比
公益質屋費	五、五六〇、〇〇一	五、五六〇、〇〇一	一四一	一、六四四、四一一	三、九六五、五八九	三三
奨学資金	一、五七九	一、五七九	—	一、五四四	四三五	九六
天満町外部落有財産	四	四	—	—	四	—
用品調達費	七、五六〇、八二一	七、五六〇、八二一	九六	七、五六〇、八二一	〇	一〇〇
歳出合計	三一、六六六、四〇六	三一、六六六、四〇六	一〇〇	一〇、八四〇、七二一	二〇、八二五、六八五	三六

昭和26年度
一般会計歳入予算

1,653,254,661円　昭和27.4.1現在

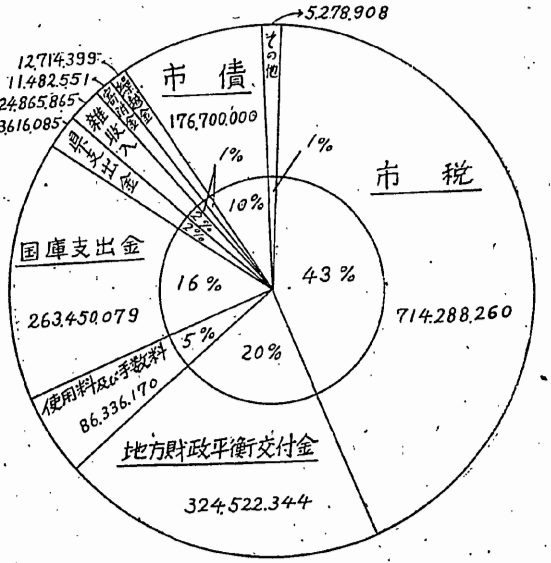

昭和26年度
各会計別予算

2,721,749,463円　昭和27.4.1.現在

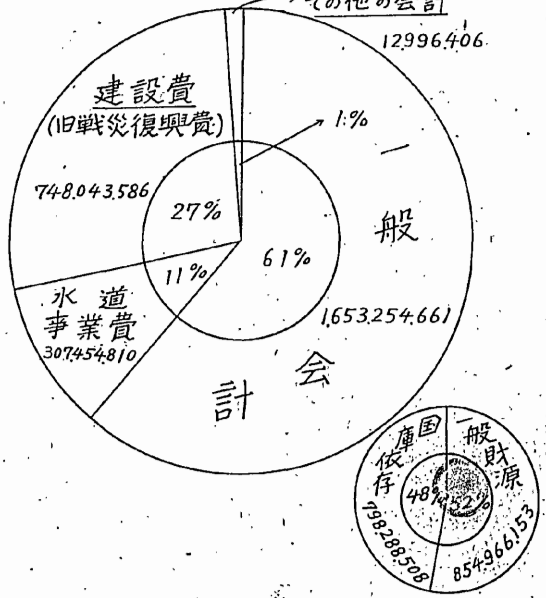

昭和26年度 各会計別歳入決算

2,291,110,661円

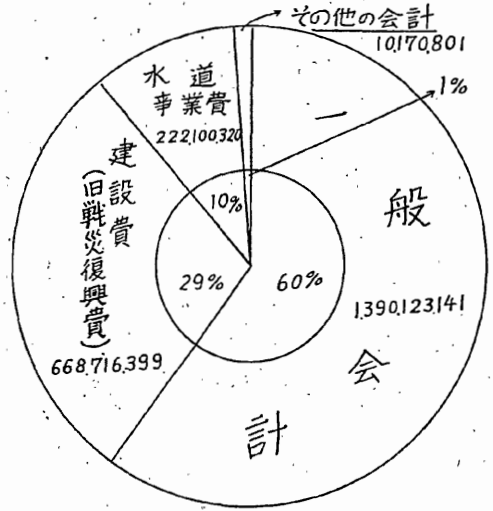

昭和26年度 一般会計歳出予算

1,653,254,661円

昭和27.4.1現在 22,910,434

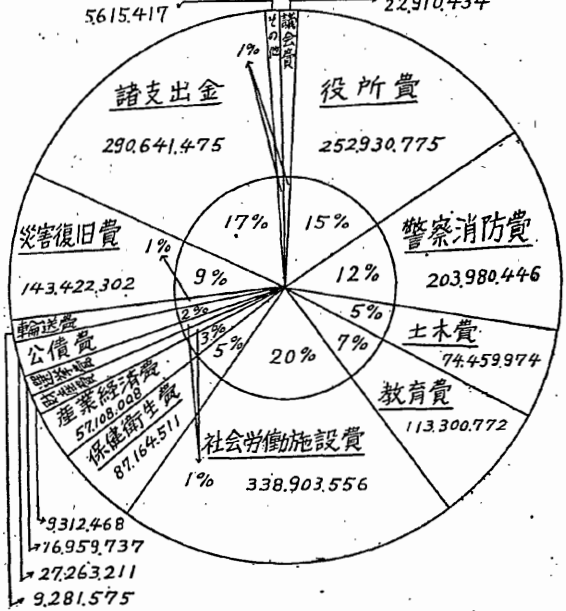

昭和26年度
一般会計歳入決算

1,390,123,141円

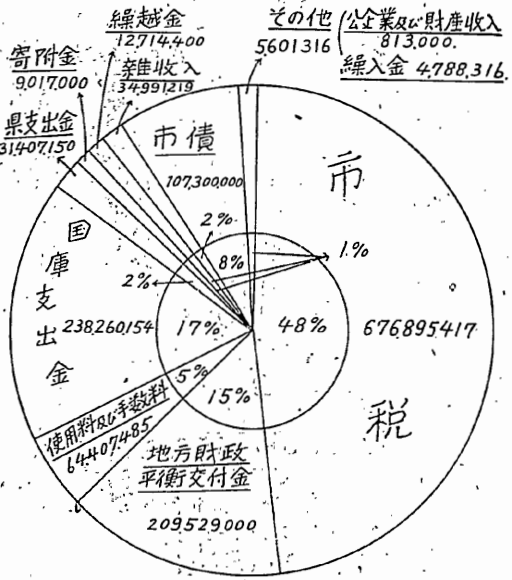

昭和26年度
各会計別歳出決算

2,278,265,405円

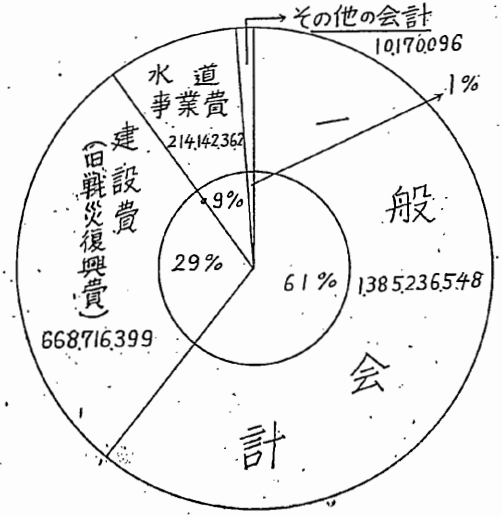

(1) 昭和二十七年度歳入出状況調（単位円）

一般会計　歳入

科目	当初予算額	追加更正予算額	現在予算額	現在予算額に対する百分比	自四月至九月収入額	現在予算額に対する収入額の百分比
一市税	六六六、一〇〇、〇〇〇	七一、五四九、六三一	七三七、六四九、六三一	六六	三六六、九六六、九六六	四四
〔旧法による税収入	六六四、四六六、六六〇	六六、九六六、六六〇	七三一、四三二、六六〇	六六	三六六、九六六、九六六	四四
二地方財政平衡交付金	一一、八六一、六〇一	三、六六一、六〇一	一五、五六二、二〇二	一一	四、四四一、一四四	二六
三公企業及び財産収入	四六、六六四、六六四		四六、六六四、六六四	四六	二四、四六六、六六四	四四
四分担金及び負担金	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇		一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇
五使用料及び手数料	四四、四六六、四六一		四四、四六六、四六一	四四	一一、一一一、一一一	二五
六国庫支出金	七、六六一、六六一		七、六六一、六六一	七	一、六六一、六六一	二四
七県支出金	九、六六一、〇〇〇		九、六六一、〇〇〇	九	一、六六一、〇〇〇	一七
八寄附金	四、四六六、〇〇〇		四、四六六、〇〇〇	四	一、〇〇〇、〇〇〇	二四
九繰入金	一、〇〇〇、〇〇〇		一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇
十繰越金	一		一	一	一	一
十一雑収入	三四、四六六、三六六	△	三四、四六六、三六六	三四	四、六六一、六六一	一四
十二市債	四四、一〇〇、〇〇〇	七、六〇〇、〇〇〇	五一、七〇〇、〇〇〇	六一	一	一
歳入合計	一、四六六、六四四、六六六	四四、四六六、六六六	一、五四四、一一一、一一一	一〇〇	四六一、六六一、一一四	二六

歳出

科目	当初予算額	追加更正予算額	現在予算額	現在予算額に対する百分比	自四月至九月支出額	現在予算額に対する支出額の百分比
一議会費	三二、六四〇、〇〇一	一	三二、六四〇、〇〇一	一	一四、一四一、一四四	四六
二役所費	二四四、六六〇、六六六	二四四、〇〇〇	二四六、六六〇、六六六	一四	一四六、一四四、一四四	四四

一般会計　歳入

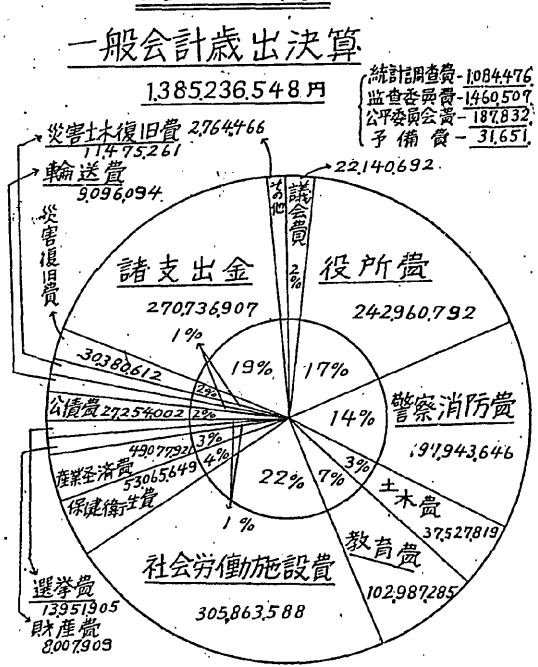

科目	当初予算額	追加更正予算額	現計予算額	現在予算総額に対する百分比	自四月至九月支出額	現在予算額に対する支出額の百分比
三 公平委員会費	四九、七〇〇	—	四九、七〇〇	—	二五、二四〇	五一
四 警察消防費	二〇三、二〇六、八五三	七、一三一、〇〇〇	二一〇、三三七、八五三	一二	九四、三三三、五一八	四五
五 土木費	一三六、六五三、四九八	五、七七三、〇〇〇	一四二、四二六、四九八	七	四四、三七九、二五六	三一
六 教育費	三八四、八一四、三三五	五五、六七八、三三〇	四四〇、四九二、六六五	二三	九二、四八〇、四一七	二一
七 社会労働施設費	四四六、七二七、一一七	五、一三三、二六五	四五一、八六〇、三八二	二三	一八七、四六三、三三九	四一
八 保健衛生費	七八、四五〇、四八六	二四、六〇五、四七五	一〇三、〇五五、九六一	五	四四、九八四、〇三七	四四
九 産業経済費	三八、五六〇、六七二	八、二七二、六五七	四六、八三三、三二九	二	一八、九六三、〇三七	四〇
十 財産費	一〇、九六六、四四四	—	一〇、九六六、四四四	一	六、一八一、四九三	五六
十一 統計調査費	一、七五三、七四〇	—	一、七五三、七四〇	—	六一四、一三五	三五
十二 選挙費	九、九二八、五四三	六、三〇三、〇〇〇	一六、二三一、五四三	一	四、八〇三、九五五	三〇
十三 公債費	三六、三三八、〇〇一	—	三六、三三八、〇〇一	二	一六、四七三、九一二	四五
十四 輸送費	六、四〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	九、四〇〇、〇〇〇	一	三、五三七、四三〇	三八
十五 監査委員費	一、八六七、三一三	—	一、八六七、三一三	—	九六五、八三〇	五二
十六 災害復旧費	二五、八五三、〇〇〇	五六、〇六五、七五〇	八一、九一八、七五〇	四	一一、四七五、七七四	一四
十七 諸支出費	九九、八〇八、三四〇	九、〇〇五、〇〇〇	一〇八、八一三、三四〇	六	九、八三〇、八九七	九
十八 予備費	五、〇〇〇、〇〇〇	—	五、〇〇〇、〇〇〇	—	一、四九八、〇〇〇	三〇
歳出合計	一、七六三、六三四、三五六	一八一、〇七五、四四七	一、九四四、七〇九、八〇三	一〇〇	六八四、八九九、三三三	三五

特別会計建設費

歳入

科目	当初予算額	追加更正予算額	現在予算額	現在予算総額に対する百分比	自四月至九月収入額	現在予算額に対する収入額の百分比
一 国庫支出金	二三〇、九六五、三三三	五、〇〇〇、〇〇〇	二三五、九六五、三三三	四〇	七三、五七三、五〇〇	三一
二 繰入金	七九、一四五、五〇六	—	七九、一四五、五〇六	一三	—	—
三 雑収入	一、五三一、七五三	—	一、五三一、七五三	—	四三九、一一七	二九
四 繰越金	—	二、九〇〇、〇〇〇	二、九〇〇、〇〇一	一	—	—
五 徴収金	—	—	—	—	三九一、五三一	—
六 市債	二七二、五〇〇、〇〇〇	—	二七二、五〇〇、〇〇〇	四六	—	—
歳入合計	五八四、一四二、五九二	七、九〇〇、〇〇〇	五九二、〇四二、五九三	一〇〇	七四、四〇四、一四八	一三

歳出

科目	当初予算額	追加更正予算額	現計予算額	現在予算総額に対する百分比	自四月至九月支出額	現在予算額に対する支出額の百分比
一 建設費	四三四、八九四、八〇一	七、九〇〇、〇〇〇	四四二、七九四、八〇一	七五	四八、八六四、五一六	一一
内 区画整理費	九〇、四一四、〇〇一	—	九〇、四一四、〇〇一	一五	一六、三〇三、〇〇五	一八
幹線街路費	一三、四〇〇、〇〇〇	—	一三、四〇〇、〇〇〇	二	一、七八六、四三五	一三
補助街路費	一三、〇七八、〇〇〇	—	一三、〇七八、〇〇〇	二	一、七七一、八〇三	一三
瓦斯及び軌道費	二、八三八、〇〇〇	—	二、八三八、〇〇〇	—	—	—
公共空地整備費	五、三五三、〇〇〇	—	五、三五三、〇〇〇	一	二二四、九七九	四
水路費	二、九八七、〇〇〇	—	二、九八七、〇〇〇	一	九三三、六五五	三一
排水施設整備費	六、四三三、〇〇〇	—	六、四三三、〇〇〇	一	—	—
路面舗装費	五、九七三、〇〇〇	—	五、九七三、〇〇〇	一	—	—
橋梁費	四〇、一一九、〇〇〇	—	四〇、一一九、〇〇〇	七	一、一八一、二二七	三
重要幹線街路費	七、四三三、〇〇〇	—	七、四三三、〇〇〇	一	一四一、四四五	二
記念館建設費	二六、八七八、五〇〇	七、九〇〇、〇〇〇	三四、七七八、五〇〇	六	五八二、八八二	二
記念公園造成費	五、〇七七、五〇〇	—	五、〇七七、五〇〇	一	一一三、八三五	二
住宅建設費	一六九、八〇八、〇〇〇	—	一六九、八〇八、〇〇〇	二九	九、五〇一、七七三	六
地盤沈下対策費	一六、四〇〇、〇〇〇	—	一六、四〇〇、〇〇〇	三	—	—
建設諸費	二八、七三九、八四〇	—	二八、七三九、八四〇	五	一五、四三四、五〇三	五四
二、第一期下水道築造事業本年度支給額	一〇五、〇五一、〇〇〇	—	一〇五、〇五一、〇〇〇	一八	一七、八三七、四三八	一七
内 下水道費	四〇、〇五一、〇〇〇	—	四〇、〇五一、〇〇〇	七	一三、八六七、四三八	三五
下水道改良費	一九、〇〇〇、〇〇〇	—	一九、〇〇〇、〇〇〇	三	—	—
下水道築造費	四六、〇〇〇、〇〇〇	—	四六、〇〇〇、〇〇〇	八	三、九七〇、〇〇〇	九

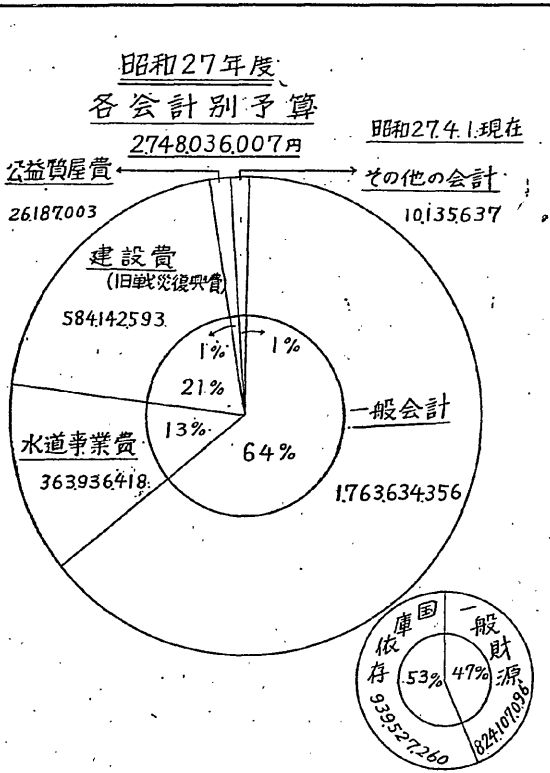

会計別	当初予算額	追加更正予算額	現在予算額	現在予算額に対する百分比	自四月至九月支出額	現在予算額に対する支出額の百分比
三、公債費	四四、一四四、〇〇〇	一、四四一、〇〇〇	四五、五八五、〇〇〇	一〇〇	二〇、三六六、一四〇	四五
四、諸支出金	六四、一四四、五五五	一	六四、一四四、五五五	一	二五、六四八、四六八	三九
歳出合計	六六、二三三、五五〇	六、八三三、〇〇〇	七二、〇六六、五五〇	一〇〇	四五、〇一六、一六〇	六二

その他の特別会計歳入

会計別	当初予算額	追加更生予算額	現在予算額	現在予算額に対する百分比	自四月至九月収入額	現在予算額に対する収入額の百分比
公益質屋費	二六、一六一、〇〇〇	一	二六、一六一、〇〇〇	九五	一七、四五六、一六八	六六
奨学資金	二、一四一、〇〇〇	一	二、一四一、〇〇〇	一	一	一
天満町外部落有財産	四	一	四	一	一	一
用品調達費	九、四六〇、〇〇一	一	九、四六〇、〇〇一	三	二、一〇六、一六〇	三
失業対策事業就職者貸付資金	四五、四〇〇	一	四五、四〇〇	一	四五、四〇〇	一
社会保険広島市民病院費	一	六、八三三、〇〇〇	六、八三三、〇〇〇	四五	二、八六八、四六〇	四
歳入合計	三六、三三三、五五〇	六、八三三、〇〇〇	四三、一六六、五五〇	一〇〇	三二、六八八、四六八	四

歳出

会計別	当初予算額	追加更正予算額	現在予算額	現在予算額に対する百分比	自四月至九月支出額	現在予算額に対する支出額の百分比
公益質屋費	二六、一六一、〇〇〇	一	二六、一六一、〇〇〇	九五	一七、四五六、一六八	六六
奨学資金	二、一四一、〇〇〇	一	二、一四一、〇〇〇	一	一	一
天満町外部落有財産	四	一	四	一	一	一
用品調達費	九、四六〇、〇〇一	一	九、四六〇、〇〇一	三	二、一〇六、一六〇	三
失業対策事業就職者貸付資金	四五、四〇〇	一	四五、四〇〇	一	四五、四〇〇	一
社会保険広島市民病院費	一	六、八三三、〇〇〇	六、八三三、〇〇〇	四五	二、八六八、四六〇	四
歳出合計	三六、三三三、五五〇	六、八三三、〇〇〇	四三、一六六、五五〇	一〇〇	三二、六八八、四六八	四

昭和27年度
一般会計歳出予算

1,763,634,356円　昭和27.4.1現在

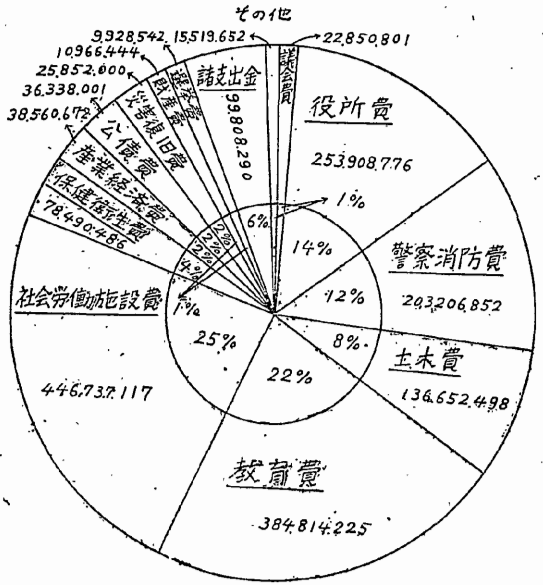

昭和27年度
一般会計歳入予算

1,763,634,356円　昭和27.4.1（現在）

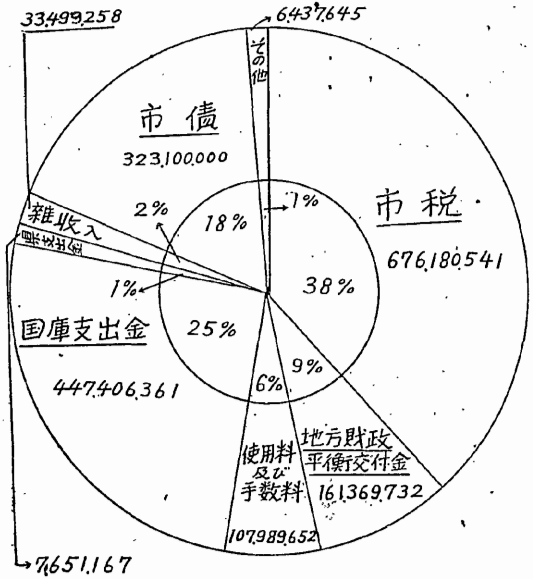

二、公営企業について

(一) 水道事業

前回の公表の際にも述べたごとく本市の水道諸施設は、五十有余年を経過する老朽施設であり、加えて戦災による被害のため、その機能は著しく低下の現状であるのでこれらの老朽した諸施設の改良及び拡張に重点をおき、又本市復興の将来をみとおし第四期拡張計画を推進し、もつて、市勢の急速な発展に備え上水需給の万全を図りつつある。

しかしながら、これが経費の夾雑については、昭和二十六年度上半期から昭和二十七年度上半期にかけて主要原動力の電力料金の値上り、職員の給与ベースの改訂及び諸物価の昂騰並びに補修諸材料の激増等により収支の均衡が著しく困難となつたので、昭和二十六年十二月にいたり使用料金の改訂を余儀なくせられたのである。

しかるに、本年度初期において再度の電力料金の値上りをみ、その他の経済情勢等を考慮するときは、まことに憂慮すべき状況にあるので、鋭意経営の合理化を図り、極力経費の節減に努める一方、事業効率の増進をはかつて企業経営の確立を期している次第である。

次に昭和二十六年度歳入出状況並びに昭和二十七年度上半期の収支の状況は、左表の通りである。

昭和二十六年度水道事業　歳　入

科目	当初予算額	最終予算額	収入額	増	減	最終予算額に対する収入額の百分比
一使用料及び手数料	一三一、五四一、四二六	一三一、五四一、四二六	一三一、五四一、四二六	八、六六六、三四四	二、六六六、三四四	一〇四
二給水工事費収入	一一、七四〇、四二六	一一、七四〇、四二六	一一、七四〇、四二六	四、四〇八、六四四	四、四〇八、六四四	一四〇
三雑収入	八、四〇〇、〇〇〇	八、六六八、〇四四	一、四四三、四四〇	一、四四三、四四〇	六、二二六、五六〇	一六
四公企業及び財産収入	二、五四〇、〇〇〇	二、六六〇、〇〇〇	二、六六〇、〇〇〇	一二〇、〇〇〇	—	一〇〇
五繰入金	—	—	—	—	—	—
六国庫支出金	一三、五六〇、〇〇〇	四、五六〇、〇〇〇	四、五六〇、〇〇〇	—	九、〇〇〇、〇〇〇	三三
七市債	一五、六〇〇、〇〇〇	八、四〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	六、八〇〇、〇〇〇	一九
八繰越金	—	一〇、七六八、三三	一〇、七六八、三三	一〇、七六八、三三	—	一〇〇
歳入合計	一〇一、六六八、三三	一〇四、四四四、八一〇	一〇三、一〇〇、一四六	三、四三二、八六四	四、四四四、四四〇	九七

歳　出

科目	当初予算額	最終予算額	最終予算額に対する百分比	支出額	残額	最終予算額に対する支出額の百分比
一水道費	三九、〇四二、六六六	三九、八六四、六四〇	九六	三八、七一二、一二四	九三、三三二、五五六	九六
（経営費）	一〇四、六六八、六〇六	一三三、九六四、六六六	四一	一三三、九六四、六六六	四四、四四四、四四四	一〇〇
給水工事費	四〇、四四四、八四四	一一、六四〇、四二六	三四	一一、六四〇、四二六	二、六六〇、〇四四	八一
配水管増設費	二、六〇〇、〇〇〇	二、六〇〇、〇〇〇	一	二、六〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	九九
水道事業費	八、八四〇、〇〇〇	八、六六八、〇〇〇	六	八、六六八、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇
水道相旧事業費	—	—	—	—	—	—
内 第四期水道拡張事業費	四〇、〇〇〇、〇〇〇	四〇、六六六、四〇一	二	四〇、六六六、四〇一	四〇、六六六、四〇一	一〇〇
水道応急改良事業費	一、一四四、〇〇〇	一、一四四、〇〇〇	一五	一、〇〇九、四二三	四三、五七七	九六
災害復旧事業費	—	九、四〇一、〇〇〇	二六	八、六六八、八四四	四、四三二、一二五	三四
二公債費	六、三二一、五六六	四、六六六、三三六	一	四、四四四、六六五	二、二二六、〇一九	九六
三諸支出金	四、三四四、五六六	四、六六六、三三六	一	四、四四四、六六五	二二、二二一	一〇〇
四予備費	—	—	—	—	—	—
歳出合計	四〇、六六八、三三	四〇、四四四、八一〇	一〇〇	三三、一〇〇、一四六	九、三三二、五五六	八〇

昭和二十七年度水道事業費　歳　入

科目	当初予算額	追加更正予算額	現在予算額	最終予算額に対する百分比	自四月至九月収入額	最終予算額に対する収入額の百分比
一使用料及び手数料	一三〇、六六八、三三	—	一三〇、六六八、三三	九六	六二、二三四、四六一	四七
二給水工事費収入	八、四〇〇、〇〇〇	—	八、四〇〇、〇〇〇	四	四、六六〇、四四四	二四
三雑収入	一、四四〇、〇〇〇	—	一、四四〇、〇〇〇	一	四、二四〇、四四四	一〇〇
四公企業及び財産収入	一二〇、〇〇〇	—	一二〇、〇〇〇	一	一、四四〇、〇〇〇	八七
五繰入金	—	—	—	—	—	—
六国庫支出金	—	—	—	—	—	—
七市債	—	—	—	—	—	—
八繰越金	—	—	—	—	—	—
歳入合計	一四〇、六六八、三三	—	一四〇、六六八、三三	九六	六二、二三四、四六一	四七

科目	当初予算額	追加更正予算額	現在予算額	最終予算額に対する百分比	自四月至九月支出額	現在予算額に対する支出額の百分比
六国庫支出金	九、三六八、〇〇〇		九、三六八、〇〇〇	九	五、三六八、〇〇〇	九
七市債	一四〇、〇〇〇、〇〇〇	三六、〇〇〇、〇〇〇	一七六、〇〇〇、〇〇〇	一四	四〇、〇〇〇、〇〇〇	一
八繰越金					七、九七六、三六	七
歳入合計	三三五、九六六、四八	三六、〇〇〇、〇〇〇	三七一、九六六、四八	一〇〇	一二、三五九、三六	三七

歳出

科目	当初予算額	追加更正予算額	現在予算額	最終予算額に対する百分比	自四月至九月支出額	最終予算額に対する支出額の百分比
一水道費						
経営費	三三、〇〇〇、九三四		三三、〇〇〇、九三四	九	八、九三六、九三四	二四
量水器費	一九、五四四、〇〇〇		一九、五四四、〇〇〇	五	五、〇四〇、〇〇〇	一五
取水管増設費	三、〇〇〇、〇〇〇		三、〇〇〇、〇〇〇	一	一、三二〇、〇〇〇	七
水路調査費	三、七四〇、〇〇〇		三、七四〇、〇〇〇	一	四六六、〇〇〇	一二
給水工事費	八、八六八、八四一		八、八六八、八四一	四	四、三二、六六四	三三
水道事業費	八、五六六、〇〇〇		八、五六六、〇〇〇	四	九、八六六、三三	四
内 昭和二十六年度水道事業費繰越明許費	八、〇〇〇、〇〇〇		八、〇〇〇、〇〇〇	三六	五、五七、三七	三
災害復旧事業費	七、八四〇、九四四		七、八四〇、九四四	二四	三、一二、一九九	八
二公債費		四、四四、九六六	四、四四、九六六	一	九、六六一	一六
三諸支出金						
四予備費	一、〇〇〇、〇〇〇		一、〇〇〇、〇〇〇	一		
歳出合計	三三五、九六六、四八	四、四四、九六六	三三九、四一〇、一一七	一〇〇	八、九七七、四六五	二一

(二) 競輪事業費

本市財政の窮乏を補うため、本年度より市営競輪を実施することとして、ここに新たに特別会計を設置してその運営を図ることとし、来る十二月中旬に第一回を開催する計画のもとに目下鋭意諸施設の完備を急いでいる現状である。

昭和二十七年度　競輪事業費　歳入

科目	当初予算額	追加更正予算額	現在予算額	現在予算額に対する百分比	自四月至九月収入額	現在予算額に対する収入額の百分比
一競輪事業収入						
入場料収入	五三、三五〇、〇〇〇		五三、三五〇、〇〇〇	一〇〇		
内 投票券売上収入		一、六〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	九九		
雑収入		三、四四〇、〇〇〇	三、四四〇、〇〇〇	一		
歳入合計	五三、三五〇、〇〇〇		五三、三五〇、〇〇〇	一〇〇		

歳出

科目	当初予算額	追加更正予算額	現在予算額	現在予算額に対する百分比	自四月至九月支出額	現在予算額に対する支出額の百分比
一競輪事業費						
事務費	五三、三五〇、〇〇〇		五三、三五〇、〇〇〇	一〇〇		
開催費	五、六六〇、〇〇〇		五、六六〇、〇〇〇	一	五、三四一、九四四	九
競輪場建設費	四四、〇〇〇、〇〇〇		四四、〇〇〇、〇〇〇	九	四、一八六、九八	一一
二予備費	一、〇〇〇、〇〇〇		一、〇〇〇、〇〇〇	一		
歳出合計	五三、三五〇、〇〇〇		五三、三五〇、〇〇〇	一〇〇	五、三五〇、〇三	一

昭和二十七年度　競馬事業費　歳入

科目	当初予算額	追加更正予算額	現在予算額	現在予算額に対する百分比	自四月至九月収入額	現在予算額に対する収入額の百分比
一競馬事業収入						
入場料収入	六〇、六二一、〇〇〇		六〇、六二一、〇〇〇	一〇〇		
内 投票券売上収入		六〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	一		
雑収入		四四、〇〇〇、〇〇〇	四四、〇〇〇、〇〇〇	九六		
歳入合計	六〇、六二一、〇〇〇		六〇、六二一、〇〇〇	一〇〇		

歳出

科目	当初予算額	追加更正予算額	現在予算額	現在予算額に対する百分比	自四月至九月支出額	現在予算額に対する支出額の百分比
一競馬事務費		円	円		円	
事務費		四五、四五〇	四五、四五〇	一	四、四五〇	一
開催費		二、五五五、五四〇	二、五五五、五四〇	元	三〇一、五四〇	三
諸費		四六、〇一三、〇〇〇	四六、〇一三、〇〇〇	五		
繰出金		二、六一〇、〇〇〇	二、六一〇、〇〇〇	五		
二予備費		五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	一〇〇	三八、三五六	一
歳出合計	円	円	円			

三、市税について

昭和二十五年八月民主自治行財政の確立を目途とする抜本的な地方税制度の改正が実施されて以来、本市の財政運営は都市復興諸事業の推進とあいまつて、終戦以後の疲弊した本市の行政活動にかくせい剤的な役割を果したが、その後における強税の不振と平衡交付金の財政均てん制度の根本的欠陥に加え、諸物価の昂騰、給与ベース改訂の義務的経費漸増に伴い、昭和二十六年度末においては、まことに憂慮すべき事態を生ずるにいたり、徴税面においても、約八千六百六十万円程度の未収を昭和二十七年度に繰り越しせざるを得ない状態であつた。

しかしながら、都市復興の進展による税源の増加は、近来まことに著しいものがあり、漸次戦前の様態に近ずきつつあることは、実に御同慶にたえないところであるが行政規模の増大も、又、これを縮少することができ得ず、本市行財政運営は、年とともにますます困難となりつつあり、現下の経済情勢下、家計に苦慮される市民各位におかれても、市税負担の重荷に難渋されていることは察察しますが、本市の復興と、将来の発展のため今しばらくの御辛抱を願い市政のため今後とも御協力賜わるようお願いする次第である。

昭和二十六年度市税収入状況調

科目	最終予算額	調定額	収入済額	調定額に対する未収入額	予算額に対する収入額の百分比	調定額に対する収入額の百分比
普通税	円	円	円	円		
市民税	六六、三五六、三三二	六六、三五六、三三二	六六、三五六、三三二	一、三三四、六六六	九八	九八
固定資産税	三三〇、五六四、〇八〇	三三〇、五六四、〇八〇	三二九、四三〇、〇八〇	九、五三四、〇〇〇	九七	九七
自動車税	六、三四一、〇〇一	六、三四一、〇〇一	六、三四一、〇〇一		一〇〇	一〇〇
荷車税	六六、〇〇一	六六、〇〇一	六六、〇〇一		一〇〇	一〇〇
内 電気ガス税	六六、三六四、四〇〇	六六、三六四、四〇〇	六六、三六四、四〇〇		一〇〇	一〇〇
広告税	一〇一、三四一、〇〇一	一〇一、三四一、〇〇一	一〇一、三四一、〇〇一		一〇〇	一〇〇
接客人税	四〇、六〇一、〇〇一	四〇、六〇一、〇〇一	四〇、六〇一、〇〇一		一〇〇	一〇〇
旧法による税収入	二、三六六、三四〇	二、三六六、三四〇	二、三六六、三四〇		一〇〇	一〇〇
合計	九二〇、八六六、六四〇	九二〇、八六六、六四〇	九二〇、八六六、六四〇		一〇〇	一〇〇

昭和二十七年市税収入状況調（九月三十日現在）

科目	最終予算額	調定額	収入済額	調定額に対する未収入額	予算額に対する収入額の百分比	調定額に対する収入額の百分比
普通税	円	円	円	円		
市民税	三三、三六六、三三二	六六、三五六、三三二	三三、三六六、三三二	三三、三九〇、〇四〇	三三	四四
固定資産税	三三〇、五六四、〇八〇	三三〇、五六四、〇八〇	一三、四三〇、〇八〇	一一七、三三〇、〇〇〇	三八	三六
自動車税	六、三四一、〇〇一	六、三四一、〇〇一	六、三四一、〇〇一		一〇〇	一〇〇
荷車税	六六、〇〇一	六六、〇〇一	六六、〇〇一		一〇〇	一〇〇
内 電気ガス税	六六、三六四、四〇〇	六六、三六四、四〇〇	六六、三六四、四〇〇		一〇〇	一〇〇
広告税	一〇一、三四一、〇〇一	一〇一、三四一、〇〇一	一〇一、三四一、〇〇一		一〇〇	一〇〇
接客人税	四〇、六〇一、〇〇一	四〇、六〇一、〇〇一	四〇、六〇一、〇〇一		一〇〇	一〇〇
旧法による税収入	二、三六六、三四〇	二、三六六、三四〇	二、三六六、三四〇		一〇〇	一〇〇
合計	九二〇、八六六、六四〇	九二〇、八六六、六四〇	九二〇、八六六、六四〇		一〇〇	一〇〇

（号外）　広島市報　昭和27年11月29日

昭和27年度市税（27.9.30.現在）

予算 747,529,913円
収入済額 256,928,939円

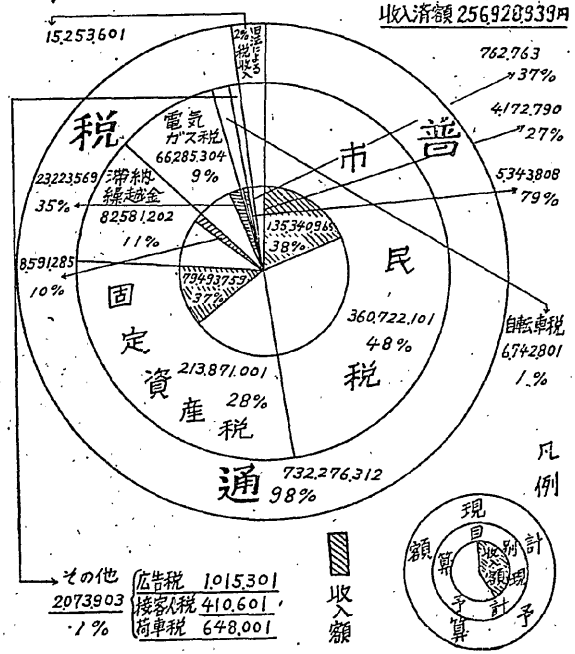

昭和26年度市税

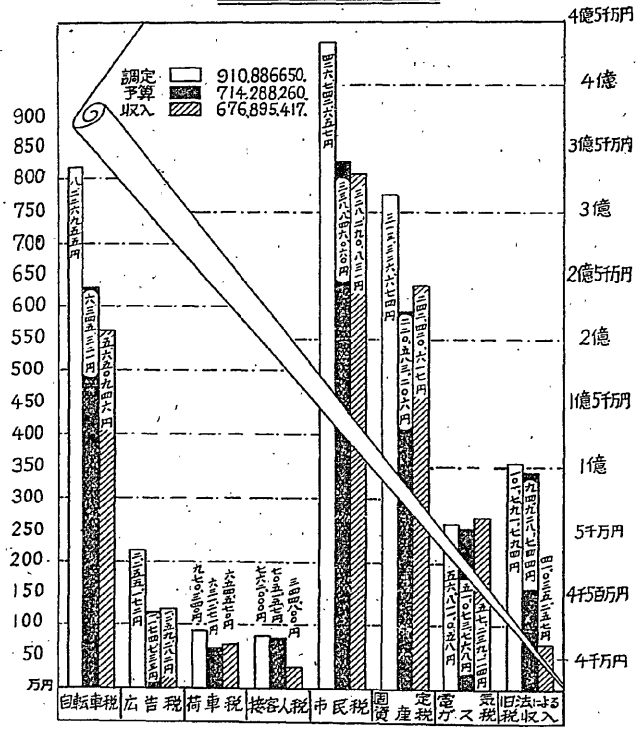

四、財産、公債及び一時借入金の現在高

(一) 市有財産　土　地　五十一万六千八坪六合一勺
　　建　物　十万八千五十坪九勺四
　　基金資金の現在高　二百五十一万七千四百三円八十九銭

(二) 公　債
　借入先別市債現在高調（昭二七・九・三〇現在）

借入先	現在額	総額に対する百分比
大蔵省資金運用部	六、〇〇〇、〇〇〇円	九九
簡易保険	四、九四七、三三三	一
その他の銀行	八、四二二、三三三	一
計		100

費目別市債現在高調（昭二七・九・三〇現在）

費目	現在高	総額に対する百分比
警察消防費	一、〇〇〇、〇〇〇円	二
土木費	一四、一九七、八八八	二九
教育費	一六、九七七、八八八	三八
社会労働施設費	一六、九七七、八八八	三〇
産業経済費	三、八〇〇、〇〇〇	六
保健衛生費	一〇、九七七、八八八	一七
災害復旧費	八、四二二、三三三	一〇
建設費（旧戦災復旧費）	一、〇〇〇、〇〇〇	二
水道事業費	四、九四七、三三三	一〇
その他	一、〇〇〇、〇〇〇	二
計	八四、九四七、三三三	100

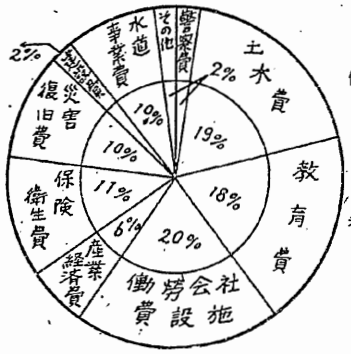

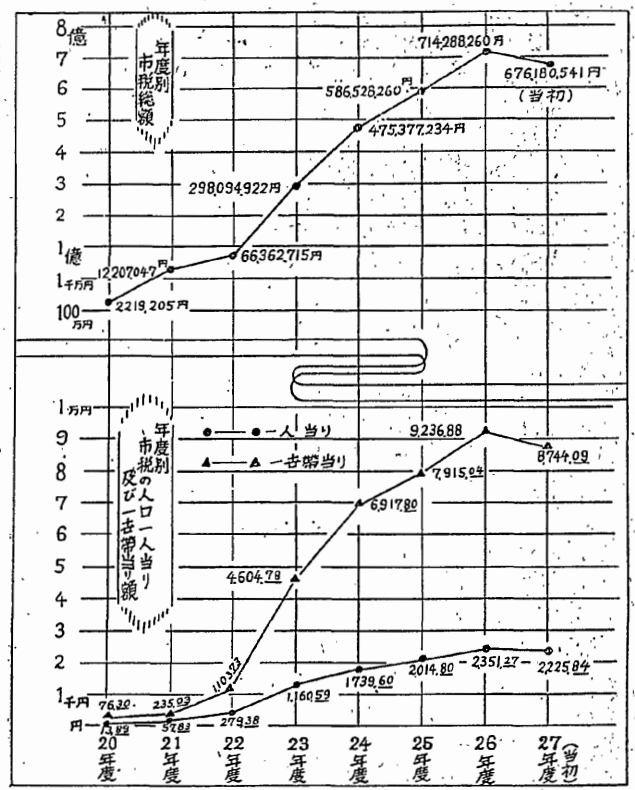

備考

㈢、一時借入金

財政調整資金（単位千円）（昭二七、九、三〇現在）

借入先	借入額	償還金額	残額	借入償還年月日	利率
大蔵省資金運用部	三〇、〇〇〇	—	三〇、〇〇〇	昭二七、三、三一	日歩一銭八厘
〃	四〇、〇〇〇	—	四〇、〇〇〇	〃二七、五、二六	〃
広島銀行	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	—	〃二七、五、二六	〃 二銭五厘
大蔵省資金運用部	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	—	〃二七、六、一〇	〃 一銭八厘
〃	三〇、〇〇〇	—	三〇、〇〇〇	〃二七、七、三一	〃
〃	一〇、〇〇〇	—	一〇、〇〇〇	〃二七、一〇、一〇	〃
〃	一〇、〇〇〇	—	一〇、〇〇〇	〃二七、一一、一	〃
〃	四〇、〇〇〇	—	四〇、〇〇〇	〃二七、八、三一	〃
計	二三〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	〃二七、一二、一〇	

起債前借金

借入先	借入額	長起債に借替又は償還額	残額	借入年月日	利率
大蔵省資金運用部	五〇、〇〇〇	—	五〇、〇〇〇	昭二七、九、一八	日歩一銭八厘

五、むすび

終戦以来年を追うて累増する財政困窮の度合は民主政治への移行と自立財政確立の目的達成のための過渡的段階にあるとは言え二十六年度末において誠に憂慮すべき状態を示すにいたつた。

ここにおいて、本市は二十六年度財政赤字「しわよせ」を早急に解消する方針を執り、既定基準財政規模の膨張を約二十%程度圧縮し各般に亘る諸経費の節減を強行する予算編成を行い、且つ又、諸事業の執行に当つては予算面において約二割程度の節約を実施する等の手段を講じ、又反面収入の確保に当つては、徴税機構の抜本的な改正を実施して納税者各位との意思の疏通を図りいわゆる「正直者が損をする」等の世論払拭と悪質滞納者の一掃に努め極力自己財源の増収を図る一方、補助金、起債等の獲得に当つては市議会その他の援助を得て、機会あるごとに政府に対し強力な運動を展開し、都市復興諸事業の推進に努力しつつあるが、二十七年度補正予算を目前に控えた今日、財源の大半を国庫に依存する本市にとつては、これらの獲得が最も重要であり、且つ又、近く予想される給与ベース改訂等に当つても、国の財政措置を待つて措置するの外ない実情にあり、補正予算編成に当つては、今後における、依存財源の獲得いかんにかかつているのであり、本年度の財政運営も相当の困難を予想されるのである。

市民各位におかれても、二十六年度以後における本市の財政事情をよくと御明察の上、今後とも御種種御協力賜わらんことを切望する次第である。

年度別予算決算

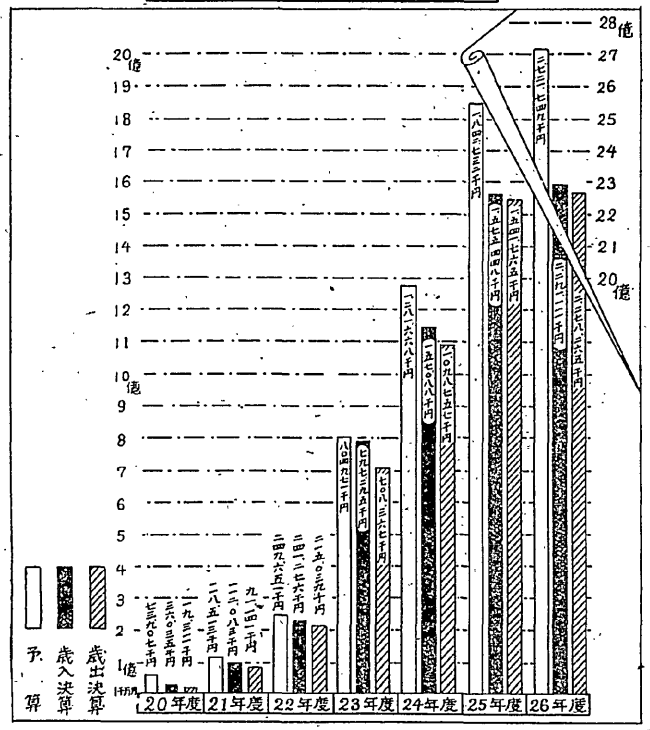

広島市報

No. 80

発行
昭和27年12月20日
（土曜日）

発行所　広島市役所

広島市国泰寺町二

電話（代表）中二五一～六
中一六九一（保健所）
中一五六（市会事務局）
中一五七（秘書課）
中一四一（市民病院）
中一四一（市舟入病院）
中一〇一〇（中央卸売市場）
中二五二（工業指導所）
中二五三（競輪競馬事務局）
中二五四（災害対策本部）
中二五六（会計課）
中二五七（収納課）
西二五六（東部復興事務所）
西二〇二（水道局）
西二〇九（警察本部）
西二四二（消防局）
西二五五（児童文化会館）
西二五三（中央公民館）

受付　昭27.12.26　緑地課

【目次】

頁

◎条例

広島市競輪場条例……二
広島市職員等の旅費に関する条例の一部改正……二
広島市の公務員の特別手当の支給に関する条例の一部改正……三
広島市身体障害者更生援護所条例……六
広島市警察条例の一部改正……六
警察吏員に協力援助した者の災害給付に関する条例……七
広島市警察表彰条例の一部改正……七
広島市警察賞じゅつ条例の一部改正……一一
広島市消防等賞じゅつ条例の一部改正……一一
広島市公安委員会の行う許可等手数料条例の一部改正……一一
水道局職員で労働組合を結成し、又はこれに加入できない者の範囲を定める条例……一一
水道企業組織に関する条例施行に伴う関係条例の整理に関する条例……一三
消防に協力援助した者の災害給付に関する条例……一三

◎規則

社会保険広島市民病院運営規則……一七
広島市駅前デパート並びに店舗住宅入居資格者審査委員会規則を廃止する規則……一八
広島市町界町名地番整理審議会規則……一八
広島市身体障害者更生援護所運営規則……一九
広島市防火建築帯造成補助金交付規則……二一
広島市衛生事務委任に関する規則の一部改正……二七
広島市警察条例第九条による派出所及び駐在所の位置、名称及び管轄区域等に関する規則を廃止する規則……二七

◎告示

建築に関する公開聴聞について……二七
臨時市議会招集について……二七
臨時市議会付議事件について……二七
臨時市議会付議追加事件について……二七
公示送達について……二八
議決予算公告（一般会計）……二八
議決予算公告（建設費）……二九
議決予算公告（公益質屋費）……二九
漂流物拾得について……三〇
第二十三回未指定地補充換地予定地指定、第三十一回仮換地予定地変更指定並びに第九回仮換地予定地指定取消の発表について……三〇

◎水道局規程及び訓令

広島市水道局事務分掌規程……三三
広島市水道局文書規程……三四
広島市水道局事務決裁規程……三四
管理者に事故ある場合の代決順序規程……三六
広島市水道局公印保管使用規程……三六
広島市水道局職員考査規程……三六
広島市水道局職員採用昇格規程……四四
広島市水道局辞令文例を定める規程……四四
広島市水道局集金員等事務取扱規程……四八
広島市水道局守衛勤務規程……五四
広島市水道局被服貸与規程……五五
広島市水源地参観規程……五八
共用栓鑑札のひな形を定める規程……五九
土地立入証票を定める規程……五九
初任給、昇格、昇給等の取扱規程……五九
職務による級別区分の基準に関する規程……六〇
広島市水道局当直員勤務規程……六〇
水道局職員の身分引継について……六一

◎教育委員会規則

広島市社会教育委員会議規則……六一

◎選挙管理委員会告示

◎公安委員会告示

道路交通取締法並びに道路交通取締令による道路の交通に関する必要なる制限の一部改正……七〇

◎辞令

◎雑報

広島市水道事業基本計画について……七一
臨時市議会議決事件について……七一
出張所々管区域別人口及び世帯状況について……七二
戸籍上の市勢について……七五

◎条例

広島市競輪場条例をここに公布する。

昭和二十七年十二月三日

広島市長　浜井信三

広島市条例第六十三号

広島市競輪場条例

（設置）

第一条　自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）に基き競輪を行うため、競輪場を設置する。

（名称及び位置）

第二条　競輪場の名称及び位置は、次の通りとする。

一　名称　広島競輪場

二　位置　広島市宇品町

（使用許可の範囲）

第三条　市営競輪の実施にさしつかえないと認める場合においては、左の各号の一に掲げる目的のため使用するものに限り、競輪場の施設の全部又は一部の使用を許可することができる。

一　競輪の実施を目的とするもの

二　体育の向上を目的とするもの

三　売店の開設を目的とするもの

四　その他市長において適当と認めることを目的とするもの

（使用料）

第四条　前条の規定により競輪場の全部又は一部を使用しようとする者は、使用料を納付しなければならない。

（委任規定）

第五条　前二条に規定する事項の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

広島市競輪場条例をここに公布する。

昭和二十七年十二月三日

広島市長　浜井信三

広島市条例第六十四号

広島市競輪条例

広島市営自転車競技条例（昭和二十五年五月二十六日広島市条例第十六号）の全部を次のように改正する。

（この条例の趣旨）

第一条　市が実施する競輪は、自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号。以下「法」という。）及び同法施行規則（昭和二十三年商工省令第二十八号。以下「規則」という。）による外、この条例の定めるところにより行う。

（実施の委任）

第二条　競輪の実施は、規則第一条各号に掲げる事項を除くの外、これを社団法人広島県自転車振興会に委任するものとする。

2　前項の委任の内容は、委任契約によつて市長が定める。

（入場料）

第三条　入場料の金額は、一人一回につき百円（税込）以下とし、開催の都度市長が定める。

（車券）

第四条　車券の額面金額は、十円とする。

2　前項の車券の発行につき必要のある場合は、十枚及び百枚を一枚にまとめた十枚券及び百枚券を発行することができる。

（参加賞の支給）

第五条　競輪に出場する選手に対しては、出場の前日から起算し最終の出場日まで参加賞を支給する。

2　参加賞の額は、社団法人自転車振興会連合会の定める基準により市長が定める。

3　選手が法及びこの条例並びに広島市競輪実施規則に違反した場合には、参加賞を減額し、又は支給しないことができる。

（選手の災害補償）

第六条　競輪に出場する選手の災害については、左の区分によりこれを補償する。

一　遺族補償

イ　競輪参加中（指定集合日から最終出場の日までをいう。以下同じ。）の事故により死亡したときは、一万円以上十万円以下において市長の定める額を遺族に支給する。

ロ　競走中の事故により死亡したときは、前イの規定にかかわらず、十万円以上二十万円以下において、市長の定める額を遺族に支給する。

ハ　前イ及びロの遺族の範囲及び順位は、広島市職員公務災害補償条例（昭和二十六年八月十一日広島市条例第二十号）の例による。

二　傷害補償

イ　競走中の事故により負傷し、一週間未満で出場にさしつかえない程度に治ゆする見込の者に対しては、千円以上三千円以下において、市長の定める額を支給する。

ロ　競走中の事故により負傷し、一週間以上出場できず難いと認めるときは、三千円以上二万円以下において、市長の定める額を支給する。

ハ　競走中の事故により、身体又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要すると認めるときは、五万円以上二十万円以下において市長の定める額を支給する。

三　療養補償

競輪参加中の選手の傷い疾病に対しては、競輪開催中（当該競輪実施期間をいう。）に限り、市長の指定する医療施設において診療し、その費用は、市が負担する。

（委任規定）

第七条　この条例に定めるものの外、競輪の実施について必要な事項は、市長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

広島市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十七年十二月三日

広島市長　浜井信三

広島市条例第六十五号

広島市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

広島市職員等の旅費に関する条例（昭和二十七年広島市条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号の次に次の二号を加え、第二号を第四号とし以下順次一号ずつ繰り下げる。

二　内国旅行　本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。

三　外国旅行　本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。

第二条第三項を次のように改める。

3　この条例において「何々地」という場合には、本邦にあつては市町村の存する地域（都の特別区の存する地域）をいい、外国にあつては、特別区の存する全地域）をいい、外国にあつてはこれに準ずる地域をいうものとする。

第三条第二項第一号及び第二号中「赴任のため」の下に「内国」を加え、同条第三項中「第十六条第二号から第五号まで若しくは」を「第二十八条第六項又は」に改める。

第十一条中「日当又は宿泊料」の下に「（扶養親族移転料のうち、これらの旅費に相当する部分を含む。以下本条において同じ。）」を加える。

第十三条第一項中「必要な書類を添えて」の下に「これを当該旅費の支出又は支払をする者（以下「支出担当者等」という。）に」を加え、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　支出担当者等は、前項の規定による精算の結果、過払金があつた場合には、所定の期間内に当該過払金を返納させなければならない。

4　第一項に規定する請求書及び必要な添附書類の種類、記載事項及び様式並びに第二項及び前項に規定する期間は、規則で定める。

第十七条第三項の次に次の一項を加える。

3　前二項に規定する運賃及び急行料金によることが、当該旅行における特別の事情のため困難である場合には、各機関の長が市長と協議して定める運賃及び急行料金によることができる。

第二十九条第一項第三号中「前号に規定する額に相当する額」の下に「（赴任の後、扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額）」を加え、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第一項第三号に規定する期間を延長することができる。

第三十一条第一項第一号ハ中「肩後手当の三分の一に相当する額」の下に「但し、六歳未満の者を二人以上随伴するときは、一人をこえる者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃の二分の一に相当する金額を加算する。」を加え、同項第二号中但書を次のように改める。

但し、前号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後、扶養親族を移転するまでの間更に赴任があつた場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）を

こえることができない。

第三十一条第一項第二号の次に次の一号を加える。

三　第一号イからハまでの規定により、日当、宿泊料、食卓料及び肩後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第三十二条第一項中「移転料を支給する。」の下に「この場合において当該移転料の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。」を加える。

第三十三条第一項第一号イ及びロを次のように改める。

イ　退職等となつた日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令の通達を受けた日にいた地までの前職務担当の旅費

ロ　退職等の命令の通達を受けた日の翌日から三月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等の命令の通達を受けた日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

別表第一及び第二を次のように改める。

別表第一　普通旅費

<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">鉄道賃</th><th rowspan="2">船賃</th><th rowspan="2">車賃（一キロメートルに付）</th><th rowspan="2">日当（一日に付）</th><th colspan="2">宿泊料（一夜に付）</th><th rowspan="2">食卓料（一夜に付）</th></tr>
<tr><th>甲地方</th><th>乙地方</th></tr>
<tr><td>市長及び助役</td><td rowspan="7">一等</td><td rowspan="12">三等</td><td>七・二〇円</td><td>三三〇円</td><td>一、六九〇円</td><td>一、三五〇円</td><td>三三〇円</td></tr>
<tr><td>収入役</td><td>六・四〇</td><td>二九〇</td><td>一、五〇〇</td><td>一、二〇〇</td><td>二九〇</td></tr>
<tr><td>学識経験を有する者の中から選任された監査委員</td><td rowspan="2">五・六〇</td><td rowspan="2">二五〇</td><td rowspan="2">一、三三〇</td><td rowspan="2">一、〇五〇</td><td rowspan="2">二五〇</td></tr>
<tr><td>固定資産評価員</td></tr>
<tr><td>十五級の職務にある者</td><td>七・二〇</td><td>三三〇</td><td>一、六九〇</td><td>一、三五〇</td><td>三三〇</td></tr>
<tr><td>十四級の職務にある者</td><td rowspan="2">六・四〇</td><td rowspan="2">二九〇</td><td rowspan="2">一、五〇〇</td><td rowspan="2">一、二〇〇</td><td rowspan="2">二九〇</td></tr>
<tr><td>十三級の職務にある者</td></tr>
<tr><td>十二級の職務にある者</td><td rowspan="6">二等</td><td rowspan="2">五・六〇</td><td rowspan="2">二五〇</td><td rowspan="2">一、三三〇</td><td rowspan="2">一、〇五〇</td><td rowspan="2">二五〇</td></tr>
<tr><td>十一級の職務にある者</td></tr>
<tr><td>十級の職務にある者</td><td rowspan="2">四・八〇</td><td rowspan="2">二二〇</td><td rowspan="2">一、一三〇</td><td rowspan="2">九〇〇</td><td rowspan="2">二二〇</td></tr>
<tr><td>九級の職務にある者</td></tr>
<tr><td>八級の職務にある者</td><td>四・四〇</td><td>二〇〇</td><td>一、〇三〇</td><td>八三〇</td><td>二〇〇</td></tr>
<tr><td>七級以下四以上の職級務にある者</td><td>二等</td><td rowspan="2">四・〇〇</td><td rowspan="2">一八〇</td><td rowspan="2">九四〇</td><td rowspan="2">七五〇</td><td rowspan="2">一八〇</td></tr>
<tr><td>三級の職務にある者</td><td>一等</td><td>三等</td></tr>
</table>

備考

一　宿泊料の項中甲地方とは一般職の給与に関す法律（昭和二十五年法律九十五号）第十二条の規定により最高の割合による勤務地手当を支給される地域をいい乙地方とはその他の地域をいう。

二　固定宿泊施設に宿泊しない場合には、宿泊料は乙地方に宿泊したものとみなす。

別表第二　移転料

<table>
<tr><th>区分</th><th>市長及び助役</th><th>収入役</th><th>学識経験を有する者の中から選任された監査委員</th><th>固定資産評価員</th><th>十五級の職務にある者</th><th>十四級の職務にある者</th><th>十三級の職務にある者</th><th>十二級の職務にある者</th><th>十一級の職務にある者</th><th>十級の職務にある者</th><th>九級の職務にある者</th><th>八級の職務にある者</th><th>七級以下の職務にある者</th></tr>
<tr><td>鉄道五十キロメートル未満</td><td>一四、七六〇円</td><td>一三、一三〇</td><td colspan="2">一二、四八〇</td><td>一四、七六〇</td><td colspan="2">一三、一三〇</td><td colspan="2">一二、四八〇</td><td colspan="2">九、八四〇</td><td>九、〇二〇</td><td>八、二〇〇</td></tr>
<tr><td>鉄道五十キロメートル以上百キロメートル未満</td><td>一六、七四〇円</td><td>一四、八八〇</td><td colspan="2">一三、〇二〇</td><td>一六、七四〇</td><td colspan="2">一四、八八〇</td><td colspan="2">一三、〇二〇</td><td colspan="2">一一、一六〇</td><td>一〇、二三〇</td><td>九、三〇〇</td></tr>
<tr><td>鉄道百キロメートル以上三百キロメートル未満</td><td>二〇、七〇〇円</td><td>一八、四〇〇</td><td colspan="2">一六、一〇〇</td><td>二〇、七〇〇</td><td colspan="2">一八、四〇〇</td><td colspan="2">一六、一〇〇</td><td colspan="2">一三、八〇〇</td><td>一二、六五〇</td><td>一一、五〇〇</td></tr>
<tr><td>鉄道三百キロメートル以上五百キロメートル未満</td><td>二三、〇四〇円</td><td>二〇、四八〇</td><td colspan="2">一七、九二〇</td><td>二三、〇四〇</td><td colspan="2">二〇、四八〇</td><td colspan="2">一七、九二〇</td><td colspan="2">一五、三六〇</td><td>一四、〇八〇</td><td>一二、八〇〇</td></tr>
<tr><td>鉄道五百キロメートル以上千キロメートル未満</td><td>三二、七六〇円</td><td>二九、一二〇</td><td colspan="2">二五、四八〇</td><td>三二、七六〇</td><td colspan="2">二九、一二〇</td><td colspan="2">二五、四八〇</td><td colspan="2">二一、八四〇</td><td>二〇、〇二〇</td><td>一八、二〇〇</td></tr>
<tr><td>鉄道千キロメートル以上千五百キロメートル未満</td><td>四二、六六〇円</td><td>三七、九二〇</td><td colspan="2">三三、一八〇</td><td>四二、六六〇</td><td colspan="2">三七、九二〇</td><td colspan="2">三三、一八〇</td><td colspan="2">二八、四四〇</td><td>二六、〇七〇</td><td>二三、七〇〇</td></tr>
<tr><td>鉄道千五百キロメートル以上二千キロメートル未満</td><td>五二、二〇〇円</td><td>四六、四〇〇</td><td colspan="2">四〇、六〇〇</td><td>五二、二〇〇</td><td colspan="2">四六、四〇〇</td><td colspan="2">四〇、六〇〇</td><td colspan="2">三四、八〇〇</td><td>三一、九〇〇</td><td>二九、〇〇〇</td></tr>
<tr><td>鉄道二千キロメートル以上</td><td>六六、二四〇円</td><td>五八、八八〇</td><td colspan="2">五一、五二〇</td><td>六六、二四〇</td><td colspan="2">五八、八八〇</td><td colspan="2">五一、五二〇</td><td colspan="2">四四、一六〇</td><td>四〇、四八〇</td><td>三六、八〇〇</td></tr>
</table>

備考

一　路程の計算については、水路一キロメートル、陸路四分の一キロメートルをもつてそれぞれ鉄道一キロメートルとみなす。

但し、通算して生じた端数は、一キロメートルに切り上げる。

附　則

1　（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

2　（経過規定）

この条例施行の際、現に旅行中のものの旅費に関しては、なお、従前の例による。

3　（関係条例の一部改正等）

広島市報酬並びに費用弁償条例（昭和二十二年七月二十八日広島市条例第十号）の一を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

<table>
<tr><th rowspan="3">区分</th><th colspan="2">鉄道賃</th><th rowspan="3">船賃</th><th rowspan="3">車賃（一キロメートルにつき）</th><th rowspan="3">日当（一日につき）</th><th colspan="2">宿泊料（一夜につき）</th><th rowspan="3">食卓料（一夜につき）</th></tr>
<tr><th rowspan="2">県外</th><th rowspan="2">県内及び市長の定める用務による場合</th><th rowspan="2">甲地方</th><th rowspan="2">乙地方</th></tr>
<tr></tr>
<tr><td>市議会議長</td><td rowspan="3">一等</td><td rowspan="3">二等</td><td rowspan="3">一等</td><td rowspan="3">七・二〇円</td><td rowspan="3">三三〇円</td><td rowspan="3">一、六九〇円</td><td rowspan="3">一、三五〇円</td><td rowspan="3">三三〇円</td></tr>
<tr><td>市議会副議長</td></tr>
<tr><td>市議会議員</td></tr>
<tr><td>公安委員</td><td rowspan="4">一等</td><td rowspan="4">二等</td><td rowspan="4">一等</td><td rowspan="4">五・六〇</td><td rowspan="4">二五〇</td><td rowspan="4">一、三三〇</td><td rowspan="4">一、〇五〇</td><td rowspan="4">二五〇</td></tr>
<tr><td>選挙管理委員</td></tr>
<tr><td>監査委員</td></tr>
<tr><td>公平委員会委員</td></tr>
</table>

4　広島市教育委員の報酬及び費用弁償条例（昭和二十五年十二月二十三日広島市条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

<table>
<tr><th colspan="2">鉄道賃</th><th rowspan="2">船賃</th><th rowspan="2">車賃（一キロメートルにつき）</th><th rowspan="2">日当（一日につき）</th><th colspan="2">宿泊料（一夜につき）</th><th rowspan="2">食卓料（一夜につき）</th></tr>
<tr><th>県外</th><th>県内及び市長の定める用務による場合</th><th>甲地方</th><th>乙地方</th></tr>
<tr><td>一等</td><td>二等、</td><td>一等</td><td>六・四〇円</td><td>二九〇円</td><td>一、五〇〇円</td><td>一、二〇〇円</td><td>二九〇円</td></tr>
</table>

5　広島市社会教育委員条例（昭和二十七年広島市条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

<table>
<tr><th rowspan="2">鉄道賃</th><th rowspan="2">船賃</th><th rowspan="2">車賃（一キロメートルにつき）</th><th rowspan="2">日当（一日につき）</th><th colspan="2">宿泊料（一夜につき）</th><th rowspan="2">食卓料（一夜につき）</th></tr>
<tr><th>甲地方</th><th>乙地方</th></tr>
<tr><td>二等</td><td>一等</td><td>五・六〇円</td><td>二六〇円</td><td>一、三二〇円</td><td>一、〇五〇円</td><td>二五〇円</td></tr>
</table>

6　広島市保健所結核診査協議会委員の報酬及び費用弁償条例（昭和二十七年年広島市条例第八号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

<table>
<tr><th rowspan="2">鉄道賃</th><th rowspan="2">船賃</th><th rowspan="2">車賃（一キロメートルにつき）</th><th rowspan="2">日当（一日につき）</th><th colspan="2">宿泊料（一夜につき）</th><th rowspan="2">食卓料（一夜につき）</th></tr>
<tr><th>甲地方</th><th>乙地方</th></tr>
<tr><td>二等</td><td>一等</td><td>五・六〇円</td><td>二五〇円</td><td>一、三二〇円</td><td>一、〇五〇円</td><td>二五〇円</td></tr>
</table>

7　広島市農業委員会委員の報酬及び費用弁償条例（昭和二十七年広島市条例第九号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

<table>
<tr><th rowspan="2">鉄道賃</th><th rowspan="2">船賃</th><th rowspan="2">車賃（一キロメートルにつき）</th><th rowspan="2">日当（一日につき）</th><th colspan="2">宿泊料（一夜につき）</th><th rowspan="2">食卓料（一夜につき）</th></tr>
<tr><th>甲地方</th><th>乙地方</th></tr>
<tr><td>二等</td><td>一等</td><td>五・六〇円</td><td>二五〇円</td><td>一、三二〇円</td><td>一、〇五〇円</td><td>二五〇円</td></tr>
</table>

8　地方自治法第二百七条等による費用弁償額及び支給方法条例（昭和二十二年七月二十八日広島市条例第十二号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

鉄道賃及び船賃	車賃（一キロメートルにつき）	日当（一日につき）
二等	四円	一八〇円

宿泊料（一夜につき）		七五〇円
食卓料（一夜につき）		一八〇円

9　広島市建築審査会委員の報酬及び費用弁償条例（昭和二十七年広島市条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

第六条　委員が、その公務のため広島市の区域外に旅行したときは、必要な費用を弁償する。

2　前項の規定による費用は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料の七種とし、別表に掲げるところに従い、定額によつて支給する。但し、航空賃の額は、現に支払つた旅客運賃による。

別表

鉄道賃			二等
船賃			一等
車賃（一キロメートルにつき）			五、六〇円
日当（一日につき）			二五〇円
宿泊料（一夜につき）	甲地方		一、三二〇円
	乙地方		一、〇五〇円
食卓料（一夜につき）			二五〇円

広島市の公務員に対する特別手当の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十七年十二月三日

広島市長　浜井信三

広島市条例第六十六号

広島市の公務員に対する特別手当の支給に関する条例

広島市の公務員に対する特別手当の支給に関する条例（昭和二十七年広島市条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「毎年八月十日及び十二月十五日（これらの日が日曜日に当るときは、その前日）に特別手当を支給する。」を「毎年八月及び十二月に特別手当を支給する。」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

広島市身体障害者更生授産所条例をここに公布する。

昭和二十七年十二月三日

広島市長　浜井信三

広島市条例第六十七号

広島市身体障害者更生授産所条例

（設置）

第一条　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第二十七条第三項の規定に基き、同法第三十一条の規定による身体障害者収容授産施設として、広島市身体障害者更生授産所（以下「更生授産所」という。）を設置する。

（位置）

第二条　更生授産所は、広島市江波町字二の割九十八番地の二に置く。

（職員）

第三条　更生授産所に、所長及び職員若干名を置く。

2　所長は、事務吏員又は技術吏員の中から市長が任命する。

3　所長は、上司の命を受けて所務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4　職員は、所長の命を受け、所務に従事する。

（収容定員）

第四条　更生授産所の収容定員は、四十名とする。

（入所資格）

第五条　更生授産所に入所できる者は、広島市に居住する者又は市長が必要と認める者で、左の各号の一に該当し、且つ、社会的更生を図る意欲のある者とする。

一　身体障害者手帳の交付を受けている満十八歳以上の者

二　身体障害者手帳の交付を受けることができる満十八歳以上の者

（在所期限）

第六条　更生授産所に入所した者（以下「入所者」という。）の在所期限は、一年以内とする。但し、所長が必要と認めるときは、その期限を延長することができる。

（経費）

第七条　入所者の在所中の食費及び日常の生活費は、入所者の負担とし、その他の経費は、無料とする。

（退所命令）

第八条　所長は、入所者が左の各号の一に該当する場合は、退所を命ずることができる。

一　更生の意欲がなくなつたと認められる者

二　所内の秩序を乱し、又は乱す虞があると認められる者

三　その他不所していることが不適当と認められる者

（委任規定）

第九条　この条例に定めるものの外、更生授産所の運営に関しては、市長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

広島市警察条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十七年十二月十五日

広島市長　浜井信三

広島市条例第六十八号

広島市警察条例の一部を改正する条例

広島市警察条例（昭和二十四年十二月三十一日広島市条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第九条中「公安委員会に諮り、別に規則でこれを定める。」を「公安委員会が定める。」に改める。

第十三条第一項を次のように改め、同条第三項中「競争試験」の下に「又は選考」を加える。

第十三条　警察職員（警察長を除く。）の採用及び昇任は、競争試験又は選考によるものとする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

警察吏員に協力援助した者の災害給付に関する条例をここに公布する。

昭和二十七年十二月十五日

広島市長　浜井信三

広島市条例第六十九号

警察吏員に協力援助した者の災害給付に関する条例

（この条例の目的）

第一条　この条例は、警察官等に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号。以下「法」という。）第四条第二項及び同法第六条第二項の規定に基き、広島市（以下「市」という。）が行う警察吏員に協力援助した者の災害給付の実施機関及び範囲、金額、支給方法その他給付に関し必要な事項について定めることを目的とする。

（実施機関）

第二条　法第二条及び法第三条の規定に基き市が行う給付についての実施機関は、広島市公安委員会（以下「公安委員会」という。）とする。

（実施機関の権限）

第三条　公安委員会は、法の規定に基き、市が行う給付の実施機関として左に掲げる権限を有する。

一　法第二条に規定する警察吏員に協力援助したための災害であるかどうかの認定

二　療養の実施

三　第五条の規定による給付基礎額の決定

四　法第五条第二項に規定する休業給付を行うかどうかの決定

五　給付金額の決定

（実施機関の権限の執行者）

第四条　前条に規定する実施機関の権限は、公安委員会が行うものとする。

2　前項の権限は、広島市警察本部長に委任することができる。

（給付基礎額）

第五条　法第五条に規定する給付（療養給付を除く。）を行うには、給付基礎額を基準として行う。

2　給付基礎額は、二百五十円とする。但し、その額が、協力援助者（法第二条に規定する協力援助者をいう。以下同じ。）の通常得ている収入の日額に比して著しく公正を欠くときは、四百二十円をこえない範囲内において、これを増額した額をもつて給付基礎額とすることができる。

3　左の各号の一に該当する者で、協力援助者の負傷若しくは死亡の原因である事故の発生した日又は診断によつて疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として協力援助者の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある協力援助者については、前項の金額に、第一号に該当する者については二十円を、第二号から第五号までの一に該当する者については一人につき十三円（満十八歳未満の子のうち一人については、二十円）を、それぞれ加算して得た額をもつて給付基礎額とする。

一　配偶者（婚姻届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

二　満十八歳未満の子及び孫

三　満六十歳以上の父母及び祖父母

四　満十八歳未満の弟妹

五　不具廃疾者

（療養給付の範囲）

第六条　法第五条第一項第一号に規定する療養給付として行われる療養の範囲は、左に掲げるものであつて、療養上相当と認められるものとする。

一　診察

二　薬剤又は治療材料の支給

三　処置、手術その他の治療

四　病院又は診療所への収容

五　看護

六　移送

（障害給付の金額）

第七条　法第五条第一項第二号に規定する障害給付の金額は、別表に定める障害の等級に応じ、給付基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た額とする。

2　別表に定める程度の身体障害が二以上ある場合の身体障害の等級は、重い身体障害に応ずる等級による。

3　左に掲げる場合の身体障害の等級は、左の各号のうち協力援助者に最も有利なものによる。

一　十三級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、前項の規定による等級の一級上位の等級

二　八級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、前項の規定による等級の二級上位の等級

三　五級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、前項の規定による等級の三級上位の等級

4　前項の規定による障害給付の金額は、各々の身体障害に応ずる等級による障害給付の金額を合算した金額をこえてはならない。

5　既に身体障害のある協力援助者が、協力援助に因る負傷、疾病又は廃疾によつて同一部位についての障害の程度を加重した場合には、その障害給付の金額から従前の障害に応ずる障害給付の金額を差し引いた金額をもつて

障害給付の金額とする

（遺族給付の金額）

第八条　法第五条第一項第三号に規定する遺族給付の金額は、給付基礎額の千倍に相当する額とする。

（遺族の範囲等）

第九条　遺族給付を受けることができる協力援助者の遺族は、左の各号に掲げる者とする。

一　配偶者（婚姻の届出をしないが、協力援助者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）

二　子、父母、孫及び祖父母で協力援助者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの

三　前二号に掲げる者の外、協力援助者の死亡当時主としてその収入により生計を維持していた者

四　子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で前二号に該当しないもの

2　前項に掲げる者の遺族給付を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第二号又は第四号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序により、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3　協力援護者が遺言又は実施機関の長に対する予告で、第一項第三号及び第四号に掲げる者のうち特に指定した者があるときは、その指定された者は、同項第三号及び第四号に掲げる他の者に優先して遺族給付を受けるものとする。

第十条　遺族給付を受けるべき同順位の者が二人以上ある場合においては、遺族給付は、その人数によつて等分して行うものとする。

（葬祭給付の金額）

第十一条　法第五条第一項第四号に規定する葬祭給付の金額は、給付基礎額の六十倍に相当する額とする。

（打切給付の金額）

第十二条　法第五条第一項第五号に規定する打切給付の金額は、給付基礎額の千二百倍に相当する額とする。

2　打切給付を行つた場合においては、市は、その後における法の規定による給付を行わない。

（休業給付の金額）

第十三条　法第五条第二項に規定する休業給付の金額は、協力援助者が従前得ていた業務上の収入を得ることができない期間、一日につき、給付基礎額の百分の六十に相当する額とする。

（委任規定）

第十四条　この条例に定めるものの外、給付の実施に関し必要な事項は、公安委員会が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

別表

等級	倍数	身体障害
一級	一、三四〇	一　両眼が失明したもの 二　そしやく及び言語の機能を廃したもの 三　精神に著しい障害を残し常に介護を要するもの 四　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し常に介護を要するもの 五　半身不随となつたもの 六　両上肢をひじ関節以上で失つたもの 七　両上肢の用を全廃したもの 八　両下肢をひざ関節以上で失つたもの 九　両下肢の用を全廃したもの
二級	一、一九〇	一　両眼の視力が〇、〇二以下になつたもの 二　両眼の視力が〇、〇二以下になつたもの 三　両上肢を腕関節以上で失つたもの 四　両下肢を足関節以上で失つたもの
三級	一、〇五〇	一　一眼が失明し、他眼のの視力が〇、〇六以下になつたもの 二　そしやく又は言語の機能を廃したもの 三　精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 四　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 五　両手の手指の全部を失つたもの
四級	九二〇	一　両眼の視力が〇、〇六以下になつたもの 二　そしやく及び言語の機能に著しい障害を残すもの 三　鼓膜の全部の欠損その他により両耳の聴力を全く失つたもの 四　一上肢をひじ関節以上で失つたもの 五　一下肢をひざ関節以上で失つたもの 六　両手の手指の全部の用を廃したもの 七　両足をリスフラン関節以上で失つたもの
五級	七九〇	一　一眼が失明し、他眼の視力が〇、一以下になつたもの 二　一上肢を腕関節以上で失つたもの 三　一下肢を足関節以上で失つたもの 四　一上肢の用を全廃したもの

等級	倍数	身体障害
六級	六七〇	五　一下肢の用を全廃したもの 六　両足の足指の全部を失つたもの 七　両眼の視力が〇、一以下になつたもの 二　そしやく又は言語の機能に著しい障害を残すもの 三　鼓膜の大部分の欠損その他により両耳の聴力が耳かくに接しなければ大声を解することができないもの 四　せき柱に著しい奇形又は運動障害を残すもの 五　一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの 六　一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの 七　一手の五の手指又は母指及び示指を含み四の手指を失つたもの
七級	五六〇	一　一眼が失明し、他眼の視力が〇、六以下になつたもの 二　鼓膜の中等度欠損その他により両耳の聴力が四〇センチメートル以上では普通の話声を解することができないもの 三　精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 四　胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 五　一手の母指及び示指を失つたもの
八級	四五〇	一　両眼の視力が〇、〇二以下になつたもの 二　せき柱に運動障害を残すもの 三　神経系統の機能に著しい障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 四　一手の母指を含み二の手指を失つたもの 五　一手の母指及び示指又は母指若しくは示指を含み三以上の手指を失つたもの 六　一手の五の手指又は母指及び示指を含み四の手指の用を廃したもの 七　一足をリスフラン関節以上で失つたもの 八　両足の足指の全部の用を廃したもの 九　女子の外ぼうに著しい醜状を残すもの 一〇　両側のこう丸を失つたもの
九級	三五〇	一　一眼が失明し、又は一眼の視力が〇、〇二以下になつたもの 二　せき柱に運動障害を残すもの 三　神経系統の機能に著しい障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 四　一手の母指を含み二の手指を失つたもの 五　一手の母指及び示指又は母指若しくは示指を含み三以上の手指の用を廃したもの 六　一下肢を五センチメートル以上短縮したもの 七　一上肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの 八　一下肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの 九　一上肢に仮関節を残すもの 一〇　一下肢に仮関節を残すもの 一一　一足の足指の全部を失つたもの 一二　ひ臓又は一側のじん臓を失つたもの
一〇級	二七〇	一　一眼の視力が〇、一以下になつたもの 二　そしやく又言語の機能に障害を残すもの 三　十四歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 四　鼓膜の太部分の欠損その他に

		より一耳の聴力が耳かくに接しなければ大声を解することができないもの 五　一手の示指を失つたもの又は母指及び示指以外の二の手指を失つたもの 六　一手の母指の用を廃したもの、示指を含み二の手指の用を廃したもの又は母指及び示指以外の三の指の用を廃したもの 七　一下肢を三センチメートル以上短縮したもの 八　一足の第一の足指又は他の四の足指を失つたもの 九　一上肢の三大関節の一関節の機能に著しい障害を残すもの 一〇　一下肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの
一一級	二〇〇	一　両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 二　両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 三　一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 四　鼓膜の中等度の欠損その他により一耳の聴力が四十センチメートル以上では普通の話を解することができないもの 五　せき柱に奇形を残すもの 六　一手の中指又は薬指を失つたもの 七　一手の示指の用を廃したもの又は母指及び示指以外の二の手指の用を廃したもの 八　一足の第二の足指を失つたもの、第二の足指を含み二の足指を失つたもの又は第三の足指以下の三の足指を失つたもの 一一　一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃したもの 一二　局部にがん固な神経症状を残すもの 一三　男子の外ぼうに著しい醜状を残すもの 一四　女子の外ぼうに醜状を残すもの
一二級	一四〇	一　一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 二　一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 三　七歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 四　一耳の耳かくの大部分を欠損したもの 五　鎖骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい奇形を残すもの 六　一上肢の三大関節の機能に障害を残すもの 七　一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの 八　長管骨に奇形を残すもの 九　一手の中指又は薬指の用を廃したもの 一〇　一足の第二の足指を失つたもの、第二の足指を含み二の足指を失つたもの又は第三の足指以下の三の足指を失つたもの 一一　一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃したもの 一二　局部にがん固な神経症状を残すもの 一三　男子の外ぼうに著しい醜状を残すもの 一四　女子の外ぼうに醜状を残すもの
一三級	九〇	一　一眼の視力が〇、六以下になつたもの 二　一眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの 三　両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 四　一手の小指を失つたもの 五　一手の母指の指骨の一部を失つたもの 六　一手の示指の指骨の一部を失つたもの 七　一手の示指の末関節を屈伸することができなくなつたもの 八　一下肢を一センチメートル以上短縮したもの 九　一足の第三の足指以下の一又は二の足指を失つたもの 一〇　足の第二の足指の用を廃したもの、第三の足指を含み二の足指の用を廃したもの又は第三の足指以下の三〇足指の用を廃したもの
一四級	五〇	一　一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 二　三歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 三　上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの 四　下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの 五　一手の小指の用を廃したもの 六　一手の母指及び示指以外の手指の指骨の一部を失つたもの 七　一手の母指及び示指以外の手指の末関節を屈伸することがで

		きなくなつたもの 八　一足の第三の足指以下の一又は二の足指の用を廃したもの 九　局部に神経症状を残すもの 一〇　男子の外ぼうに醜状を残すもの

備考

一　視力の測定は、万国式視力表による。屈折異状のあるものについては、きよう正視力について測定する。

二　手指を失つたものとは、母指は指関節、その他の手指は第一関節以上を失つたものをいう。

三　手指の用を廃したものとは、手指の末節の半分以上を失い、又は中手指関節若しくは第一指関節（母指にあつては、指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

四　足指を失つたものとは、その全部を失つたものをいう。

五　足指の用を廃したものとは、第一の足指は末節の半分以上、その他の足指は末関節以上を失つたものであつて各等級の身体障害又は中足指関節若しくは第二指関節（第一の足指にあつては指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

六　各等級の身体障害に該当しない身体の障害であつて各等級の身体障害に相当するものは、当該等級の身体障害とする。

広島市警察表彰条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十七年十二月十五日

広島市長　浜井信三

広島市条例第七十号

広島市警察表彰条例の一部を改正する条例

広島市警察表彰条例（昭和二十四年四月一日広島市条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第四条中「警察局長」を「警察本部長」に改める。

第五条各号列記以外の部分中「、犯罪検挙賞」及び同条第三号を削り、第四号を第三号とし、同号を次のように改める。

三　賞状は、前二号に定めるものの外、犯罪検挙その他警察職務遂行上著しい功労があると認められる者に対して警察本部長が授与する。

第十条中「警察功労章、警察功績章及び犯罪検挙章」を「警察功労章及び警察功績章」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

広島市警察賞じゅつ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十七年十二月十五日

広島市長　浜井信三

広島市条例第七十一号

広島市警察賞じゅつ条例の一部を改正する条例

広島市警察賞じゅつ条例（昭和二十七年広島市条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

この条例中「警察吏員」及び「警察官」を「警察職員」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

広島市消防等賞じゅつ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十七年十二月十五日

広島市長　浜井信三

広島市条例第七十二号

広島市消防等賞じゅつ条例の一部を改正する条例

広島市消防等賞じゅつ条例（昭和二十七年広島市条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

この条例中「消防吏員」を「消防職員」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

広島市公安委員会の行う許可等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十七年十二月十五日

広島市長　浜井信三

広島市条例第七十三号

広島市公安委員会の行う許可等手数料条例の一部を改正する条例

広島市公安委員会の行う許可等手数料条例（昭和二十四年八月一日広島市条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第十一号の次に次の一号を加える。

十二　道路交通取締法（昭和二十二年法律第百三十号）に基く免許証等交付の手数料

イ　自動車運転免許証交付手数料　一〇〇円

ロ　自動車運転免許証再交付手数料　八〇円

ハ　原動機付自転車運転許可証交付手数料　一〇〇円

ニ　原動機付自転車運転許可証再交付手数料　八〇円

附　則

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　広島市自動車運転免許証交付手数料条例（昭和二十三年六月二十八日広島市条例第十三号）は、廃止する。

水道局職員で労働組合を結成し、又はこれに加入することができない者の範囲を定める条例をここに公布する。

昭和二十七年十二月十五日

広島市長　浜井信三

広島市条例第七十四号

水道局職員で労働組合を結成し、又はこれに加

入することができない者の範囲を定める条例

地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条第二項の規定に基き、水道局に勤務する職員で、労働組合を結成し、又はこれに加入することができない者の範囲を左の通り定める。

一　管理者
二　局長
三　課長
四　経理課の庶務係長及び経理係長
五　経理課に勤務する職員で、局の人事又は労働関係に関する事務を担当する吏員
六　庁舎又は構内の警備に従事する者で、その職務の執行に関し職員の取締をする職員

附　則

この条例は、公布の日から施行し、昭和二十七年十月一日から適用する。

水道企業組織に関する条例施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

昭和二十七年十二月十五日

広島市長　浜　井　信　三

広島市条例第七十五号

水道企業組織に関する条例施行に伴う関係条例の整理に関する条例

第一条　広島市水道使用条例（昭和二十七年広島市条例第五号）の一部を次のように改正する。

第五条、第六条但書、第九条第四項及び第十二条第二項中「市長」を「管理者」に改める。

第十三条第二項但書中「市長」を「管理者」に改める。

第十五条見出し及び第一項中「管理者」を「管理人」に改め、同条第二項中「市長が管理者を」を「管理者が管理人を」に改める。

第十七条中「管理者」を「管理人」に改め、「市長」を「管理者」に改める。

第十九条但書、第二十条、第二十一条及び第二十二条中「市長」を「管理者」に改める。

第二十三条第一項中「制限又は」を「管理者は制限又は」に改める。

第二十九条第一項中「市長」を「管理者」に改める。

第三十三条、第三十六条及び第三十七条第二項及び第三項中「市長」を「管理者」に改める。

第三十八条中「管理者」を「管理人」に改める。

第三十九条第二項中「市長」を「管理者」に改める。

第五十条第三項中「市長がこれを査定し」を「管理者がこれを査定し、市長は」に改め、同条第四項中「市長」を「管理者」に、「その費用を」を「市長は、その費用を」に改める。

第五十二条中「管理者」を「管理人」に改める。

第五十三条中「市長が」を「市長又は管理者が」に改め、同条見出しを次のように改める。

（委任規定）

第二条　職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和二十六年三月三十日広島市条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「職員団体」の下に「又は職員の労働組合」を加える。

第三条　職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和二十六年八月十一日広島市条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項に次の但書を加える。

但し、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十六条に規定する企業職員（以下「企業職員」という。）及び法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する職員で、企業職員以外のもの（以下「単純労務者」という。）に係るものについては、この限りでない。

2　第三条第一項の次に次の一項を加える。

企業職員及び単純労務者に係る減給は、前項の規定にかかわらず、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十二条に規定する平均賃金の一日分の二分の一以下を減ずるものとする。但し、一賃金支払期における減給の総額は、その期における賃金の総額の十分の一をこえてはならない。

第五条中「広島市規則」の下に「又は広島市水道局規程」を加える。

第四条　職員の分限に関する条例（昭和二十六年八月十一日広島市条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項に次の但書を加える。

但し、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十六条に規定する企業職員及び法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する職員で、企業職員以外のものに係るものについては、この限りでない。

第六条中「広島市規則」の下に「又は広島市水道局規程」を加える。

第五条　職員団体の業務にもつぱら従事する職員に関する条例（昭和二十六年三月三十日広島市条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「市長又は広島県人事委員会」を「市長」に改める。

附則に次の一項を加える。

2　地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条第一項及び同法附則第四項に規定する職員が、労働組合の役員としてもつぱら職員の労働組合の事務に従事する場合については、この条例を準用する。

この場合において、題名、第一条、第三条及び第六条中「職員団体」とあるのは「職員の労働組合」と、第二条第一項中「市長に登録された職員団体」とあるのは「地方公営企業労働関係法第五条第三項に規定する職員の労働組合」とそれぞれ読み替えるものとする。

第六条　広島市共済組合条例（昭和二十四年四月一日広島市条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

第一条　本市職員（警察職員、消防職員及び学校職員を除く。）並びに本市の共済組合、健康保険組合及び社団法人全国市有物件災害共済会の職員で、常時勤務に服しない者及び臨時に雇用される者以外のものは、この条例の定めるところにより、相互扶助を目的とする共済組合（以下「組合」という。）を組織する。

附　則

この条例は、公布の日から施行し、昭和二十七年十月一日から適用する。

消防に協力援助した者の災害給付に関する条例をここに公布する。

昭和二十七年十二月十五日

広島市長　浜　井　信　三

広島市条例第七十六号

消防に協力援助した者の災害給付に関する条例

（この条例の目的）

第一条　この条例は、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第三十六条の二の規定に基き、同法第二十五条第二項又は第二十九条第五項（第三十六条において準用する場合を含む。）の規定により、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事した者（以下「協力援助者」という。）がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は廃疾となつた場合において、その災害（以下単に「災害」という。）につき、市が行う療養その他の給付について定めることを目的とする。

（実施機関）

第二条　前条の災害につき、市が行う療養その他の給付の実施機関は、市長とし、左に掲げる権限を有する。

一　前条の災害であるかどうかの認定
二　療養の実施
三　第四条の規定による給付基礎額の決定
四　第三条第二項に規定する休業給付を行うかどうかの決定
五　給付金額の決定

（給付の種類）

第三条　この条例により行う給付の種類は、左の掲げるものとする。

一　療養給付（協力援助者が負傷し、又は疾病にかかつた場合における必要な療養又は当該療養に要する費用の給付）
二　障害給付（協力援助者が負傷し、又は疾病にかかりなおつた場合においてなお存する身体障害に対する給付）
三　遺族給付（協力援助者が死亡した場合におけるその遺族に対する給付）
四　葬祭給付（協力援助者が死亡した場合における葬祭を行う者に対する給付）
五　打切給付（協力援助者が療養給付開始後三年を経過しても負傷又は疾病がなおらない場合における給付）

2　前項に掲げる給付の外、協力援助者が負傷し、又は疾病にかかり、そのため従前得ていた業務上の収入を得ることができない場合において、他に収入のみちがない等特に必要があるときは、休業給付を行うことができる。

（給付基礎額）

第四条　前条に規定する給付（療養給付を除く。）を行うには、給付基礎額を基準として行う。

2　給付基礎額は、二百五十円とする。但し、その額が協力援勉者の通常得ている収入の日額に比して著しく公正を欠くときは、四百二十円をこえない範囲内においてこれを増額した額をもつて給付基礎額とすることができる。

3　左の各号の一に該当する者で、協力援助者の負傷若しくは死亡の原因である事故の発生した日又は診断によつて疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として協力援助者の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある協力援助者については、前項の金額に、第一号に該当する者については二十円を、第二号から第五号までの一に該当する者については一人につき十三円（十八歳未満の子のうち一人については二十円）を、それぞれ加算して得た額をもつて給付基礎額とする。

一　配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
二　満十八歳未満の子及び孫
三　満六十歳以上の父母及び祖父母
四　満十八歳未満の弟妹
五　不具廃疾者

（療養給付の範囲）

第五条　第三条第一項第一号に規定する療養給付として行われる療養の範囲は、左に掲げるものであつて、療養上相当と認められるものとする。

一　診察
二　薬剤又は治療材料の支給
三　処置、手術その他の治療
四　病院又は診療所への収容
五　看護
六　移送

（障害給付の金額）

第六条　第三条第一項第二号に規定する障害給付の金額は、別表に定める障害の等級に応じ、給付基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た額とする。

2　別表に定める程度の身体障害が二以上ある場合の身体の障害等級は、重い身体障害に応ずる等級による。

3　左に掲げる場合の身体障害の等級は、左の各号のうち協力援助者に最も有利なものによる。

一　十三級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、前項の規定による等級の一級上位の等級

二　八級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、前項の規定による等級の二級上位の等級

三　五級以上に該当する身体障害が三以上ある場合には、前項の規定による等級の三級上位の等級

4　前項の規定による障害給付の金額は、各々の身体障害に応ずる等級による障害給付の金額を合算した金額をこえてはならない。

5　既に身体障害のある協力援助者が、協力援助による負傷、疾病又は廃疾によつて同一部位についての障害の程度を加重した場合には、その障害給付の金額から従前の障害に応ずる障害給付の金額を差引いた金額をもつて障害給付の金額とする。

（遺族給付の金額）

第七条　第三条第一項第三号に規定する遺族給付の金額は、給付基礎額の千倍に相当する額とする。

（遺族の範囲等）

第八条　遺族給付を受けることができる協力援助者の遺族は、左の各号に掲げる者とする。

一　配偶者（婚姻の届出をしないが、協力援助者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）

二　子、父母、孫及び祖父母で協力援助者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの

三　前二号に掲げる者の外、協力援助者の死亡当時主としてその収入により生計を維持していた者

四　子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、前二号に該当しないもの

2　前項に掲げる者の遺族給付を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第二号又は第四号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序により、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3　協力援助者が、遺言又は実施機関に対する予告で、第一項第三号及び第四号に掲げる者のうち特に指定した者があるときは、その指定された者は、同項第三号及び第四号に掲げる他の者に優先して遺族給付を受けるものとする。

第九条　遺族給付を受けるべき同順位の者が二人以上ある場合においては、遺族給付は、その人数によつて等分して行うものとする。

（葬祭給付の金額）

第十条　第三条第一項第四号に規定する葬祭給付の金額は、給付基礎額の六十倍に相当する額とする。

（打切給付の金額）

第十一条　第三条第一項第五号に規定する打切給付の金額は、給付基礎額の千二百倍に相当する額とする。

2　打切給付を行つた場合においては、市は、その後におけるこの条例の規定による給付を行わない。

（休業給付の金額）

第十二条　第三条第二項に規定する休業給付の金額は、協力援助者が従前得ていた業務上の収入を得ることができない期間、一日につき給付基礎額の百分の六十に相当する額とする。

（損害賠償の免責）

第十三条　市は、この条例による給付を行つた場合においては、同一の事由については、その価額の限度において、国家賠償法（昭和二十二年法律第百二十五号）又は民法（明治二十九年法律第八十九号）による損害賠償の責を免かれる。

（給付の免責及び求償権）

第十四条　この条例による給付を受けるべき者が、他の法令（条例を含む。）による療養その他の給付又は補償を受けたときは、市は、同一の事由については、その給付又は補償の限度において、この条例による給付の責を免かれる。

2　給付の原因である災害が、第三者の行為に因つて生じた場合において、給付を受けるべき者が当該第三者から同一の事由につき損害賠償を受けたときは、市は、その価額の限度において、この条例による給付の責を免かれる。

3　市は、給付の原因である災害が第三者の行為によつて生じた場合において、この条例による給付を行つたときは、その価額の限度において、給付を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

（時効）

第十五条　この条例による給付を受ける権利は、二年間行わないときは、時効により消滅する。

（給付を受ける権利の保護）

第十六条　給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

（委任規定）

第十七条　この条例で定めるものの外、給付の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

別表

等級	日数	身体障害
第一級	一、三〇〇	一、両眼が失明したもの 二、そしやく及び言語の機能を廃したもの 三　精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 四　胸腹部、臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 五　半身不随となつたもの 六　両上肢をひじ関節以上で失つたもの 七　両上肢の用を全廃したもの 八　両下肢をひざ関節以上で失つたもの 九　両下肢の用を全廃したもの
第二級	一、一九〇	一　一眼が失明し、他眼の視力が〇、〇二以下になつたもの 二　両眼の視力が〇、〇二以下になつたもの 三　両上肢を腕関節以上で失つたもの 四　両下肢を足関節以上で失つたもの

第三級	一、〇六〇	一　一眼が失明し、他眼の視力が〇、〇六以下になつたもの 二　そしやく又は言語の機能を廃したもの 三　精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 四　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 五　両手の手指の全部をを失つたもの
第四級	九二〇	一　両眼の視力が〇、〇六以下になつたもの 二　そしやく及び言語の機能に著しい障害を残すもの 三　被膜の全部の欠損その他により両耳の聴力を失つたもの 四　一上肢をひじ関節以上で失つたもの 五　一下肢をひざ関節以上で失つたもの 六　両手の手指の全部の用を廃したもの 七　両足をリスフラン関節以上で失つたもの
第五級	七五〇	一　一眼が失明し、他眼の視力が〇、一以下になつたもの 二　一上肢を腕関節以上で失つたもの 三　一下肢を足関節以上で失つたもの 四　一上肢の用を全廃したもの 五　一下肢の用を全廃したもの 六　両足の足指の全部を失つたもの
第六級	六四〇	一　両眼の視力が〇、一以下になつたもの 二　そしやく又は言語の機能に著しい障害を残すもの 三　被膜の大部分の欠損その他により両耳の聴力が耳かくに接しなければ大声を解することができないもの
第七級	五六〇	四　せき柱に著しい奇形又は運動障害を残すもの 五　一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの 六　一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの 七　一手の五の手指又は母指及び示指を含む四の手指を失つたもの 一　一眼が失明し、他眼の視力が〇、六以下になつたもの 二　被膜の中等度の欠損その他により両耳の聴力が四十センチメートル以上では普通の話声を解することができないもの 三　精神に障害を残し、軽易労務以外の労務に服することができないもの 四　胸腹部臓能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 五　一手の母指及び示指を失つたもの又は母指若しくは示指を含み三以上の手指を失つたもの 六　一手の五の手指又は母指及び示指を含み四の手指の用を廃したもの 七　一足をリスフラン関節以上で失つたもの 八　両足の足指の全部の用を廃したもの 九　女子の外ぼうに著しい醜状を残すもの 十　両側のこう丸を失つたもの
第八級	四五〇	一　両眼の視力が〇、六以下になつたもの 二　一眼の視力が〇、〇六以下になつたもの 三　両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの 四　両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 五　鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 六　そしやく及び言語の機能に障害を残すもの 七　被膜の全部の欠損その他により一耳の聴力を全く失つたもの 八　一手の母指を失つたもの、示指を含み二の手指を失つたもの又は母指及び示指以外の三の手指を失つたもの 九　一手の母指を含み二の手指の用を廃したもの 十　一足の第一の足指を含み二以上の足指
第九級	三五〇	一　両眼の視力が〇、六以下になつたもの 二　一眼の視力が〇、〇六以下になつたもの 三　両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの 四　両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 五　鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 六　そしやく及び言語の機能に障害を残すもの 七　被膜の全部の欠損その他により一耳の聴力を全く失つたもの 八　一手の母指を失つたもの、示指を含み二の手指を失つたもの又は母指及び示指以外の三の手指を失つたもの 九　一手の母指を含み二の手指の用を廃したもの 十　一足の第一の足指を含み二以上の足指

	を失つたもの 十一　一足の足指の全部の用を廃したもの 十二　生殖器に著しい障害を残すもの
第十級　二〇〇	一　一眼の視力が〇、一以下になつたもの 二　そしやく又は言語の機能に障害を残すもの 三　十四歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 四　鼓膜の大部分の欠損その他により一耳の聴力が耳かくに接しなければ大声を解することができないもの 五　一手の示指を失つたもの又は母指及び示指以外の二の手指を失つたもの 六　一手の母指の用を廃したもの、示指を含み二の手指の用を廃したもの又は母指及び示指以外の三の手指の用を廃したもの 七　一下肢を三センチメートル以上短縮したもの 八　一足の第一の足指又は他の四の足指を失つたもの 九　一上肢の三大関節の機能に著しい障害を残すもの 十　一下肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの
第十一級　一五〇	一　両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 二　両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 三　一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 四　鼓膜の中等度の欠損その他により一耳の聴力が四十センチメートル以上では普通の話声を解することができないもの 五　せき柱に奇形を残すもの

	六　一手の中指又は薬指を失つたもの 七　一手の示指の用を廃したもの又は母指及び示指以外の二の手指の用を廃したもの 八　一足の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃したもの 九　胸腹部臓器に障害を残すもの
第十二級　一〇〇	一　一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 二　一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 三　七歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 四　一耳の耳かくの大部分を欠損したもの 五　鎖骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨、又は骨盤骨に著しい奇形を残すもの 六　一上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの 七　一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの 八　長管骨に奇形を残すもの 九　一手の中指又は薬指の用を廃したもの 十　一足の第二の足指を失つたもの、第二の足指を含み二の足指を失つたもの又は第三の足指以下の三の足指を失つたもの 十一　一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃したもの 十二　局部にがん固な神経症状を残すもの 十三　男子の外ぼうに著しい醜状を残すもの 十四　女子の外ぼうに醜状を残すもの
第十三級　七〇	一　一眼の視力が〇、六以下になつたもの 二　一眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの 三　両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの 四　一手の小指を失つたもの 五　一手の母指の指骨の一部を失つたもの 六　一手の示指の指骨の一部を失つたもの 七　一手の示指の末関節を屈伸することができなくなつたもの 八　一下肢を一センチメートル以上短縮したもの 九　一足の第三の足指以下の一又は二の足指を失つたもの 十　一足の第二の足指の用を廃したもの、第三の足指を含み二の足指の用を廃したもの又は第三の足指以下の三の足指の用を廃したもの
第十四級　五〇	一　一眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの 二　三歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 三　上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 四　下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 五　一手の小指の用を廃したもの 六　一手の母指及び示指以外の手指の指骨の一部を失つたもの 七　一手の母指及び示指以外の手指の末関節を屈伸することができなくなつたもの 八　一足の第三の足指以下の一又は二の足指の用を廃したもの 九　局部に神経症状を残すもの 十　男子の外ぼうに醜状を残すもの

備考

一　視力の測定は、万国式視力表による。屈折異状のあるものについては、きよう正視力について測定する。

二　手指を失つたものとは、母指は指関節、その他の手指は第一指関節以上を失つたものをいう。

三　手指の用を廃したものとは、手指の末関節の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは第一指関節（母指にあつては指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

四　足指を失つたものとは、その全部を失つたものをいう。

五　足指の用を廃したものとは、第一の足指は末節の半分以上、その他の足指は末関節以上を失つたもの又は中足指節関節若しくは第一指関節（第一の足指にあつては指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

六　各等級の身体障害に該当しない身体の障害であつて、各等級の身体障害に相当するものは、当該等級の身体障害とする。

◎規　則

社会保険広島市民病院運営規則をここに公布する。

昭和二十七年八月十五日

広島市長　浜　井　信　三

広島市規則第六十一号の二

社会保険広島市民病院運営規則

（この規則の目的）

第一条　この規則は、別に法令、条例、規則その他関係諸規定に定めるもの之除き、社会保険広島市民病院（以下「病院」という。）の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

（運営目的）

第二条　病院は、左に掲げる事項を達成することを目的として運営しなければならない。

一　社会保険診療を円滑に実施すること。

二　保険医に対し模範的診療を垂範すること。

三　公衆衛生思想の普及及び健康の増進に寄与すること。

四　保険医に対し施設を開放するとともにできる限りの便宜を与えること。

五　社会保険診療に関する諸般の研究を行い、社会保険の運営に貢献すること。

（職員の留意すべき事項）

第三条　病院業務に勤務する職員は、特に左に掲げる事項に留意しなければならない。

一　懇切丁寧を失わず、常に患者の気持になつて業務に当ること。

二　病院は、神聖厳粛な使命を与えられているから、その業務の遂行にあたつては、常に率仕する観念に徹すること。

三　自己の担当する業務については、常に最高の学識経験を有するよう研究すること。

四　病院は、閉ずるときがなく、常に患者が収容保護されていることを念頭におき、いかなるときも病院の業務が円滑に遂行されるように努めること。

五　病院の総合的機能を完全に発揮するため、協力して運営の円滑を図ること。

第四条　病院には、左に掲げる帳簿及び書類を備えなければならない。

一　医薬品出納簿
二　医薬用消耗品出納簿
三　金、白金、加金、銀、合金受払簿
四　給食品受払簿
五　麻薬台帳
六　病院財産簿
七　診療簿
八　往診名簿
九　入院患者名簿
十　外来患者名簿
十一　X線検査簿
十二　手術簿
十三　患者献立表綴

2　前項の帳簿及び書類の様式は、別に定める。

（病院運営委員会）

第五条　病院の運営に関する事項を審議するため、病院に、社会保険広島市民病院運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2　前項の運営委員会は、左に掲げる委員で組織する。

一　市長の事務部局（病院を除く。）の職員　二名
二　病院の職員　二名
三　市議会議員　二名
四　被保険者を代表する者　二名
五　事業主を代表する者　二名
六　公益を代表する者　二名

3　前項の委員は、市長が任命又は委嘱する。但し、第四号及び第五号の委員の委嘱については、広島県知事（以下「知事」という。）と協議するものとする。

第六条　運営委員会は、病院の運営に関する事項につき、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

第七条　委員の任期は、二年とする。

2　委員に欠員を生じたため新たに任命又は委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第八条　委員は、名誉職とする。

第九条　運営委員会は、市長が少なくとも毎年三月に一回、必要あるときその都度招集する。

2　前項の規定によるの外、委員の三分の一以上の請求があつたとき又は病院長の請求があつたときは、市長は、運営委員会を招集しなければならない。

第十条　運営委員会に議長一人を置く。

2　議長は、市長の事務部局（病院を除く。）の職員の中から任命された委員のうちから全委員が選挙する。

3　議長は、議事を整理し、委員会を代表する。

第十一条　運営委員会に付議する事項は、次の各号に掲げる事項とする。
一　診療に関する事項
二　施設に関する事項
三　その他運営に関する重要な事項

（国有財産の保存）

第十二条　病院長は、病院経営のため使用する国有財産（以下「国有財産」という。）については、善良なる管理者の注意をもつて保管しなければならない。

第十三条　前条にいう国有財産とは、国の負担において国有となつた財産であつて左に掲げるものをいう。
一　不動産及びその従物
二　病院においてその用に供する機械及び重要なる器具
三　前二号に掲げる以外の物品

第十四条　前条第一号及び第二号の国有財産については、国有財産台帳の写を備え、国有財産につき増減変更があつた場合は、管理者の通知に基いて直ちにこれを記載し、第三号の国有財産については、国有財産以外の物品と区別し、出納管保管しなければならない。

第十五条　天災その他の事故により国有財産を滅失又はき損したときは、病院長は、直ちに左の事項を市長に報告しなければならない。
一　当該財産台帳の記載事項
二　滅失又はき損の原因
三　当該財産の区分、数量及び被害の程度
四　損害見積価格及び復旧可能のものについては、復旧費見込額
五　き損した財産の保全又は復旧のためとつた応急処置

（教育及び研究）

第十六条　病院長は、常に職員に対し、必要な学識経験を有するよう教育を行うとともに、諸般の研究を行わせるものとする。

（火災予防）

第十七条　病院長は、あらかじめ火災予防並びに火災に際しての避難及び消火に対する対策をたて、職員を区別し、火元取締責任者、避難指導責任者及び消火責任者を任命しておかなければならない。
2　病院は、少なくとも三月に一回防火演習を行う。

（報告）

第十八条　病院は、左に掲げる事項を知事に報告しなければならない。
一　運営委員会関催状況報告書
二　健康保険病院診療所事業状況報告書
三　健康保険病院診療所施設調査表
四　健康保険病院診療所職員給与調
五　歳入歳出予算書
六　歳入歳出決算報告書

（指導）

第十九条　病院の適正な事業の運営を行うについては、厚生省及び広島県の指導を受けるものとする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市駅前デパート並びに店舗住宅入居資格者審査委員会規則を廃止する規則をここに公布する。

昭和二十七年十一月二十五日

広島市長　浜井信三

広島市規則第七十八号

広島市駅前デパート並びに店舗住宅入居資格者審査委員会規則を廃止する規則

広島市駅前デパート並びに店舗住宅入居資格者審査委員会規則（昭和二十五年六月十五日広島市規則第二十一号）は、廃止する。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市町界町名地番整理審議会規則をここに公布する。

昭和二十七年十一月二十六日

広島市長　浜井信三

広島市規則第七十九号

広島市町界町名地番整理審議会規則

（設置）

第一条　広島市役所内に、広島市町界町名地番整理審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（任務）

第二条　審議会は、広島平和記念都市建設事業東部復興土地区画整理及び西部復興土地区画整理に伴う町界、町名及び地番の整理に関し、東部復興土地区画整理施行者広島市長（以下「市長」という。）の諮問に応じ、必要事項を審議する。

（組織）

第三条　審議会は、委員長、副委員長各一名及び委員四十五名以内をもつて組織する。
2　委員は、左に掲げる者のうちから、市長が命じ又は委嘱する。
一　官公庁職員
二　公益代表者
三　学識経験者
3　委員の任期は、一年とする。但し、欠員に伴う補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第四条　委員長は、広島市担任助役をもつてこれに充てる。
2　委員長は、審議会を総理し、会議の議長となる。
3　副委員長は、委員が互選する。
4　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
5　委員長、副委員長ともに事故があるときは、出席委員が臨時に委員長を互選することができる。

（招集）

第五条　審議会は、委員長が招集する。

（議事）

第六条　審議会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

2　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（特別委員会）

第七条　審議会は、専門にわたる事項を審議するため、特別委員会を置くことができる。

（庶務）

第八条　審議会の庶務は、広島市建設局東部復興事務所において処理する。

（幹事及び書記）

第九条　審議会に、幹事及び書記若干名を置く。
2　幹事及び書記は、市及び県の吏員のうちから、市長が命じ又は委嘱する。
3　幹事は、委員長の命を受けて、議事を整理する。
4　書記は、委員長の命を受けて、庶務に従事する。

第十条　幹事は、会議に出席して、意見を述べることができる。

（委任規定）

第十一条　この規則に定めるものの外、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附　則

この規則は公布の日から施行する。

広島市身体障害者更生授産所運営規則をここに公布する。

昭和二十七年十二月三日

広島市長　浜井信三

広島市規則第八十号

広島市身体障害者更生授産所運営規則

（この規則の目的）

第一条　この規則は、広島市身体障害者更生授産所条例（昭和二十七年広島市条例第六十七号）第九条の規定に基き、広島市身体障害者更生授産所（以下「更生授産所」という。）の運営に関して定めることを目的とする。

（訓練課程及び授産時間数）

第二条　更生授産所の訓練課程及び授産時間数は、所長が定める。

（入所の手続）

第三条　更生授産所に入所しようとする者は、保証人一名連署の別記第一号様式による入所願に、戸籍抄本、別記第二号様式による履歴書及び医師の健康診断書を添附し、居住地を管轄する福祉事務所長を経由して広島市身体障害者更生授産所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。

第四条　福祉事務所長は、前条の書類の提出をうけたときは、実情を調査の上、別記第三号様式による身上調査書を作成し、前条の書類に添附して所長に送付するものとする。

第五条　所長は、前二条の規定による書類の送付を受けたときは、選考の上、入所を許可するものとする。

第六条　入所を許可された者（以下「入所者」という。）は、次に掲げる書類を所長に提出しなければならない。
一　保証人一名連署の誓約書（別記第四号様式）
二　身元引受書（別記第五号様式）

（職員の勤務時間その他の勤務条件）

第七条　更生授産所の職員の勤務時間その他の勤務条件は、本庁の例による。

（施設内の害虫駆除及び消毒）

第八条　所長は、清潔保持のため、少くとも毎月一回薬品をもつて施設内の害虫駆除及び消毒を行わなければならない。

（入所者に対する処遇）

第九条　所長は、入所者の心身の状態に留意し、適当な保護及び指導を行わなければならない。

第十条　入所者は、その処遇について所長に意見又は希望を申し出ることができる。
2　所長は、入所者の意見又は希望を参しやくし、その処遇の改善に努めなければならない。

（入所者の守るべき事項）

第十一条　入所者は、左に掲げる行為をするときは、所長の許可を得なければならない。
一　外泊
二　外来者への宿泊許容
三　授産時間外における授産用器具の使用
2　入所者は、疾病その他やむを得ない事由により、休業又は退所しようとするときは、あらかじめ所長に申し出なければならない。
3　入所者は、使用室の清掃及び整屯並びに自己の身辺の清潔保持に留意しなければならない。

第十二条　入所者は、更生授産所の物品を亡失又はき損したときは、弁償しなければならない。但し、所長がやむを得ない事由によるものと認めた場合は、この限りでない。

第十三条　入所者は、この規則で定めるものの外、保護指導又は管理に関して、所長の指示に従わなければならない。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第一号

広島市立身体障害者更生授産所入所願

このたび貴所に入所いたしたいので別紙関係書類相添え保証人連署をもつてお願いいたします。

昭和　年　月　日

本人氏名（ふりがな）　㊞

保証人
本人との関係
住所
氏名　㊞

広島市立身体障害者更生授産所長殿

調書

本籍		障害名及症状	
現住所			
生年月日	年　月　日当　才	障害時	年　月　日　才
最終学歴	年卒業 学校・中退	障害の原因	戦傷、戦災、労働災害、交通、事故、疾病、その他
趣味	嗜好		
特技		住居の状況	自家、借家、借間、アパート、寮、同居 / 間数、たゝみ数
資産状況			

家族の状況（親兄弟は別居の者もかくこと）						
本人との続柄	氏名	年令	職業	平時月収	住所（別居のものを書く）	備考

本人の希望職業名　一、　二、　三、　四、

終了後の希望　就職、自営、帰郷、その他　義肢装具について　有　無

注意　保証人は、必ず身元引受について責任あるものとする。

第二号様式

履歴書

本籍地	
現住所	
（戸籍筆頭者）（続柄）	ふりがな 氏名 / 生年月日

学歴	
一、	年　月　日
一、	年　月　日
一、	年　月　日

職歴	
一、	年　月　日
一、	年　月　日
一、	年　月　日
一、	年　月　日

兵役	
一、	
一、	
一、	

右の通り相違ありません。

昭和　年　月　日

（本人氏名印）　㊞

※注意
(1) 必ず自分で書くこと。但し、自分で書けないときは代書である事を明記すること。
(2) 学歴は、小学校卒業よりかき初めること。
(3) 職歴は、〇〇株式会社（旋盤工）に就職というようにできるだけくわしくかくこと。

様式第三号

身上調査書　　福祉事務所長名　印

一、入所希望者氏名

二、修業後の就職について、帰宅する、否
修業後帰宅するか
帰宅の場合責任をもつて引受ける者の
住所
本人との関係
職業
氏名
出身地以外の土地で就職もしくは自営を希望する場合その土地に頼りにする者あればその人
住所
本人との関係
職業
氏名

三、本人の希望する職業名　1、2、3、

四、当所の授産種目だけで、自営若しくは職業見習又は就職できる場合はそれでよいか。可　否
或は引続き職業補導を受けたいか、受けたい　否

五、偏狭な思想又は性格を有してないか　有　無

六、その他
1、義肢の装着をしているか　有　無
2、日常の衣類をもつているか　有　無
又入所の際の寝具の用意はあるか　有　無
3、面接選考の結果不採用となつた場合、帰りの旅費の用意はあるか　有　無

七、入所中及び終業後の処置を担当する身体障害者福祉司の氏名

八、現在何をしているか。家事手伝、手芸、行商、日雇、手内職等

九、人物所見

昭和27年12月20日　広島市報　（第80号）

様式第四号

誓約書

私貴所に入所の上は諸規則を遵守し、更生に努力致します。もし、不都合の所為があつた場合は、何時退所を命ぜられても、決して異議は申しません。

ここに保証人連署をもつて誓約いたします。

昭和二十　年　月　日

本人住所
氏名　㊞

保証人住所
氏名　㊞

広島市身体障害者更生授産所長殿

様式第五号

身元引受書

住所氏名

今般貴所に入所を許可されました右の者の身元に関する一切の事項は、私が引き受け貴所に御迷惑をかけるようなことは、いたしません。

昭和二十　年　月　日

現住所
職業
本人との関係
氏名
年　月　日生　㊞

広島市身体障害者更生授産所長殿

広島市防火建築帯造成補助金交付規則をここに公布する。

昭和二十七年十二月十日

広島市長　浜井信三

広島市規則第八十一号

広島市防火建築帯造成補助金交付規則

（この規則の目的）

第一条　この規則は、防火建築帯造成補助金（以下「補助金」という。）の交付に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（補助金）

第二条　補助金は、耐火建築促進法（昭和二十七年法律第百六十号。以下「法」という。）第五条の規定に基き、毎年度予算の範囲内において交付する。

2　補助金は、防火建築帯の区域内において、耐火建築物を建築する建築主に対して、法第六条に規定する当該耐火建築物の部分について、その費用につき、交付するものとする。

3　市長は、防火建築帯の区域内における耐火建築物の建築の状況により必要と認めるときは、この補助金交付の目的を最もよく達成するため、補助の対象となる耐火建築物につき、優先順位を定めて補助金を交付し、又は補助金を交付する場合に条件を附することができる。

4　補助金の額は、法第七条第三項の規定により建設大臣が定めた耐火建築物と木造の建築物との単位面積当りの標準建築費の差額の四分の一に相当する額に、補助の対象となる耐火建築物の床面積の合計を乗じた額以内とする。

5　非常災害に因り多数の建築物が滅失した場合において、法第七条第二項の規定による区域内においては、前項の規定は、非常災害の発生した日から一年間に限り、同項中「四分の一」とあるのは「三分の一」と読み替えて適用するものとする。

（補助金の交付申請手続）

第三条　補助金の交付を受けようとする者は、着工する前に別記第一号様式による申請書二通に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

一　別記第二号様式による防火建築帯造成市費補助金交付申請書内訳明細書

二　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第三項の規定による確認通知書の写

三　その他市長が必要と認める書類若しくは図面

2　法人、団体及び組合又は共同建築による代表者は、前項に規定する書類のほか、法人、団体及び組合にあつてはその定款又は規約を、共同建築によるものにあつては補助金交付申請についての委任状を市長に提出しなければならない。

3　建築主は、自ら施工する場合のほか、補助金交付申請までに、工事施工に関する契約書の写を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第四条　市長は、前条の規定によつて提出された申請書を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、これを別記第三号様式による通知書によつて申請者に通知する。

（補助対象内容の変更の手続）

第五条　前条の規定により補助金の交付の通知を受けた後に、当該耐火建築物の補助対象内容を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について第一号様式に準じて、防火建築帯造成市費補助金交付変更申請書二通に、第三条第一項に規定する図書のうち変更の関係を表わすものを添付の上提出して、市長の承認を受けなければならない。

2　市長は、前項の規定による申請があつた場合において、その変更が支障がないと認めるときは、第四条の規定に準じてあらためて補助金額を決定し、当該申請者に対して、その旨を通知する。

3　建築主の住所又は工事施工者並びに工事監理者の氏名又は住所を変更しようとするときは、別記第四号様式による名義変更届及び市長の指示する書類を提出しなければならない。

（建築工事に関する届出）

第六条　第四条の規定によつて補助金の交付の通知を受けた者が、当該耐火建築物の建築工事に着手しようとするときは、別記第五号様式による届書により、市長に届け出なければならない。

2　建築工事が次の各号の一に該当する工程に達したときは、別記第六号様式による届書により、市長に届け出なければならない。

一　基礎工事が完了したとき。

二　各階のコンクリート打又はブロック積等の工事が完了したとき。

三　主要構造部及び開口部の工事が耐火及び防火上有効と認められる工程に達したとき。

四　その他市長が指定する工程に達したとき。

（補助金の交付）

第七条　補助金は、前条の規定による手続を了し、当該耐火建築物の建築工事が完了した後において交付する。

但し、市長は、建築工事完了前においても、当該建築主の申請に基き、建築の状況により必要があると認めるときは、工事の工程に応じて分割交付することができる。

（指示監督）

第八条　市長は、補助金の交付の目的を最もよく達成するため、必要があると認めるときは、その目的を達成するのに必要な限度において、当該建築主に対して、必要な指示を行い、報告書の提出を命じ、又は職員を指定して、当該補助に係る耐火建築物又は関係の物件若しくは設計図書その他の書類を実地検査させることができる。

2　前項の規定による実地検査を行うため、職員が現に居住の用に供している建築物に立ち入るときは、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

3　第一項の規定により実地検査に当る職員は、その身分を示す別記第七号様式による証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（補助金交付の取消、停止又は返還）

第九条　市長は、補助金の交付を受けた建築主が、次の各号の一に該当する事由があるときは、当該建築主に対して、補助金の全部若しくは一部の交付を取り消し、その交付を停止し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

一　補助金を補助の目的以外に使用したとき。

二　補助に係る耐火建築物が建築物の敷地、構造及び建築設備に関する法律又はこれに基く命令若しくは条例（建築基準法第七十五条の規定による建築協定を含む。）の規定に違反して建築されたとき。

三　正当な理由がなくて、補助に係る耐火建築物の建築工事が第四条の補助金交付の通知があつた日から九十日以内に着手されないとき、又はその完了が著しく遅れたとき。

四　前各号の外、当該建築主が、法若しくはこれに基く命令又はこの規則の規定に違反したとき。

2　市長は、前項の規定により補助金交付の取消若しくは停止又は交付した補助金の返還を命じようとするときは、あらかじめ、当該建築主に対して釈明のため意見を述べ、及び自己のため有利な証拠を提出する機会を与えるものとする。

（補助金交付の取消、停止又は返還の手続）

第十条　市長は、前条第一項の規定によつて補助金の交付の取消若しくは停止又は交付した補助金の返還を命じようとするときは、当該建築主に対して理由を記載した別記第八号様式による書面をもつてその旨を通知する。

2　前項の規定によつて、補助金の返還を命ぜられた当該建築主は、市長が発した納付書により、当該補助金を返納しなければならない。

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則施行の際、防止建築帯の区域内において、現に工事中の耐火建築物については、補助金交付の申請をした時における残工事について適用する。この場合において、第六条の規定による着工届は、補助金交付の申請書の提出をもつて着工届のあつたものとみなす。

3　広島市建築基準法施行細則（昭和二十七年広島市規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「第五十条第一項又は第三項」を「第五十条第一項若しくは第三項又は第六十条第一項」に、「第五十条第二項又は第四項」を「第五十条第二項若しくは第四項又は第六十一条」に、「（第七号様式）」を「（第七号様式又は第七号様式の二及び第七号様式の三）」に改める。

第七号様式の次に次の二様式を加える。

第七号様式の二（B5）

広島市建築基準法施行細則第13条第1項による
（法第61条に適合しない部分の）不適合既存建築物届(1)

No.						※基準時	昭和　年　月　日
1 敷地の位置	広島市　　町　　番地				2 地　域	防火、準防火、指定なし	
2 建物の名称						商　業	
4 敷地面積	平方メートル 坪	間口	メートル間		5 地　区		
		奥行	メートル間				

6　基準時における建築物の規模、構造

建物名又は建物番号	構造 外壁	内壁	軒裏	屋根	階数	建築面積	延べ面積	防火地域に含まれる部分 建築面積	延べ面積
中						略			
計									

※7　基準時以後における増築、改築

昭和 年月日	建物名又は建物番号	増・改	構造 外壁	内壁	軒裏	屋根	階数	建築面積	延べ面積	防火地域に含まれる部分 建築面積	延べ面積
中								略			

※8　備考

広島市建築基準法施行細則第13条第1項により、不適合既存建築物届を提出します。

昭和　年　月　日

広島市長（氏名）　殿　　（住所）
届出者（氏名）　㊞

（注意）　裏面を見て下さい。

（記載上の注意）

1　防火地域は、道路境界線から奥行十一メートルの区域です。

2　この防火地域内に含まれている建物の部分だけを「防火地域に含まれる部分」欄に記入して下さい。

3　建物の名称は、例えば「札幌銀行広島支店」「フランス洋装店」「喫茶店 アルプルードーメ」というように記入して下さい。

4　構造の欄には、ラス張モルタル塗、木ずりしつくい塗土塗真壁、下見板張、テックス張などと記入して下さい。

5　階数は、算用数字で記入下さい。

6　建物名欄については、別図配置図に番号等を付して、番号別に記入するなど、まぎれないようにして下さい。

7　※印欄は、記入しないで下さい。

第七号様式の三（B5）

広島市建築基準法施行細則第13条第1項による
（法第61条に適合しない場合の）不適合既存建築物届　(2)

（注意）敷地内配置図及び各階平面図を記入して下さい。

表裏共セクション（5mm角）

第一号様式

第　　号

防火建築帯造成市費補助金交付申請書

広島市防火建築帯造成補助金交付規則第三条の規定により市補助金の交付を受けたいので、内訳明細書及び建築基準法に基く確認通知書の写等を添えて申請します。

昭和　年　月　日

申請者住所氏名　　印

広島市長（氏名）殿

第二号様式　広島市防火建築帯造成補助金交付規則第三条第一項第一号による
防火建築帯造成市費補助金交付申請書内訳明細書

建築主の住所氏名（法人の場合は、その名称及びその代表者氏名）				
設計者 住所氏名 建築士 事務所名				
工事監理者住所氏名 建築士 事務所名				
工事施工者住所氏名				
建築場所	広島市　町　番地	着工予定又は着工の日	昭和　年　月　日	
		完了予定の日	昭和　年　月　日	
用途		建築基準法に基く確認年月日及び番号	昭和　年　月　日No.	
補助申請に係る建築物の概要		新築、増築部分	既存部分	合計
	構造			
	建築面積	平方メートル	平方メートル	平方メートル
	延べ面積	平方メートル	平方メートル	平方メートル
	階数	地下　階 地上　階	地下　階 地上　階	地下　階 地上　階
補助の対象となる部分	耐火構造の種別		高さ	メートル

	地下一階	一階	二階	三階	四階	合計 地下　階 地上　階
階数						
床面積	平方米	平方米	平方米	平方米	平方米	平方米
用途						
主体工事費						
その他の工事費						
総工費						

※補助申請額	国庫補助申請額	地方公共団体の負担額			合計
		都道府県	市町村	小計	
	円	円	円	円	円

(註) (1) 本表は、建物一棟ごとに作成すること。
(2) 既に着工している場合は、別紙に各階別の工程を具体的に明記し、必要があれば写真を添付すること。
(3) 該当文字を○で囲むこと。
(4) 同一階を二棟以上の用途に供しようとする場合は、平面図に用途の異る部分を示し、且つ、その部分の床面積を記入したものを添付すること。
(5) 補助申請に係る建築物の概要欄の構造欄には、耐火構造の場合は、その種別を記載すること。
(6) ※印の欄には記入しないこと。

(配置図) (註) 防火建築帯、道路、申請建築物の位置等を記入すること。(別図添付でもよい。)

第三号様式

広島市防火建築帯造成補助金交付規則第四条による

補助金交付通知書

広島市指令第　号

住所
氏名

昭和　年　月　日付申請に係る防火建築帯造成補助金については、広島市防火建築帯造成補助金交付規則第二条の規定に基き、昭和　年度（第　次）において、左記の条件をつけて金　円也を交付する。

昭和　年　月　日

広島市長（氏名）㊞

記

一 この補助金は、広島市防火建築帯造成補助金交付規則（以下「規則」という。）第二条に基き交付したものであるから、その事業費以外に使用してはならない。
二 補助に係る耐火建築物の建築工事は、この交付通知を受けた日から九十日以内に着手しなければならない。
三 既定計画を変更しようとするときは、規則第五条に基き、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
四 左の各号の一に該当する場合は、この指令を取り消し、その交付を停止し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。
1 この指令に違背し、又は市長の指示に従わないとき。
2 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。）又は同法に基く命令若しくは条例の規定に違反して建築したとき。
3 建築工事の完了が著しく遅れたとき。
4 その他不都合と認める所為があつたとき。

第四号様式　広島市防火建築帯造成補助金交付規則第五条による

名義変更届

昭和　年　月　日

広島市長（氏名）殿

建築主 住所
氏名　㊞

受付欄
広島市指令第　号
補助金交付通知番号及び年月日
昭和　年　月　日

	変更前	変更後
1 建築主 住所 氏名		
2 設計者 建築士 住所 氏名 事務所 名		
3 工事監理者 建築士 住所 氏名 事務所 名		
4 工事施工者 住所 氏名		
備考		

(注意) 建築主の名義変更に、天方が建築許可して下さい。

第五号様式　広島市防火建築帯造成補助金交付規則第六条による

建築・着工届

昭和　年　月　日

広島市長（氏名）殿

建築主 住所
氏名　㊞

受付欄
広島市指令第　号
補助金交付通知番号及び年月日
昭和　年　月　日

1 建築場所	広島市　町　番地
2 着工年月日	昭和　年　月　日
3 着工からしゅん功までの期間	年　箇月
4 工事費	新築　増築
5 主要用途	
6 構造	
7 延べ面積	坪 平方メートル
摘要	

第六号様式
広島市防火建築構造成補助金交付規則第六条による

工　程　届

昭和　年　月　日　広島市長（氏名）殿

建築主　住所……
氏名……㊞

受付欄
広島市指令　第　号
昭和　年　月　日
補助金通号及年月日
交付番号及年月日

1 建築場所	広島市　町　番地	
2 工程に着手した年月日	昭和　年　月　日	
3 工事種別	新築	増築
4 主要用途		
5 構造		
6 延べ面積	平方メートル	
7 工程記入欄		
摘要		

第七号様式

（表）

第　号
昭和　年　月　日
建築主　広島市
氏名　広島市
年　月　日生
広島市防火建築構造成補助金交付規則第八条
第　号
昭和　年　月　日交付
（使用期間　年間）

8.5cm
6cm

（裏）

規則第八条の表を記入

第八号様式
広島市防火建築構造成補助金交付規則第十条による

通　知　書

第　号
昭和　年　月　日
殿
広島市長（氏名）㊞

昭和　年　月　日広島市指令第　号で通知した耐火建築物の補助の決定並びに補助金を次の理由により　することになつたので通知します。

理　由

広島市衛生事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十七年十二月十五日
広島市長　浜井信三

広島市規則第八十二号

広島市衛生事務委任に関する規則の一部を改正する規則

広島市衛生事務委任に関する規則（昭和二十三年十二月一日広島市規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号を削り、同条第五号を第四号とし、以下順次繰り上げ、同条第五十七号の次に次の二号を加える。

五十八　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条第一項の規定に基く母子手帳の交付に関すること。

五十九　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第八条第一項の規定に基く保健指導票の交付に関すること。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市警察条例第九条による派出所及び駐在所の位置、名称及び管轄区域等に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

昭和二十七年十二月十五日
広島市長　浜井信三

広島市規則第八十三号

広島市警察条例第九条による派出所及び駐在所の位置、名称及び管轄区域等に関する規則を廃止する規則

広島市警察条例第九条による派出所及び駐在所の位置、名称及び管轄区域等に関する規則（昭和二十四年十二月三十一日規則第六十号の二）は、廃止する。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

◎告　示

広島市告示第百十一号

建築基準法第五十四条に基き、左記のとおり、公開による聴聞を行う。

昭和二十七年十一月十八日
広島市長　浜井信三

記

一、開催日時　昭和二十七年十一月二十一日午後一時
二、開催場所　広島市国泰寺町三十九番地　広島市庁舎内第二議員控室（三階）
三、申請者住所　広島市八丁堀三十三番地
四、申請者氏名　山田正一
五、建築場所　広島市白島九軒町三十四番地
六、用途概要　設計室、材料置場、延一三八、六〇平方米
七、地域別　住居地域

広島市告示第百十二号

昭和二十七年十一月十九日
広島市長　浜井信三

左記の通り臨時広島市議会を招集する。

記

一、招集日時　昭和二十七年十一月二十六日午後一時
一、招集場所　広島市役所

広島市告示第百十三号

昭和二十七年十一月十九日
広島市長　浜井信三

十一月二十六日招集の臨時広島市議会に付する事件は、左記の通り。

記

一、昭和二十七年度広島市歳入出予算追加更正
一、広島市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
一、広島市公安委員会の行う許可等手数料条例の一部を改正する条例制定について
一、広島市警察条例の一部を改正する条例制定について
一、広島市警察賞じゅつ条例の一部を改正する条例制定について
一、広島市警察表彰条例の一部を改正する条例制定について
一、警察吏員に協力援助した者の災害給付に関する条例制定について
一、広島市消防等賞じゅつ条例の一部を改正する条例制定について
一、消防に協力援助した者の災害給付に関する条例制定について
一、広島市身体障害者更正授産所条例制定について
一、昭和二十七年度広島市消防施設整備事業費公債方法
一、昭和二十七年度広島市中央卸売市場増築事業費公債方法
一、昭和二十七年度広島市学校建設事業費公債方法
一、昭和二十七年度広島市冷蔵庫建設事業費公債方法中変更について
一、企業職員の給与の種類及び基準を定める条例制定について
一、水道局職員で、労働組合を結成し、又はこれに加入することができない者の範囲を定める条例制定について
一、水道企業組織に関する条例施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
一、広島市水道事業基本計画決定について

一、昭和二十七年度広島市特別会計公益質屋費歳入出予算追加更正
一、昭和二十七年度広島市特別会計建設費歳入出予算追加更正
一、自昭和二十六年度至昭和三十六年度広島市第一期下水道築造事業費継続年期及び支出方法中変更について
一、広島市競輪場条例制定について
一、広島市競輪条例制定について
一、契約締結の承認について
一、契約締結の承認について
一、契約締結の同意について
一、契約締結の同意について
一、契約締結の同意について
一、財産の取得について
一、財産の取得について
一、予算外義務負担について
一、予算外義務負担について
一、契約締結の同意について
一、財産の取得について
一、予算外義務負担について

広島市告示第百十四号

昭和二十七年十一月二十五日
広島市長　浜井信三

十一月二十六日招集の臨時広島市議会に付する追加事件は、左記の通り。

記

一、広島市戦災児育成所条例制定について
一、寄附受納について
一、財産の取得について

広島市告示第百十五号

左記の者に対する昭和二十七年度不動産差押調書住所不明のため送達不能につき、地方税法第三十条及び広島市税条例第十一条により公示する。

昭和二十七年十一月二十七日
広島市長　浜井信三

記

広島市観音町一三〇番地
寺田勇吉

広島市告示第百十六号の二

昭和二十七年度市民税第三期督促状市内昭和町中野春美外一、九〇五件住所不明のため送達不能につき、地方税法第二十条並びに広島市税条例第十一条の規定により、十二月一日から十二月十三日までの十四日間公示する。

なお、右公示分の督促指定期限は、昭和二十七年十一月二十日から同月二十八日とあるを同年十一月二十日から十二月二十四日までに変更する。

昭和二十七年十二月一日
広島市長　浜井信三

広島市告示第百十七号

十二月二日市議会の議決を経た昭和二十七年度広島市歳入出予算追加更正の要領は、次の通りである。但し、この予算は、即日これを施行する。

昭和二十七年十二月二日
広島市長　浜井信三

広島市歳入出予算追加更正

歳入

一、市税　金八億七百式拾四万五千七百八拾七円
一、普通税　金七億七千参百九拾八万参百九拾円
二、旧法による税収入　金式千七百式拾六万五千参百九拾七円
二、地方財政平衡交付金　金式億五千式百式拾参万四百式拾八円
一、地方財政平衡交付金　金式億五千式百式拾参万四百式拾八円
三、公企業及び財産収入　金九拾五万式千六百四拾参円
五、財産売払代　金八万式円
五、使用料及び手数料金　金壱億壱千六百拾万七千六百五拾式円
一、使用料　金八千参百七拾六万式千式百四拾壱円
二、手数料　金参千式百参拾四万五千四百拾壱円
六、国庫支出金　金四億壱千九百九拾式万五千拾六円
一、国庫補助金　金四億壱千九百六拾万参千九百七拾壱円
七、県支出金　金式千四百式拾四万六千百六拾七円
一、交付金　金七百五拾五万四千円
二、補助金　金壱千六百六拾九万式千百六拾七円
八、寄附金　金八百八拾四万式千壱円
一、寄附金　金八百八拾四万式千壱円
十、繰越金　金四百八拾八万壱千壱円
一、前年度繰越金　金四百八拾八万壱千壱円
十一、雑収入　金四千六拾五万六千式百五拾八円
二、弁償金及び報償金　金式百拾壱万参千八百四拾式円
三、物品売払代金　金壱千百九拾八万五百円
六、雑入　金式千式百四拾四万八千五百式円
十三、市債　金参億四千壱百九拾万円
一、市債　金参億四千壱百九拾万円
歳入合計　金式拾億壱千六百式拾参万六千九百五拾参円

歳出

一、議会費　金式千参百拾八万参千八百壱円
一、市議会費　金式千参百拾八万参千八百壱円
二、役所費　金式億八千八百八万七百七拾六円
一、役所費　金式億四千九百八拾参万九千四百八拾参円
二、諸費　金参千八百式拾四万壱千式百九拾参円

四、警察消防費　金式億参千八百式拾八万五千八百五拾式円
一、警察費　金壱億四千拾四万九千八百七拾壱円
二、消防費　金八千九百九拾七万六千円
三、消防団費　金八百拾五万九千九百八拾壱円
五、土木費　金壱億四千八百拾八万九千四百九拾八円
一、道路維持修繕費　金参千五百八万四千百八拾四円
二、橋梁維持修繕費　金六百六拾万五千円
三、河川維持修繕費　金八拾四万壱千円
四、港湾維持修繕費　金壱千七百四拾式万五千四百八拾円
六、教育費　金参億七千五百万参千四百四拾五円
一、教育委員会費　金壱千参百九拾五万参千参百八拾四円
二、小学校費　金四千九百参拾九万参百四拾壱円
三、中学校費　金式千六拾八万五千七百四拾九円
四、高等学校費　金式千九百五拾七万壱千六百七拾円
五、図書館費　金壱千式拾七万五千八百式拾八円
六、公民館費　金百八拾七万八千百拾七円
七、社会教育費　金式百式拾七万式千百七拾八円
九、学校営繕費　金式億参千九百五拾五万七千円
十、諸費　金四百六拾式万参千五百参拾八円
七、社会労働施設費　金四億六千五百六拾四万五千参百八拾式円
三、福祉事務費　金百拾壱万七千五百円
六、保育所費　金千百参拾参万千四百円
七、厚生諸費　金六百拾式万千参百円
八、公園墓苑費　金百五拾五万参千五百参拾四円
十三、養老院費　金四百六拾五万五百七拾式円
十五、身体障害者福祉費　金式拾四万円
七、厚生援護施設費　金式百六拾四万五千五百五拾円
八、厚生援護費　金百五拾万円
十、厚生施設建設費　金五百万円
三、身体障害者収容授産所費　金式百六拾式万参千円
三、養護施設費　金百拾九万四千円
八、保健衛生費　金壱億千六百参拾九万式千九百六拾壱円
一、保健所費　金七百拾万式千七百式拾円
三、伝染病予防費　金五百式拾六万九千円
六、結核予防費　金千参百九拾五万九千円
八、舟入病院費　金壱百五拾式万五千四百八拾円
九、衛生試験検査費　金七拾八万七千円
十、下水道費　金式千四百四拾万五千四百四拾円
十三、下水道調査費　金八拾万七千九百円
十五、汚物処理費　金千六百五拾式万七千八百四拾円
十四、屠場費　金四百六拾万八千式百円
十五、火葬場費　金百四拾式万参千百四拾壱円
十六、体育費　金百五拾六万四千五百七拾円
十八、狂犬病予防費　金式百参万七千式百式拾円
二〇、舟入病院建設費　金壱百七拾七万九千円
九、産業経済費　金六千九拾六万五千参百九円
一、商工諸費　金式千百四拾八万千百六拾円
二、農水産諸費　金四百七拾万五千参百六拾円
五、灌漑所費　金参拾参万六千円
六、工芸指導所費　金参拾四万五千円
七、中央卸売市場費　金六拾六万九千円
八、園芸綜合指導所費　金拾七万円
九、土地改良費　金四拾万九千円
十、中央卸売市場増築費　壱千万円
十、財産費　金四拾八万参千円
二、財産管理費　金四拾八万参千円
十二、統計調査費　金八万円
一、統計調査費　金八万円
十三、選挙費　金四拾万円
一、選挙費　金四拾万円
十三、公債費　金式百六拾式万八千円
一、元利償還金　金式百六拾式万八千円
十六、災害復旧費　金七千壱百式拾四万四千円
一、公共土木施設災害復旧費　金四千式百四万式千円
二、都市災害復旧費　金壱千七拾五万壱千円
三、災害公営住宅復旧費　金壱千八百四拾五万壱千円
十七、諸支出金　金参千四百七拾八万六千円
三、滞納処分費　金式拾参万八千円
四、特別会計繰出金　金壱千五百五万七千円
六、過年度支出　金壱千参百四拾式万壱千円
七、雑支出　金式百万式千円
九、東京出張所費　金拾五万五千円
十五、戸籍住民登録費　金八拾式万式千円
十七、原爆犠牲者供養費　金九万壱千円
十八、防火建築帯造成費　金参百万円
歳出合計　金七千壱百五拾式万七千百五拾円
歳入出差引残金なし

広島市告示第百十八号

十二月二月市議会の議決を経た昭和二十七年度広島市特別会計建設費歳入出予算追加更正の要領は、次の通りである。但し、この予算は、即日これを施行する。

昭和二十七年十二月二日
広島市長　浜井信三

昭和二十七年度広島市特別会計建設費歳入出予算追

加更正

歳入

一、国庫支出金　金壱億八千式拾八万参千六百参拾壱円
一、補助金　金壱億八千式拾八万参千六百参拾壱円
二、繰入金　金九千四百式拾万式千五百六円
一、一般会計より繰入金　金九千四百式拾万式千五百六円
三、雑収入　金壱百九拾六万七千五百八拾七円
一、雑収入　金壱百九拾六万七千五百八拾七円
四、繰越金　金壱円
一、前年度繰越金　金壱円
五、徴収金　金壱千六百八拾参万九千六百円
一、換地清算徴収金　金壱千六百八拾参万九千六百円
六、市債　金式億円
一、市債　金式億円
七、公企業及び財産収入金　金壱百式拾四万式千円
一、財産売払代金　金壱百式拾四万式千円
歳入合計　金四億九千四百五拾参万五千参百式拾五円

歳出

一、建設費　金参億六千六百八拾参万四千七百六拾八円
一、区画整理費　金壱億壱千六百九拾参万六千七百四拾円
二、幹線街路費　金壱千式百式拾四万六千円
三、補助街路費　金壱千式百式拾四万六千円
四、瓦斯及び軌道費　金参百九拾八万式千五百円
五、公共空地整備費　金五百四拾五万参千八百拾七円
六、水路費　金式百九拾八万八千円
七、排水施設整備費　金五百九拾七万四千円
八、橋梁費　金参千八百八拾式万六千円
九、重要幹線街路費　金五百八万九千七百五拾円
十、記念館建設費　金参千式百九拾式万九千五百円
十一、記念公園造成費　金四百九拾七万八千五百円
十二、住宅建設費　金九千六拾四万五千八百八拾六円
十三、下水道改良費　金六百万壱千円
十四、建設諸費　金式千八百五拾参万七千八拾五円
二、第一期下水道築造事業費本年度支出額　金七千六百万壱千円
一、下水道費　金参千七百八拾参万円
二、下水道改良費　金壱千式百万壱千円
三、下水道築造費　金式千六百拾七万円
四、諸支出金　金七百五拾参万四千五百五拾七円
一、雑支出　金七百五拾参万四千五百五拾七円
歳出合計　金四億九千四百五拾参万五千参百式拾五円

歳入出差引残金なし

広島市告示第百十九号

十二月二日市議会の議決を経た昭和二十七年度広島市特別会計公益質屋費歳入出予算追加更正の要領は、次の通りである。但し、この予算は、即日これを施行する。

昭和二十七年十二月二日

広島市長　浜井信三

昭和二十七年度広島市特別会計公益質屋費歳入出予算追加更正

歳入

一、貸付金より生ずる収入　金七拾万式千円
一、貸付金より生ずる収入　金七拾万式千円
三、貸付金戻入　金六百六拾万円
一、貸付金戻入　金六百六拾万円
六、市債　金式百万円
一、市債　金式百万円

歳入合計　金九百参拾万式千参円
一、事務費　金七拾万式千壱円
一、事務費　金七拾万式千壱円
二、貸付金　金八百六拾万円
一、貸付金　金八百六拾万円
歳出合計　金九百参拾万式千参円

歳入出差引残金なし

広島市告示第百二十号

昭和二十七年十二月五日

広島市長　浜井信三

漂流物拾得について

左記のものについて拾得の届出があつたから心当りの方は、広島市役所社会課に申し出られたい。

記

一、品名　漁船一隻（長さ一丈五尺）
　　櫓二本　櫂一本
一、拾得場所　草津港沖
一、拾得月日　昭和二十七年十一月三十日
一、拾得者　広島市草津東町二十七組　稿本清兵衛

広島市告示第百二十一号

昭和二十七年十二月十一日

広島市長　浜井信三

第二十三回未指定地補充換地予定地指定、第三十一回仮換地予定地変更指定中未発表のもの及び第三十四回仮換地予定地変更指定並びに第九回仮換地予定地指定取消の発表について

一、未指定地補充換地予定地指定及び仮換地予定地変更指定

1　広島平和記念都市建設事業東部土地区画整理施行に伴う左記の土地は、土地区画整理委員会の諸問を経て、仮換地予定地が補充並びに変更に決定したから、関係者は東部復興事務所で詳細承知されたい。

2　土地所有者に対する仮換地予定の指定通知書は、土地所有届を提出済の者にのみ送達する。なお、土地所有届をまだ提出していない者は、至急提出されたい。

3　今回発表の土地を、売却又は譲渡するときは、事前に必ず東部復興事務所に協議の上取り運び願いたい。万一連絡がない場合は、決定した仮換地を取り消すことになることがあるから、是非連絡方実行願いたい。

4　前記仮換地予定地の使用開始の時期及び借地権その他の権利については、追つて指定する。

記

1　第二十三回未提定地補充換地予定地指定
　別紙記載の通り。
2　第三十一回仮換地予定地変更指定中未発表のもの
　別紙記載の通り。
3　第三十四回仮換地予定地変更指定
　別紙記載の通り。

二、仮換地予定地指定取消

広島平和記念都市建設事業東部土地区画整理施行に伴い、先に指定した左記の仮換地予定地は、土地区画整理委員会の諸問を経て指定を取り消すことに決定したから、関係者は、東部復興事務所で、詳細承知されたい。

記

七四ブロック七画地

関係図書縦覧場所　大蔵省
広島市基町
広島市建設局東部復興事務所

未指定地補充換地予定地指定及び仮換地予定地変更指定名簿

一、第二十三回未指定地補充換地予定地指定

土地所在 町名	地番	土地所有者 氏名
鶴見町	四八一ノ三	広島市
中島本町	一五五ノ一	同
同町	一五五ノ二	同
同町	一五五ノ三	同
同町	一五五ノ四	同
同町	一五五ノ五	同
同町	一五五ノ六	同
同町	一五五ノ七	同
同町	一五五ノ八	同
同町	一五五ノ九	同
同町	一五五ノ一〇	同
同町	一五五ノ一一	同
同町	一五五ノ一二	同
同町	一五五ノ一三	同
同町	一五五ノ一四	同
同町	一五五ノ一五	同
同町	一五五ノ一六	同
同町	一五五ノ一七	同
同町	一五五ノ一八	同
同町	一五五ノ一九	同
同町	一五五ノ二〇	同
同町	一五五ノ二一	同
同町	一五五ノ二二	同
同町	一五五ノ二三	同
同町	一五五ノ二四	同
同町	一五五ノ二五	同
同町	一五五ノ二六	同
同町	一五五ノ二七	同
同町	一五五ノ二八	同
同町	一五五ノ二九	同
同町	一五五ノ三〇	同
同町	一五五ノ三一	同
中島本町	一五五ノ三二	広島市
同町	一五五ノ三三	同
同町	一五五ノ三四	同
同町	一五五ノ三五	同
同町	一五五ノ三六	同
同町	一五五ノ三七	同
同町	一五五ノ三八	同
同町	一五五ノ三九	同
同町	一五五ノ四〇	同
同町	一五五ノ四一	同
同町	一五五ノ四二	同
同町	一五五ノ四三	同
同町	一五五ノ四四	同
同町	一五五ノ四五	同
同町	一五五ノ四六	同
同町	一五五ノ四七	同
同町	一五五ノ四八	同
同町	一五五ノ四九	同
同町	一五五ノ五〇	同
同町	一五五ノ五一	同
同町	一五五ノ五二	同
同町	一五五ノ五三	同
同町	一五五ノ五四	同
同町	一五五ノ五五	同
同町	一五五ノ五六	同
同町	一五五ノ五七	同
同町	一五五ノ五八	同
同町	一五五ノ五九	同
同町	一五五ノ六〇	同
同町	一五五ノ六一	同
中島本町	一五五ノ六二	広島市
同町	一五五ノ六三	同
同町	一五五ノ六四	同
同町	一五五ノ六五	同
同町	一五五ノ六六	同
同町	一五五ノ六七	同
同町	一五五ノ六八	同
同町	一五五ノ六九	同
同町	一五五ノ七〇	同
同町	一五五ノ七一	同
同町	一五五ノ七二	同
同町	一五五ノ七三	同
同町	一五五ノ七四	同
同町	一五五ノ七五	同
同町	一五五ノ七六	同
同町	一五五ノ七七	同
同町	一五五ノ七八	同
同町	一五五ノ七九	同
同町	一五五ノ八〇	同
同町	一五五ノ八一	同
同町	一五五ノ八二	同
同町	一五五ノ八三	同
同町	一五五ノ八四	同
同町	一五五ノ八五	同
同町	一五五ノ八六	同
同町	一五五ノ八七	同
同町	一五五ノ八八	同
同町	一五五ノ八九	同
同町	一五五ノ九〇	同
同町	一五五ノ九一	同
同町	一五五ノ九二	同
同町	一五五ノ九三	同
同町	一五五ノ九四	同
中島本町	一五五ノ九五	広島市
同町	一五五ノ九六	同
同町	一五五ノ九七	同
同町	一五五ノ九八	同
同町	一五五ノ九九	同
同町	一五五ノ一〇〇	同
同町	一五五ノ一〇一	同
同町	一五五ノ一〇二	同
同町	一五五ノ一〇三	同
同町	一五五ノ一〇四	同
同町	一五五ノ一〇五	同
同町	一五五ノ一〇六	同
同町	一五五ノ一〇七	同
同町	一五五ノ一〇八	同
同町	一五五ノ一〇九	同
同町	一五五ノ一一〇	同
同町	一五五ノ一一一	同
同町	一五五ノ一一二	同
同町	一五五ノ一一三	同
同町	一五五ノ一一四	同
同町	一五五ノ一一五	同
同町	一五五ノ一一六	同
同町	一五五ノ一一七	同
同町	一五五ノ一一八	同
同町	一五五ノ一一九	同
同町	一五五ノ一二〇	同
同町	一五五ノ一二一	同
同町	一五五ノ一二二	同
同町	一五五ノ一二三	同
同町	一五五ノ一二四	同
同町	一五五ノ一二五	同
同町	一五五ノ一二六	同
同町	一五五ノ一二七	同
同町	一五五ノ一二八	同
同町	一五五ノ一二九	同

中島本町	一五ノ一三〇	同	広島市
同町	一五ノ一三一	同	同
同町	一五ノ一三二	同	同
同町	一五ノ一三三	同	同
同町	一五ノ一三四	同	同
同町	一五ノ一三五	同	同
同町	一五ノ一三六	同	同
同町	一五ノ一三七	同	同
同町	一五ノ一三八	同	同
同町	一五ノ一三九	同	同
同町	一五ノ一四〇	同	同
同町	一五ノ一四一	同	同
同町	一五ノ一四二	同	同
同町	一五ノ一四三	同	同
同町	一五ノ一四四	同	同
同町	一五ノ一四五	同	同
同町	一五ノ一四六	同	同
同町	一五ノ一四七	同	同
同町	一五ノ一四八	同	同
同町	一五ノ一四九	同	同
同町	一五ノ一五〇	同	同
同町	一五ノ一五一	同	同
同町	一五ノ一五二	同	同
同町	一五ノ一五三	同	同
同町	一五ノ一五四	同	同
同町	一五ノ一五五	同	同
同町	一五ノ一五六	同	同
同町	一五ノ一五七	同	同
同町	一五ノ一五八	同	同
同町	一五ノ一五九	同	同
同町	一五ノ一六〇	同	同
同町	一五ノ一六一	同	同
同町	一五ノ一六二	同	同
同町	一五ノ一六三	同	同

中島本町	一五ノ一六四	同	広島市
同町	一五ノ一六五	同	同
同町	一五ノ一六六	同	同
同町	一五ノ一六七	同	同
同町	一五ノ一六八	同	同
同町	一五ノ一六九	同	同
同町	一五ノ一七〇	同	同
同町	一五ノ一七一	同	同
同町	一五ノ一七二	同	同
同町	一五ノ一七三	同	同
同町	一五ノ一七四	同	同
同町	一五ノ一七五	同	同
同町	一五ノ一七六	同	同
同町	一五ノ一七七	同	同
同町	一五ノ一七八	同	同
同町	一五ノ一七九	同	同
同町	一五ノ一八〇	同	同
同町	一五ノ一八一	同	同
同町	一五ノ一八二	同	同
同町	一五ノ一八三	同	同
同町	一五ノ一八四	同	同
同町	一五ノ一八五	同	同
同町	一五ノ一八六	同	同
同町	一五ノ一八七	同	同
同町	一五ノ一八八	同	同
同町	一五ノ一八九	同	同
同町	一五ノ一八〇	同	同
同町	一五ノ一八一	同	同
同町	一五ノ一八二	同	同
同町	一五ノ一八三	同	同
同町	一五ノ一八四	同	同
同町	一五ノ一八五	同	同
同町	一五ノ一八六	同	同
同町	一五ノ一八七	同	同

中島本町	一五ノ一八八	同	広島市
同町	一五ノ一八九	同	同
同町	一五ノ一九〇	同	同
同町	一五ノ一九一	同	同
同町	一五ノ一九二	同	同
同町	一五ノ一九三	同	同
同町	一五ノ一九四	同	同
同町	一五ノ一九五	同	同
同町	一五ノ一九六	同	同
同町	一五ノ一九七	同	同
同町	一五ノ一九八	同	同
同町	一五ノ一九九	同	同
同町	一五ノ二〇〇	同	同
同町	一五ノ二〇一	同	同
同町	一五ノ二〇二	同	同
同町	一五ノ二〇三	同	同
同町	一五ノ二〇四	同	同
同町	一五ノ二〇五	同	同
同町	一五ノ二〇六	同	同
同町	一五ノ二〇七	同	同
同町	一五ノ二〇八	同	同
同町	一五ノ二〇九	同	同
同町	一五ノ二一〇	同	同
同町	一五ノ二一一	同	同
同町	一五ノ二一二	同	同
同町	一五ノ二一三	同	同
同町	一五ノ二一四	同	同
同町	一五ノ二一五	同	同
同町	一五ノ二一六	同	同
同町	一五ノ二一七	同	同
同町	一五ノ二一八	同	同
同町	一五ノ二一九	同	同
同町	一五ノ二二〇	同	同
同町	一五ノ二二一	同	同
同町	一五ノ二二二	同	同
同町	一五ノ二二三	同	同

中島本町	一五ノ二二四	同	広島市
同町	一五ノ二二五	同	同
同町	一五ノ二二六	同	同
同町	一五ノ二二七	同	同
同町	一五ノ二二八	同	同
同町	一五ノ二二九	同	同
同町	一五ノ二三〇	同	同
同町	一五ノ二三一	同	同
同町	一五ノ二三二	同	同
同町	一五ノ二三三	同	同
同町	一五ノ二三四	同	同
同町	一五ノ二三五	同	同
同町	一五ノ二三六	同	同

二、第三十一回仮換地予定変更指定中未発表のもの

土地所在 町名	地番	土地所有者 氏名
大須賀町	二二七外一筆	橋本良輔
同町	二六〇	西村助三郎
同町	二五九	小野範男
同町	二四九ノ二	小林鑑蔵
同町	二八〇	横田勉
同町	二七九ノ二外一筆	神保説造
同町	二五一	杉井喜三
同町	二四九ノ六	大久保要
同町	二五四	大橋進
同町	二五二	玉井申三
同町	二五三	三浦篤夫
同町	二四九ノ一外一筆	下原佐賀美
同町	二三五ノ二外二筆	太田シヅ
同町	二四六ノ一外一筆	友田清一外一名
同町	二八七外一筆	小早川信雄
同町	二八一外一筆	村島与一
同町	二九一ノ一	杉井喜三
同町	二九一ノ四	中川三郎
同町	二九一ノ三	多田慈
同町	二九三	吉田友吉
同町	二七八外一筆	西村助三郎
同町	三〇七ノ一	隅田貫一
同町	二九四	曾谷隆一
同町	二九八ノ四	名井万亀
同町	二九六外二筆	田中勝
同町	二九八ノ三	藤田寛
同町	二七五ノ一外二筆	奥本鉄漢
同町	二八三外六筆	奥本鉄漢

三、第三十四回仮換地予定地変更指定

土地所在 町名	地番	土地所有者 氏名
上柳町	二八ノ一外一筆	今中武義
同町	二八ノ二	功野泰久
白島九軒町	七六外五筆	井上敏子
上流川町	六四ノ一	山本利三郎
同町	六四ノ六	吉田五郎外三名
石見屋町	五三ノ一外二筆	田戸康樹
同町	五七ノ二外二筆	吉永謹二
鉄砲町	五八ノ一外一筆	新谷岩男
同町	五八ノ四外一筆	清水親策
西白島町	五九ノ一外一筆	半田ハル
同町	五九ノ四	村井義雄
八丁堀	二八ノ一外四筆	広島食糧株式会社
鉄砲町	二四ノ一外三筆	森永食糧株式会社
桐木町	九四八ノ三外七筆	広島食糧株式会社
千田町二丁目	七六七ノ八外一筆	三浦政登
桐木町	五〇	保田富太郎
立町	四八ノ一外三筆	難波成喜
西魚屋町	一七外二筆	広島県繊維製品商業協同組合
竹屋町	三九	日野本住人
白島東中町	一八ノ一	河内三郎
稲荷町	一〇三ノ二外五筆	奥本文悟
合屋町	九一外一筆	源光
昭和町	六三二ノ六	永田幸一
同町	六三二ノ一	田妻喜代人
同町	六三二ノ五	中道秋夫
下流川町	一ノ一	関西興業株式会社
大須賀町	三一二ノ一	佐々原計
大須賀町	三一二ノ二外一筆	満景寺
大手町八丁目	六六ノ三	日本電信電話公社
同町	六六ノ二	八幡ミツ外一名
立町	四八ノ二	日本電信電話公社
竹屋町	一四〇ノ一	松村冨士雄
同町	一四〇ノ三	山崎昌洋
冨士見町	一五ノ一二	岡田吉郎
同町	一五ノ二六	新崎貞人
昭和町	五四九ノ一外二筆	横田太人
同町	五四九ノ二	山本憲一
大手町七丁目	四三外一筆	原竹夫
同町	四七ノ一外二筆	遠寺長
同町	四四	同寺
同町	四五ノ一外二筆	同寺
同町	四六	同寺
大手町八丁目	一一九ノ四外一筆	平野栄三
同町	一一九ノ一	同人
同町	一一九ノ二	名原繁雄
基町	七	大阪毎日新聞社

◎水道局規程及び訓令

広島市水道局事務分掌規程を次のように定める。

昭和二十七年十月一日

広島市水道事業管理者
広島市助役　高山一三

広島市水道局規程第一号

広島市水道局事務分掌規程

第一条　管理者の権限に属する事務を処理するため、局に局長を置き、左の通り課及び係を設ける。

経理課　庶務係、経理係、料金係、徴収係
給水課　庶務係、工務係、工事係、漏水係
施設課　庶務係、計画係、工事係、拡張係
浄水課　庶務係、運転係、水質係

第二条　事務処理上必要なときは、事務所又は事業所を設けることができる。

第三条　課及び係に長を置く。

2　局長、課長及び係長には、事務吏員又は技術吏員をもつてこれにあてる。

第四条　局長は、管理者を補佐し、各課の事務を統理する。

2　課長及び係長は、上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属員を指揮監督する。

第五条　局長に事故があるときは、主管課長がその事務を代理し、主管課長にも事故があるときは、第一条に定める課の配列順序によつてその課長がこれを代理する。

2　課長に事故があるときは、主管係長がその事務を代理し、主管係長にも事故があるときは、上席の係長がその事務を代理する。

3　主管係長に事故があるときは、上席の係員がその事務を代理する。

第六条　職員（係長を除く。）の係配属は、課長が定め、文書をもつて上司に報告しなければならない。

第七条　課及び係の事務分掌は、次の通りとする。

経理課
庶務係
一　庁内取締に関すること
二　財産の管理に関すること
三　庁舎の維持管理に関すること
四　総合企画に関すること
五　局長の特命に関すること
六　投書等の世論の処置に関すること
七　水道協会に関すること
八　法規、例規に関すること

九　文書の收受発送に関すること
十　文書の保存整理に関すること
十一　局の公告に関すること
十二　水道史の編集に関すること
十三　公印の保管等に関すること
十四　職員の任免及び賞罰に関すること
十五　職員の出張命令に関すること
十六　職員の研修に関すること
十七　職員の福利厚生並びに保健に関すること
十八　職員の定員配置に関すること
十九　当直員の割当に関すること
二十　労働組合に関すること
二十一　職員の給与及び待遇に関すること
二十二　職員の退隠料、退職死亡給与金及び遺族扶助料に関すること
二十三　本庁との連絡並びに各課の連絡調整及び令達に関すること
二十四　局の庶務に関すること
二十五　課の庶務に関すること
二十六　局内他課の主管に属しないこと

経理係
一　工事の諸手続に関すること
二　局の予算並びに経理に関すること
三　局の收入、支出命令に関すること
四　統計に関すること
五　物品の購入に関すること
六　予算関係諸報告並びに申請に関すること

料金係
一　給水の方法及び種別決定に関すること
二　給水船に関すること
三　水道料金、手数料並びに給水工事費の徴收及び還付に関すること
四　水道料金の調定に関すること
五　給水の開始及び閉止に関すること
六　量水器の点検に関すること
七　給水装置の使用取締に関すること

徴收係
一　水道料金及び給水工事費等の集金に関すること
二　滞納料整理並びに処分に関すること

給水課

庶務係
一　水道用器材並びに保管出納に関すること
二　課の庶務に関すること

工務係
一　配水及び給水施設の計画並びに設計に関すること
二　工事の竣功検査に関すること
三　工事の精算に関すること
四　その他の設計に関すること

工事係
一　配水管及び給水工事の施行に関すること
二　工事用器材の検査並びに製作及び修繕に関すること
三　配水管及び給水施設の維持管理に関すること
四　量水器修理及び検定に関すること
五　その他の工事施行に関すること

漏水係
一　漏水防止に関すること
二　その他の調査に関すること

施設課

庶務係
一　工事用器材の保管、出納に関すること
二　課の庶務に関すること

計画係
一　水道施設の調査、設計に関すること
二　工事竣功検査に関すること

工事係
一　工事施行に関すること
二　工事精算に関すること
三　工事用器材の製作及び修繕に関すること

拡張係
一　工事施行に関すること
二　工事用器材の保管出納に関すること
三　工事用器材の製作及び修繕に関すること
四　工事精算に関すること

浄水課

庶務係
一　場内並びに水源保護区域の警備に関すること
二　器材の保管、出納に関すること
三　課の庶務に関すること

運転係
一　取水場、浄水場及び調整場の操作運転に関すること
二　送水管路及び送電線路の維持管理に関すること

水質係
一　水質の検査に関すること
二　塩素滅菌に関すること

広島市水道局文書規程を次のように定める。

昭和二十七年十月一日

広島市水道事業管理者　広島市助役　高山一三

広島市水道局規程第二号

広島市水道局文書規程

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　文書の取扱
第一節　通則（第二条―第十条）
第二節　文書の收受及び配付（第十一条・第十二条）
第三節　文書の整理
第一款　事務（第十三条―第十七条）
第二款　回議（第十八条―第二十三条）
第三款　事務の整理（第二十四条―第二十八条）
第四款　規程その他の事務（第二十九条）
第四節　文書の発送（第三十条―第三十三条）
第三章　文書の編集及び保存（第三十四条―第四十六条）
第四章　文書の例式及び文体用語（第四十七条―第五十一条）

第一章　総則

（目的）

第一条　水道局における文書の取扱並びに文書例式及び文体用語等については、別に定があるものの外、この規程の定めるところによる。

第一章　文書の取扱

第一節　通則

（決裁の順序）

第二条　文書の処理は、特別の定があるものの外、主務課長、局長を経て、管理者の決裁を受けなければならない。

（文書主任の設置）

第三条　各課の庶務担任の係長を文書取扱主任（以下「文書主任」という。）とする。

（文書主任の責任）

第四条　文書主任は、上司の命を受けて、課内文書事務を整理し、文書の正確迅速なる処理と上司の意図、諸規定等の履行等についての責任ある伝達をしなければならない。

（各課の備付簿冊）

第五条　各課に左の簿冊を置く。
一　文書整理簿（第二号様式）
二　親展文書整理簿（第二号様式の二）
三　指令番号簿（第三号様式）
四　証明番号簿（第四号様式）
五　逆送簿（第五号様式）
六　庁内配付簿（第六号様式）
七　郵送文書送付簿（第七号様式）
八　公印使用簿（第十五号様式）

第六条　経理課に前条各号の外、左の簿冊を置く。
一　文書配付簿（第八号様式）
二　親展文書配付簿（第九号様式）
三　重要文書配付簿（第十号様式）
四　金品配付簿（第十一号様式）
五　電報配付簿（第十二号様式）
六　郵便電信発送簿（第十三号様式）
七　令達番号簿（第十四号様式）
八　公印使用簿（第十五号様式）

（公文番号）

第七条　各課において、文書整理簿及び親展文書整理簿（以下「文書整理簿」という。）に登載する文書には、記号及び番号を附さなければならない。

2　前項の收受発送文書の記号及び番号の記載例は、左の通りとする。

一　普通文書　広水（　）第　号
二　親展文書　広水（　）秘第　号

（　）の個所には、各課の頭文字を記し、機密に属するものは、各課の頭文字の下に「秘」の字を附する。

3　文書番号は、毎年一月から十二月をもつて終り、一連番号とする。

4　文書整理簿に登載する文書の番号は、同一事件については、その事件の完結するまで同一の番号を用いなければならない。但し、軽易なものは、号外とすることができる。

第八条　規程、訓令及び告示は、令達番号簿に、指令は指令番号簿に、証明は証明番号簿により番号を附し、主務課において処理する。

2　前項の令達番号、指令番号及び証明番号は、前条第三項の例によるものとし、その記載例は、左の通りとする。

一　規程　広島市水道局規程第　号
二　訓令　広島市水道局訓令第　号
三　指令　広水（「課名の頭文字」）指令第　号
四　証明　広水（「課の頭文字」）証明第　号

（発信名）

第九条　発信文書は、管理者名によるを本則とする。但し、左の各号の一に該当する場合においては、それぞれに定める発信名を用いることができる。
一　軽易な事項にあつては、局名又は局長名
二　庁内の往復文書にあつては、課長名

（特殊文書の明示方式）

第十条　特殊の文書の明示は、左の各号の例による。
一　要急の文書……右上部に「赤紙」をちよう布
二　市長又は議会関係文書…右上部に「青紙」をちよう布
三　秘密の文書……右上部に「秘」の印を押し、紙袋に入れる。
四　進駐軍関係の文書……右上部に「進」の印を押す。
五　後閲の文書……決裁を受ける者の右上部に「後閲」の印を押す。

第二節　文書の收受及び配付

（文書の処理）

第十一条　到着した文書は、経理課において收受し、左の各号により処理しなければならない。但し、特殊な文書は、主務課において直接收受することができる。
一　收受文書は、親展及び入札の表記のあるものを除き、すべてこれを開封し、欄外に局受付印（第一号様式）を押して、文書配付簿に登記の上、主務課に配付し受領印を受けなければならない。特に重要且つ緊急を要すると認められるものは、経理課長これを検閲し、当窓又は指示する要があると認めるときは、その旨を記載の上押印し、配付に先立ち管理者の閲覧に供し、文書配付簿に登記の上、主務課に配付し受領印を受けなければならない。

二　親展文書は、局受付印を封皮に押し、親展文書配付簿に登記の上管理者宛のものは経理課長に、その他のものはあて名人に交付して、受領印を受け、交付を受けたものは開封して上司の閲覧を経たのち、機密に属しないと認めたときは、経理課長に提出し、経理課長は前号により処理する。

三　封皮に入札書の表記があるものは、収受日時を封皮に記入証印し、親展文書配付簿に登記の上開封のまま主務課に配付し受領印を受けなければならない。

四　書留文書又は現金、金券、物品及びこれに準ずるものを添付した文書は開封して、金品配付簿に登記し、文書の欄外に市受付印を押すと同時に金品添付の旨を記入し、主務課に配付し、受領印を受けなければならない。

五　訴願、訴訟及び異議の申立その他収受の日時が権利の得喪に関する文書は、第一号による外収受の時刻おも明記証印し、その封皮のあるものは、これを添付し配付しなければならない。

六　電報、電報配付簿に登記の上、親展は閉封のままあて名人に、親展以外のものは約字を用いたものは、訳文を付して主務課に配付し、受領印を受けなければならない。

（関連文書の取扱）

第十二条　前条の文書の配付の際、二以上の課に関連ある文書は、その関係の最も深い課に配付しなければならない。

2　文書主任は、配付を受けた文書で当該課の主管でないと思われるものは、速やかに経理課に返付し、各課相互に授受してはならない。

3　前二項に関して、主務課を定めがたいときは、局長の定めるところによる。

第三節　文書の整理

第一款　事務

（文書の事務処理の原則）

第十三条　第十一条の規定により配付を受けた文書は、文書主任において課受付印（第一号様式の二）を押して文書整理簿に登記し、課長に閲覧し、課長は速やかに担当者を定め遅滞なく、これを処理しなければならない。

2　前項の場合において、速やかに上司の閲覧に供さなければならないと認めるもの又は調査等のため、特に日時を要するものは「一応供覧」の文字を朱記の上、その旨を記載し、又は企画及び施策実施案等を記載して、供覧しなければならない。なお、重要な文書で、上司の指揮により処理する必要があるものは、自ら、携行してその指揮を受けなければならない。

（文書の起案）

第十四条　事務処理の発議は、起案用紙（第十六号様式）を用い、左の各号に従い起案しなければならない。但し、軽易な事務又は閲覧に止まるものは、文書の余白に必要な事項を朱記し、回議することができる。

一　件名、起案者職氏名印、起案年月日を明記すること。

二　事の重要なものは、立案の趣旨を前議として掲記すること。

三　立案の経過を知り易くするため、参考として、関係書類及び法規その他の事項の全文又は要旨を抜書して添付すること。

四　文書は、「第三章文書の例式及び文体用語」及び広島市水道局事務決裁規程」の定めるところにより行い、加除訂正したときは、原文を明示しておき、その個所に認印を押さなければならない。

五　簡易な照会文書には、その余白又は附せんに回答要旨を記入して返送することができる。

六　発送を要するもので、書留速達等の特殊取扱をするものは、その旨を左上の欄外に朱記しなければならない。

（決裁区分）

第十五条　起案文書には、右上欄外に、左の区分により、甲、乙、丙、丁の朱記による区別をしなければならない。

(甲)　局長の専決を受けるもの

(乙)　管理者の決裁を受けるもの

(丙)　課長の専決を受けるもの

（文書処理の例外）

第十六条　事の軽易なもの又は成規定例の事項については例文を定め、又は帳簿その他適当の用紙に記載して処理することができる。

（庁内文書の処理）

第十七条　庁内の照会等は、やむを得ない場合の外は、文書の往復をさけ、合議その他の方法によるものとする。

第二款　回議

（文書回議の原則）

第十八条　他課に関連する事件は、その合議を経て、決裁を受けなければならない。但し、特に緊急やむを得ない場合は、直ちに上司の決裁を得て処理した後、関係各課に回覧することができる。

2　合議の順序は、主務課を最初とし関連の深い課から順次行い、起案者においてその順に右側から記入するものとする。

3　合議を受けたときは、速やかに処理し、調査その他の事由により、処理の日時を要するときはその旨を起案者に通知しなければならない。

4　合議の事件について異議があるときは、主務課に協議し、その同意を得ないときは意見を附し、上司の各意見を陳述して、管理者の決裁を受けなければならない。

5　起案文書の回議中原案を加除訂正したときは、これに認印し、特に主要な加除訂正の場合は、欄外等にその理由を記入認印しなければならない。

6　前項の回議文書は、その旨合議した課に通知しなければならない。

（合議文書の再回）

第十九条　合議を受けた事件について、再回を要する課は、「要施行前（後）再回課名」を表示し、再回を受けたときは、その表示に消印して速やかに、起案者に返付し

なければならない。

（代決事務）

第二十条　回議文書で上司不在のため、管理者に事故ある場合の代決順序規程及び広島市水道局事務分掌規程第五条により、代決した場合は、特に重要又は異例と認めるものは、代決者において[後閲]とし、起案者は、上司在庁の際、その文書を後閲に供さなければならない。

（持廻り決裁）

第二十一条　特に重要、異例の文書で説明を要するもの又は至急若しくは機密を要するものは、課長又は起案者若しくは責任者が携帯して決裁又は閲覧を経なければならない。

（重要文書の経由）

第二十二条　回議文書で、管理者の決裁を受ける文書は、すべて、経理課長を経て上司に提出する。

2　第一項の文書の内、経理課長指示の文書は、写一通を経理課（庶務係）に回付しなければならない。

（重要文書の処理）

第二十三条　前条の決裁済又は供覧済の文書は、経理課においてこれを受け、決裁済又は供覧済の日付を記入して主務課に回付する。

第三款　事務の整理

（決裁文書の整理）

第二十四条　起案文書で決裁を終つたものは、起案者において決裁年月日記入し、決行を要するものは、速やかに決行し、その年月日を記入しなければならない。

2　事件が完結したときは、担当者において、その文書に完結の印を押すと同時に、保存年限を記入し、且つ、文書整理簿に登載されている文書については、直ちに文書主任にその旨を告げ、文書主任は直ちにこれを整理しなければならない。

3　経理課長を経た重要文書も、前二項により整理すると同時に速やかに、経理課長に報告しなければならない。

4　前項の処置を終つた完結文書は、事件の種類毎に所定の簿冊にとじ込まなければならない。

（重要文書の処理状況調査）

第二十五条　経理課長は、重要文書の処理状況については、常に意を用い、主務課に配付後一週以内に処理されていないときは、速やかに連絡又は督促し、上司にその旨を報告しなければならない。

（文書の処理状況の報告）

第二十六条　文書主任は、常にその課における文書の処理状況を調査し、毎月末日現在で処理未済の文書につき、課長に報告しなければならない。

（管理者への報告）

第二十七条　経理課長は、毎年二回以上事務の整理状況を査察し、管理者に報告しなければならない。

（文書事務の報告）

第二十八条　各課長は、前年中における事務の概況及び文書の収受、発送件数を、毎年一月二十日までに経理課長に回付し、経理課長はこれを整理統合して管理者に提出しなければならない。

第四款　規程その他の事務

（公布又は公表）

第二十九条　規程その他で、公布又は公表を要するものは、当該禀議書の決裁を受けた後、主務課において、正副三通浄書し、その正本に管理者印の押印を受けなければならない。

2　前項の公布文書又は公表文書の副二通は経理課に回付しなければならない。

第四節　文書の発送

（発送文書の処理）

第三十条　発送を要する決裁済の文書は、主務課において浄書校合の上、文書整理簿に登記整理し、公印を要するものは、原議書とともに経理課に提示して原議書と契印し、公印を受け、公印使用簿に登記しなければならない。

2　郵送のものは、必要な包装をし、これに発送年月日及び差出課名扱を明記しなければならない。

3　前項により、包装を終つたものは、文書主任が取まとめ、郵送文書送付簿（以下「送付簿」という。）を添え、退庁時刻一時間前までに経理課に回付しなければならない。

4　各かい又は事業所その他庁外に発する文書は、主務課において逓送簿に登記し、午前十時又は午後三時までに経理課に回付しなければならない。

5　庁内における文書の往復は、庁内配付簿によつて行うものとする。

（特殊文書の取扱）

第三十一条　速達、書留、内容証明及び配達証明等特殊の取扱により文書を郵送しようとするときは、包装前にあらかじめ、原議書若しくは内容を経理課に提示しなければならない。但し、親展文書はこの限りでない。

2　電報を発信しようとするときは、その原文を経理課に回付して、発信を依頼しなければならない。

（発送発信の手続）

第三十二条　経理課において、郵送文書の回付を受けたときは、送付簿と照合して、員数を確認した後に、電報の原文の回付を受けたときは、共に郵便電信発送簿に登記して、発送又は発信しなければならない。

（退庁時限後の取扱）

第三十三条　退庁時限後若しくは休日において発送を要する文書又は発信する電報は、当直員は発送の手続をしなければならない。

2　公印使用の際は、上席当直員に提示し、公印を受け、公印使用簿に登記しなければならない。

第三章　文書の編集及び保存

（文書の整理編集の原則）

第三十四条　宗結文書は、主務課において、左の要領により整理編集する。

一　歴年毎に区分すること。但し、多量の文書は適宜に区分し、又少量の文書は数個年を通じて編集すること

ができる。

二　文書の種類別（第三十六条に定める）に区分すること。

三　関係書類は、一事件一まとめにすること

四　整理した簿冊に索引（第十七号様式）及び表紙（第十八号様式）を付すること。但し、第五種に属するものにあつては、索引を省略することができる。

五　前各号により難いときは、経理課と合議の上、適宜な方法によることができる。

（文書の保存区分）

第三十五条　文書の種類及び保存期間は、特に規定があるものを除き、左の通りとする。

第一種　永久保存
第二種　十年保存
第三種　五年保存
第四種　三年保存
第五種　一年保存

（第一種文書の範囲）

第三十六条　第一種に属するものは、左の通りである。

一　条例、規則及び規程その他例規の原議文書及び公布又は公表文書
二　重要な事業計画及びその実施に関する書類
三　水道概況史及び市史の資料となる重要書類
四　議会の会議録、議決書等の重要書類
五　市長に提出した重要書類
六　所轄行政庁の令達、通牒その他往復文書で重要書類
七　訴願、訴訟及び異議申立に関する書類
八　重要な統計表
九　職員の任免賞罰等人事に関する重要書類
十　財産、営造物及び起債等に関する重要書類
十一　隣接町村等との水道施設等に関する書類
十二　重要な機関の設置、廃止等に関する書類
十三　各種契約に関する書類
十四　事務引継に関する書類
十五　金銭出納に関し、特に、後日の証明上重要な書類
十六　その他重要にして、永久保存の必要があると認める書類

（第二種文書の範囲）

第三十七条　第二種に属するものは、左の通りである。

一　法規により処分したもので主な書類
二　料金、手数料その他各種公課に関する書類
三　決算の認定を終つた金銭物品に関する主な書類
四　その他十箇年保存の必要があると認める書類

（第三種文書の範囲）

第三十八条　第三種に属するものは、左の通りである。

一　往復文書、願届書等で、五箇年保存の必要があると認める書類

（第四種文書の範囲）

第三十九条　第四種に属するものは、左の通りである。

一　一時の処理にかかる願、届書及び通牒等で、三箇年保存の必要があるもの

（第五種文書の範囲）

第四十条　第五種に属するものは、左の通りである。

一　軽易な照会、回答、願、伺及び届書等の文書

（保存期限）

第四十一条　文書の保存期限は、処分完結の翌年から起算する。

（簿冊の引継）

第四十二条　主務課において編集を終つた簿冊は、第五種に属するもの及び常時使用の必要があるものを除き、簿冊引継目録（第十九号様式）を付して、毎年五月三十一日までに、経理課に引き継がなければならない。

（簿冊の保存）

第四十三条　経理課において、簿冊の引継を受けたときは、簿冊合帳（第二十号様式）に登載し、見出票を付して、取り出し上、支障のないよう保存しなければならない。

（閲覧の請求）

第四十四条　保存の簿冊を閲覧しようとするものは、保存簿冊貸出簿（第二十号様式）により。経理課長の承認を得なければならない。

（簿冊の廃棄）

第四十五条　経理課長は、毎年一回保存期限の経過した文書を精査して、関係課に合議の上、廃棄の手続きをなすものとする。但し、第五種に属するものは、主務課長において、廃棄の手続を行う。

（文書の焼却）

第四十六条　廃棄する文書で、他見を避ける文書は、焼却しなければならない。

第四章　文書の例式及び文体用語

（文体及び用語の形式）

第四十七条　文体及び用語の形式は、左の要領による。

一　文体は「である」を基調とする文章口語を用いる。但し、諸願書又は特定の個人に対するような場合、その他特に必要ある場合には「であります」を基調とする文体を用いる。

二　用語は、努めて難解な文字を避け、平易な字句を用いる。

2　従来の形式にとらわれずに口語文として、自由な表現をとり、日常一般に使用されている日常語を用いる。

（文字及び記号）

第四十八条　文字及び記号等は、左の要領による。

一　文字は、漢字と「ひらがな」を交えて用い、縦書を本体とする。但し、外国の人名、地名及び外国語からの借用語等には、「かたかな」を用い（「例」トルーマン、シャンハイ）又場合によつては、全文を横書とすることができる。

二　漢字は、努めて「当用漢字表」の範囲に限る。

三　かなづかいは「現代かなづかい」を用いる。

四　数を表わすには、縦書の文章の中では一、二、三、十、百等の漢字を用い、日付、番号等には、場合によつて「第一二三号」（第百二十三号の意）のように十、百等の漢字を用いない。但し、横書の文章若しくは数式の中では算用数字を用いるのを例とする。

五　項目を細別する必要のあるときは、第一、第二、第三…一、二、三…1、2、3…(一)、(二)、(三)、…(1)、(2)、(3)の順序による。

六　文章には、必ず、濁点、半濁点は必ずつけ句読点（まる、てん、なかてん）を附し、又必要に応じて（　）かつこ「　」かぎかつこ等を用いて理解し易く、読み易くする。

七　文章を書き下すとき及び行を改めるときは、始めの一字分を空白にする。

（令達及び発送文書の形式）

第四十九条　令達文書及び発送文書の形式は、概ね、別記文例による。

（公文の区分）

第五十条　公文の区分は、左の通りとする。

一　条例　地方公営企業法、地方公営企業労働関係法及び地方自治法その他の法令に基き条例とされ、市議会の議決を経て定められるもの。
二　規則　地方公営企業法、地方公営企業労働関係法及び地方自治法その他の法令に基き規則とされ又は条例の施行に関して定められるもの。
三　規程　地方公営企業法、地方公営企業労働関係法その他の法令に基き、規程とされ又は条例の施行に関して定められるもの。
四　告示　地方公営企業法及び地方自治法その他法令に基き、市の一般又は一部に公告するもの。
五　訓令　職員の一般又は特定の課等若しくはこれ等の職員に対して、令達するもの。
六　指令　申請（願）等に対して、許可又は認可し（許可又は認可しない場合も含む。）又は指示命令するもの。
七　上申　上司又は諸官公庁等に対して、進達する文書に意見を添えるもの。
八　副申　上司又は諸官公庁等に対し、意見又は事実を述べるもの。
九　申請　許可又は認可を請うもの。
十　願　許可又は認可を請うもの又は一定事項につき届け出るもの。
十一　届　成規によつて、一定の事項につき、届け出るもの。
十二　伺　上司又は諸官公庁等の指示を請うもの。
十三　内申（上申）　上司又は諸官公庁等に内申（上申）するもの。
十四　報告　事務の状況その他上司又は諸官公庁等に報告するもの。
十五　通知（通牒）　事実を開示して通知するもの。
十六　命令により通牒　訓令事項並びに通知事項を管理者の決裁を経て、補助職員が自己の名をもつて通知するもの。
十七　照会　回答を求めるもの。
十八　回答　照会に応ずるもの。
十九　嘱託（委嘱）　事務処理その他一定の行為を委嘱するもの。
二十　証明　一定の事実を証明するもの。
二十一　辞令　任免、給与又は命課等をするもの。
二十二　復命　上司より命ぜられた任務の結果又は出張中の取扱事項その他を報告するもの。
二十三　供覧　上司の閲覧に供するもの。
二十四　回覧　一部又は全部の職員が閲覧するもの。

（文書の番号及び記載例）

第五十一条　文書の番号及び記載例は、左の通りとする。

一　条例提案記載例

1　第　号議案（議案番号は、広島市総務局財務課において手続をする。）

何々条例制定について

広島市条例第　号

何々条例

第一条　何々……

第二条　何々……

附則

昭和　年　月　日提出

広島市長　何　某

2　第　号議案

何々契約の締結について

左記（何々）について、承認を求める。

何々……。

何……。

昭和　年　月　日提出

広島市長　何　某

二　条例記載例

1　公布

何々条例をここに公布する。

昭和　年　月　日

広島市長　何　某（署名）

広島市条例第　号

何々条例

第一条　何々……

第二条　何々……（第二条第一項）

2　何々……（第二条第二項）

一　何々……（第二条第一号）

二　何々……（第二条第二号）

第三条　何々……。但し、何々……。（第三条但書）

附則

……

2　改正

(一)　全文改正の場合

何々条例をここに公布する。

年　月　日

広島市長　何　某（署名）

広島市条例第　号

何々条例

何々条例（　年広島市条例第　号）の全部を

次のように改正する。

第一条　何々……

第二条　何々……

附　則

……

(ニ)　一部改正の場合

(1)　単一の場合

何々条例の一部を改正する条例をここに公布する。

年　月　日

広島市長　何　某（署名）

広島市条例第　号

何々条例の一部を改正する条例

何々条例（　年広島市条例第　号）の一部を次のように改正する。

……

附　則

……

(2)　復合する場合

何々条例の一部を改正する条例をここに公布する。

年　月　日

広島市長　何　某（署名）

広島市条例第　号

何々条例の一部を改正する条例

第一条　何々条例（　年広島市条例第　号）の一部を次のように改正する。

……

第二条　何々条例（　年広島市条例第　号）の一部を次のように改正する。

……

附　則

……

3　廃　止

何々条例を廃止する条例をここに公布する。

年　月　日

広島市長　何　某（署名）

広島市条例第　号

何々条例を廃止する条例

何々条例（　年広島市条例第　号）は、廃止する。

……

附　則

……

三　規則記載例

公布文以下すべて条例による。

四　規程記載例

1　制　定

何々規程を次のように定める。

（以下「条例記載例」による。）

2　改　正

何々規程の一部を改正する規程を次のように定める。

（以下「条例記載例」による。単独又は復合改正の場合も、制定文を除き「条例記載例」による。）

五　附則（記載例並びに記載順序）

(一)　この条例は、公布の日から施行する。

（公布即日施行の場合）

この条例は、公布の日から施行し、　年　月　日から適用する。

（既往にさかのぼり適用する場合）

この条例は、　年　月　日から施行する。

（特定の期日から施行の場合）

(二)　何々条例（　年広島市条例第　号）は、廃止する。（新条例公布と同時に旧条例を廃止する場合）

（附則第二項）

(三)　この条例施行の際、現に……は、何々……する。

（条例公布制定及び改正に伴う経過規程）

(四)　何々条例（　年広島市条例第　号）の一部を次のように改正する。（既存条例の改正の場合）

（以下「改正条文の書式」の例による。）

(五)　その他の規定

六　改正条文の書式

1　条文全部の改正

(一)　一条全文を改正する場合

第何条を次のように改める。

第何条　何々……

(二)　項（号）の全文を改正する場合

第何条第何項（号）を次のように改める。

何々……

(三)　但書全文を改正する場合

第何条（第何項）（第何号）の但書を次のように改める。

但し、何々……

(四)　別紙を改正する場合

第何条（第何項）別表を次のように改める。

別表

何々……

2　条文の一部改正

(一)　条文中或る字句を改める場合

第何条「何々」を「何々」に改める。

(二)　ある項に限り改正する場合

第何条第何項中「何々……」を「何々……」に改める。

(三)　同一条文中両項にわたり改正する場合

第何条第何項中「何々……」を「何々……」に、「何々……」を「何々……」に改め、同条第何項中「何々……」を「何々……」に改める。

(四)　数条にわたり同一字句を改正する場合

第何条乃至第何条中「何々……」を「何々……」に改める。

(五)　条例、規則、規程全般にわたり、或る字句をことごとく改正する場合

本条中「何々……」を「何々……」に改める。

(六)　ある字句を挿入する場合

第何条第何項中「何々……」の次に「上に、下に、前に）「何々……」を加える。

(七)　ある字句を削除する場合

第何条中「何々……」を削る。

(八)　ある字句を削り、ある字句を改め、且つ、ある字句を加える場合

第何条中「何々……」を削り、「何々……」を「何々……」に改め、「何々……」の次に「何々……」を加える。

3　条文の追加

(一)　条の追加の場合

(1)　ある条との中間に一条乃至数条を追加する場合

第何条の次に次の二条を加える。

第何条の二　何々……

第何条の三　何々……

第何条の次の何条を加え、第何条以下順次繰り下げる。

第何条　何々……

第何条　何々……

(2)　条例（規則、規程）の末尾に追加する場合

第何条の次に次の何条を加える。

第何条　何々……

第何条　何々……

(二)　項の追加の場合

(1)　元の条文に二項以上ない場合

第何条に次の一項を加える。

何々……

(2)　元の条文に二項以上ある場合

第何条第何項の次に次の一項を加える。

何々……

(三)　号の追加の場合

第何条（第何項）何号の次に次の何号を加える。

三　何々……

四　何々……

(四)　但書追加の場合

第何条（第何項）（第何号）に次の但書を加える。

但し、何々……

(五)　別表追加の場合

次の別表を加える。

何々……

4　条文の削除の場合

(一)　一条削除の場合

(1)　条文を削除するが、条名のみは存置する場合

第何条　削除

(2)　条文をすべて削除し、但つ、条名おも消滅させる場合

第何条を削る。

(二)　項の削除の場合

第何条第何項及び同条第何項を削る。

(三)　号の削除の場合

(1)　条文中単に一号ある場合又は末尾の号に限り削除する場合

第何条（第何項）第何号を削る。

(2)　条文中号と号との中間を削り、以下順次繰り上げる場合

第何条（第何項）第何号を削り、第何号以下順次（何号づつ）繰り上げる。

(四)　但書削除の場合

第何条（第何項）（第何号）中但書を削る。

(五)　別表削除の場合

別表（第何号）を削る。

七　告　示

広島市水道局告示第　号

何々……は、次の通りである。

年　月　日

何々……広島市水道事業管理者　何　某　㊞

八　訓　令

広島市水道局訓令第　号

年　月　日

広島市水道事業管理者　何　某　㊞

庁中一般

各　課

何々……をする。（されたい。）

九　指　令

広島市水道局指令何（所管課の頭文字）第　号

住所

氏名（法人又は代表者名）

昭和　年　月　日付申請（願）何々……については（次の条件をつけて）許可する。（認可する。）（許可しない。）（認可しない。）

年　月　日

広島市水道事業管理者　何　某　㊞

十　上申、副申、伺、報告

広水何（所管課の頭文字）第　号（文書番号）

年　月　日

広島市水道事業管理者　何　某　㊞

何々宛

何々について上申（副申、伺、報告）

標記について、何々……する。

右（の通り）上申する。

十一　通知、照会、回答

広水何（所管課の頭文字）第　号（文書番号）

年　月　日

管理者（水道局）（局課長）名　㊞

何々宛

何々について通知（照会）（回答）

標記について、何々……されたい。（する。）

十二 証明

広水何（所管課の頭文字）証明第　号

何々…………。（を証明する。）

右証明する。

年　月　日

広島市水道事業管理者　何　某　印

第一号様式

水道局受付印

広島市水道局　27 1 1　第　号

各課受付印

広島市水道局　何課　27 1・1　第　号

第二号様式及び第二号様式の二

文書整理簿及び親展文書整理簿

来書番号	決裁区分	種別	文書主任	扱者
第　号		第　種		

件名	発元	宛先
	月　日収	月　日発
備考		

収発番号第　号

の2

来書番号	発元	宛先
第　号	月　日収	月　日発
備考		

の3

来書番号	発元	宛先
第　号	月　日収	月　日発
備考		

第三号様式

指令番号簿

指令番号	指令月日	指令先	件名	担任者印	備考

第四号様式

証明番号簿

証明番号	証明月日	証明先	件名	担任者印	備考

第五号様式

逓送簿

発送月日	宛名	員数	受領者印	担任者印	備考

第六号様式

庁内配付簿

受付月日	件名	配付課名	受領印	配付課名	受領印	備考

第七号様式

郵送文書送付簿

発送月日	宛名	種類	員数	受領者印	担当者印	備考

第八号様式

文書配付簿

配付月日	収受番号	発元	来書番号	件名	宛先	受領者印	扱者印

第九号様式

親展文書配付簿

収発月日	収発番号	発元	宛先	摘要	受領者印	扱者印

第十号様式

重要文書送付簿

送付月日	件名	秘書受領印	決裁月日	主務課	受領者印	扱者印

第十一号様式

金品配付簿

収受月日	収発番号	発元	宛先	金品 種類	金品 金額	受領印	扱者印

第十二号様式

電報配付簿

収受日時	発元	宛先	備考	受領者印	扱者印

第十三号様式

郵便電信発送簿

発送月日	発信局課名	届先	種別	料金	種類枚数	扱者印	課長印

第十四号様式

令達番号簿

番号	件名	主務課	月日	備考

第十五号様式

公印使用簿

使用月日	公文番号	件名	提出先	主務課	扱者印	庶務係長印

第十六号様式

起案用紙

裁分決区	決裁	保存種別	簿冊名	完結	浄書	校合	起案用紙
	昭和　年　月　日	第　種		昭和　年　月　日印			広島市水道局

市長	局長	課長	係長	係

管理者

主任

起案　昭和　年　月　日

第十七号様式

簿冊索引

目次

順番	件名	備考

第十八号様式

簿冊表紙

第　何番　冊

年号

（自何年 至何年 または 何年）第　種簿書（何冊の内一）

広島市水道局課名

「註」1 簿冊番号は、各種類別毎に一連番号とし、経理課において記入する。

2 同年に属する同種類の簿冊が、二以上あるときは、（何冊の一）の例に従い記入する。

3 （何年度第種簿書）を簿冊名とする。

第十九号様式

簿冊引継目録（課名）

簿冊番号	簿書名	冊数	備考

第二十号様式

簿冊台帳

第何種簿冊台帳簿

簿冊番号	簿書名	保有満期年月	主務課名	冊数	収蔵箱番号	備考

「註」1 保有種別毎に作成する。

2 「保存満期年月」の欄は、第一種の簿冊においては設けない。

3 廃棄処分をしたときは、その年月日事由を備考欄に記載し、朱線を施す。

4 保存年月を伸長したときは、その年限事由を備考欄に記載する。

第二十一号様式

保存簿冊貸出簿

貸付年月日	貸付期間	返納年月日	簿冊番号	簿書名	借覧者所属課名及び職氏名印	主任者の返納受領印

広島市水道局事務決裁規程を次のように定める。

昭和二十七年十月一日

広島市水道事業管理者
広島市助役　高山一三

広島市水道局規程第三号

昭和二十七年十月一日

広島市水道局事務決裁規程

第一章 通則

第一条 水道局における事務は、別段の規定があるものを除き、この規程により決裁を受けなければならない。

第二条 専決事項といえども、次の事項は、上司の決裁又は指示を受けなければならない。

一 異例に属すること。
二 規定の解釈上疑義があり又は重要と認められること。
三 先例となるようなこと。
四 将来において、局の義務負担を生ずべきこと。
五 上司の指示により起案したこと。
六 その他上司が知つておくことが必要と認められること。

第三条　急を要する事項で、上司の決裁を受けるいとまがないときは、自己の責任において専決することができる。但し、事後直ちに上司に報告しなければならない。

第二章　各則

第四条　次の事項は、管理者の決裁を受けなければならない。
一　市議会に関すること。
二　各種委員会及び諸会（軽易なものを除く。）に関すること。
三　吏員の任免、進退、賞罰、服務及び給与その他重要又は特殊な人事に関すること。
四　局長の県内出張に関すること。
五　職員の県外出張に関すること。
六　局長の諸願届出処理に関すること。
七　条例、規則及び規程その他重要事項の制定、改廃に関すること。
八　訴願、訴訟、異議申立、重要な請願及び陳情に関すること。
九　市民に対する重要事項の伝達に関すること。
十　重要な総合施策に関すること。
十一　資金前渡金支出並びに取扱者任免に関すること。
十二　一件三百万円以上の工事の施行並びに着工及び竣功認定に関すること。
十三　一件十万円以上の工事以外の事業の施行並びに経費支出に関すること。
十四　一件五十万円以上の物品の購入及び修繕に関すること。
十五　物品の購入及び修繕に関する五万円以上の過怠金決定に関すること。
十六　一件賃貸料年額五十万円以上又は総額五十万円以上の財産の貸与又は借受に関すること。
十七　見積価格三十万円以上の不用品処分に関すること
十八　一件十万円以上の予備費補充並びに予算流用に関すること。
十九　その他前各号に準ずる重要又は異例と認める事項

第五条　次の事項は、局長が専決する。
一　雇員（臨時のものを除く。）の任免、進退、賞罰、服務、給与及び公傷認定に関すること。
二　係長以上の県内出張に関すること。
三　課長の時間外勤務に関すること。
四　係長以上の諸願届出処理に関すること。
五　重要な指令、通牒、照会及び回答に関すること。
六　一件三万円以上三百万円未満の工事の施行伺並びに着工及び竣工認定に関すること。
七　一件百万円以上十万円未満の工事以外の事業の施行伺並びに経費の支出伺に関すること。
八　一件三十万円以上五十万円未満の物品の購入及び修繕伺に関すること。
九　物品の購入並びに修繕に関する三万円以上五万円未満の過怠金決定伺に関すること。
十　一件賃貸料年額二十万円以上五十万円未満又は総額二十万円以上五十万円未満の財産の貸与又は借受けに関すること。
十一　見積価格十万円以上三十万円未満の不用品処分伺に関すること。
十二　工事の入札予定価格決定並びに工事入札人決定に関すること。
十三　一件十万円未満の予備費の補充並びに予算流用に関すること。
十四　工事の請負決定並びに契約締結に関すること。
十五　受託工事費の見積及び精算に関すること。
十六　起債及び一時運用金に関すること。
十七　補助金及び交付金等の交付申請に関すること。
十八　滞納処分に関すること。
十九　条例その他法規の違背処分に関すること。
二十　関係各種団体の設立、解散及び後援に関すること
二十一　給水工事に関すること。
二十二　給水制限及び断水に関すること。
二十三　軽易な各種行事の開催に関すること。
二十四　その他管理者の決裁を要しない重要事項

第六条　次の事項は、課長が専決する。
課長共通事項
一　所属職員（係長を除く。）の諸願届出処理に関すること。
二　所属職員（係長以下）の時間外勤務及び市内出張に関すること。
三　定例又は軽易な文書の処理に関すること。
四　定例の諸証明願、公簿閲覧、諸願届出処理に関すること。
五　一件百万円未満の工事の施行伺並びに着工及び竣工認定に関すること。
六　一件三十万円未満の物品の購入及び修繕伺に関すること。
七　物品の購入並びに修繕に関する三万円未満の過怠金決定に関すること。
八　一件賃貸料年額二十万円未満又は総額二十万円未満の財産の貸与又は借受に関すること。
九　見積価格十万円未満の不用品処分伺に関すること。
十　一件二十万円未満の工事の入札予定価格決定に関すること。
十一　工事の中間検査に関すること。
十二　工事現場監督員選定並びに請負者現場代理人及び専任又は主任技術者承認に関すること。
十三　工事用資材払出に関すること。
十四　建設業法に基く諸届並びに願書の処理に関すること。
十五　諸収入金の賦課徴収並びに納付延期徴収猶予及び減免に関すること。
十六　諸収入金の交付要求に関すること。

経理課長
一　臨時雇員の任免、進退、賞罰、給与、服務及び公傷認定等に関すること。

二　法令その他諸法規に基く諸給与金の支給に関すること。
三　職員（係長以上を除く。）の県内出張に関すること。
四　一件三万円未満の工事以外の事業の施行並びに経費支出に関すること。
五　一件五十万円未満の物品の購入及び修繕に関すること。
六　物品の購入並びに修繕に関する五万円未満の過怠金決定に関すること。
七　見積価格三十万円未満の不用品処分に関すること。
八　収入、支出並びに振替命令に関すること。
九　退隠料、退職給与金、遺族扶助料及び死亡給与金に関すること。
十　職員の研修行事に関すること。
十一　扶養親族の認定に関すること。
十二　各種事項の公告に関すること。
十三　例規類の編集に関すること。
十四　財産の管理に関すること。
十五　当直員の割当に関すること。
十六　上水の使用許可に関すること。

給水課長
一　修繕工事に関すること。
二　量水器に関すること。
三　自己材料の検査承認に関すること。

施設課長
一　失業対策事業、公共事業日雇労務者賃金資金前渡金支出精算に関すること。

浄水課長
一　水源区域の保護に関すること。
二　水源地の巡視に関すること。

附　則

1　この規程は、公布の日から施行する。
2　この規程中財務に関する事項については、昭和二十七年十二月三十一日までは、なお従前の例による。

区別	人事	工事の施行等	工事以外の事業	物品購入及び修繕	財産の貸与又は借受	不用品の処分
管理者	1 吏員の任免、進退、賞罰、服務及び給与その他重要又は特殊な人事 2 局長の県内出張 3 職員の県外出張 4 局長の諸願届出処理	1 一件三〇〇万円以上の工事の施行並びに着工及び竣功認定	1 一件一〇万円以上の工事以外の事業の施行並びに経費支出	1 一件五〇万円以上の物品の購入及び修繕	1 一件賃貸料年額五〇万円以上又は総額五〇万円以上の財産貸与又は借受	1 見積価額三〇万円以上の不用品処分
局長	1 雇員の任免、進退、賞罰、服務、給与及び公傷認定 2 係長以上の県内出張 3 課長の時間外勤務 4 係長以上の諸願届出処理	1 一件一〇〇万円以上三〇〇万円未満の工事の施行伺並びに着工及び竣功認定	1 一件三万円以上一〇万円未満の工事以外の事業の施行伺並びに経費の支出伺	1 一件三〇万円以上五〇万円未満の物品の購入及び修繕伺	1 一件賃貸料年額二〇万円以上五〇万円未満又は総額二〇万円以上一五〇万円未満の財産の貸与又は借受	1 見積価格一〇万円以上三〇万円未満の不用品処分伺
課長	（共通事項） 1 所属職員の時間外勤務 2 所属職員の市内出張 3 所属職員の諸願届出処理	1 一件一〇〇万円未満の工事の施行伺並びに着工及び竣功認定		1 一件三〇万円未満の物品購入及び修繕伺	1 一件賃貸料年額二〇万円未満又は総額二〇万円未満の財産の貸与又は借受	1 見積価格一〇万円未満の不用品処分伺

区別	その他の事項	予備費補充予算の流用
管理者	1 市議会、委員会及び諸会 2 条例規則及規程の制定並びに改廃 3 訴願訴訟、異議申立、請願及び陳情 4 資金前渡金支出及び取扱者の任免	1 一件一〇万円以上の予備費の補充並びに予算流用
局長	1 重要な指令、通牒、照会及び回答 2 工事の入札予定価格決定並びに工事入札人の決定 3 工事の請負決定並びに契約締結 4 起債及び一時運用金 5 補助金、交付金等の交付申請 6 滞納処分及び条例その他の法規違背処分 7 給水工事 8 給水制限及び断水 9 軽易な各種行事の開催	1 一〇万円未満の予備費の補充並びに予算流用。
課長	1 定例又は軽易な文書の処理 2 諸証明願、公簿閲覧、諸願届出処理 3 一件二〇万円未満の工事の入札予定価格決定 4 工事の中間検査 5 工事用資材払出し 6 諸収入金の賦課徴収並びに納付延期徴収猶予及び減免 7 諸収入金の交付要求 （経理課長） 1 臨時雇員の任免進退賞罰服務及び公傷認定 2 職員（係長以上を除く）の県内出張 3 一件三〇万円未満の工事の施行並びに経費支出 4 一件五〇万円未満の物品の購入及び修繕 5 見積価格三〇万円未満の不用品の処分 6 収入、支出並びに振替命令 7 扶養親族の認定 8 財産の管理 9 上水の使用許可	

管理者に事故ある場合の代決順序規程を次のように定める。

昭和二十七年十月一日

広島市水道事業管理者
広島市助役　高　山　一　三

広島市水道局規程第四号

管理者に事故ある場合の代決順序規程

第一条　管理者に事故がある場合の代決の順序については、この規程の定めるところによる。

第二条　管理者に事故がある場合の代決は、局長が行う。

第三条　管理者、局長ともに事故がある場合の代決は、課長とし、その順序は、広島市水道局事務分掌規程に定める課の配列順序による。

附　則

この規程は、公布の日から施行する。

広島市水道局公印保管使用規程を次のように定める。

昭和二十七年十月一日

広島市水道事業管理者
広島市助役　高　山　一　三

広島市水道局規程第五号

広島市水道局公印保管使用規程

（目　的）

第一条　広島市水道局における公印の保管及び使用その他公印に関し必要な事項は、この規程の定めるところによる。

（公印の種類等）

第二条　公印の種類、ひな形、寸法及び使用区分等は、別表の通りとし、経理課が保管する。

（公印の保管及び使用の責任）

第三条　公印の保管及び使用については、公印を保管する経理課長がその責に任ずる。

（経理課長の任務）

第四条　経理課長は、公印保管簿（別記第一号様式）を備え、保管の公印に関し、必要な事項を整理しなければならない。

第五条　退庁時限後は、公印は、宿直室に置くものとする。

前項の公印の保管については、当直の上席の職員がその責に任ずる。

（公印の使用）

第六条　公印を使用するときは、押印しようとする文書に決裁ずみの原議書を添え当該公印を保管する課長又は宿直員に提示し原議書と契印し、公印を受け、公印使用簿（別記第二号様式）に登記しなければならない。但し、特別の用途に供する文書にあつては、この手続を省略することができる。

附　則

この規程は、公布の日から施行する。

別　表

公印の種類	ひな形	書体	寸法	使用区分	印材	個数
水道局印	(一)	てん書	方三十粍	辞令用又は局名をもつて発する文書	木印	一
管理者印	(二)	てん書	方二十五粍	管理者名をもつて発する文書	木印	一
局長印	(三)	てん書	方二十四粍	局長名をもつて発する文書	木印	一

ひな形

(一)　広島市水道局

(二)　広島市水道事業管理者之印

(三)　広島市水道局長之印

別記第一号様式

公印保管簿

公印の種類		保管課名	
使用区分		印材	
印影			
調整	年　月　日		
再調整	年　月　日	年　月　日	
廃棄	年　月　日		
備考			

別記第二号様式

使用月日	公文番号	件名	提出先	主務課	扱者印	経理課庶務係長印

広島市水道局職員考査規程を次のように定める。

昭和二十七年十月一日

広島市水道事業管理者
広島市助役　高　山　一　三

広島市水道局規程第六号

広島市水道局職員考査規程

第一条　広島市水道局職員採用昇格規程（以下「昇給規程」という。）による職員の採用昇給の選考は、この規程の定めるところによる。

第二条　前条の選考を行うため、広島市水道局職員考査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2　委員会は、局長及び各課長をもつて構成し、委員長は、局長があたる。

3　管理者が必要と認めた場合は、臨時委員を置くことができる。

第三条　昇格規程第四条、第五条及び第六条の試験方法は次の通りとする。

一　体格検査
二　学力又は技能の考査
三　口頭試問

第四条　前条の試験は、水道局長が必要と認める特期にこれを行う。但し、昇格規程第六条の試験は、その都度これを行うことができる。

第五条　水道局長は、必要と認める時期に昇格規程第四条第二号乃至第四号、第五条第二号乃至第四号及び第七条該当者から所属長をして適任者を内申せしめ、委員会の選考に附するものとする。

第六条　委員会は、受験者又は選考を受ける者（水道局在職の者を除く。）に対し自筆履歴書、学校卒業証明書、身分証明書、成績表その他必要の書類を提出せしむるものとする。

第七条　委員会の運営及び試験の細部に関して必要な事項は、委員長がこれを定める。

広島市水道局職員採用昇格規程を次のように定める。

昭和二十七年十月一日

広島市水道事業管理者
広島市助役　高　山　一　三

広島市水道局規程第七号

広島市水道局職員採用昇格規程

第一条　広島市水道局職員は、別に定めるものを除く外、この規程の定めるところにより、採用し又は昇格させる。

第二条　吏員（管理者を除く。）を分けて、次の通りとする。

事務吏員　理事　主事　書記
技術吏員　理事　技師　技手

第三条　書記、技手に採用される者は、年令満十八歳以上の者でなければならない。

第四条　書記は、左の資格の一を有する者の中から、これを採用する。

一　市又は水道局の書記検定試験に合格した者
二　官吏又は吏員として事務の経験を有する者
三　現に市又は水道局の技手の職にある者
四　市又は水道局に雇員として三年以上在職し、所属長の推薦した者

第五条　技手は、左の資格の一を有する者の中から、これを採用する。

一　市又は水道局の技手検定試験に合格した者
二　官吏又は吏員として技術の経験を有する者
三　現に市又は水道局の書記の職にある者
四　市又は水道局に雇員として三年以上在職し、所属長の推薦した者

第六条　雇員（臨時の職員を除く。）を分けて、事務員、技術員及び現業員とし、左の資格の一を有する者の中から、これを採用する。但し、現業員は、この限りでない。

一　水道局職員採用試験に合格した者
二　特殊な技術を有し、その免許証又は合格証を有する者
三　旧高等学校令、旧専門学校令による高等学校、専門学校又はこれと同等以上の学校を卒業した者
四　官庁又は地方公共団体で三年以上勤務の経験を有する者

第七条　特殊の技術又は学識経験を有する者及びこれらについて免許証、合格証等を有する者は、その学歴、職歴能力に相当な資格をもつて採用することができる。

第八条　吏員の昇格は、次の通りとする。

主事　技師、書記若しくは技手として三年以上在職した者又は主事検定試験若しくは技師検定試験に合格した者の中から昇格させる。

理事　主事又は技師として五年以上在職した者の中から昇格させる。

2　功績のあつた吏員が病気危篤又は退職の場合は、これを昇格させることができる。

第九条　第四条、第五条及び前条の在職期間には、本市以外における各々の職に相当すると認められる在職期間を通算する。但し、中断期間が五年以上の場合は、この限りでない。

第十条　採用及び昇格については、すべて考査委員会の選考を経なければならない。

第十一条　昇格は、すべて一階級とする。

第十二条　考査委員会については、別にこれを定める。

広島市水道局辞令文例を定める規程を次のように定める。

広島市水道事業管理者
広島市助役　高　山　一　三

広島市水道局規定第八号

広島市水道局辞令文例を定める規程

（目　的）

第一条　この規程は、水道局の辞令文例を定めることを目的とする。

（吏　員）

第二条　吏員の任用については第一号様式、兼務については第二号様式、免職については第三号様式による。

（雇員）

第三条　雇員の採用については第四号様式、解雇については第五号様式による。兼務については第二号様式を準用する。

（嘱託）

第四条　嘱託については第六号様式、解嘱については第七号様式による。但し、手当のない嘱託については第六号様式の手当の項を除く。

（任用辞令と給料辞令）

第五条　吏員の任用辞令と給料並びに勤務辞令は、これを別紙とする。

（懲戒、免職の場合）

第六条　第三号様式並びに第五様式において、懲戒又は事

務の都合による免職若しくは解雇の場合は「願により」を削り、用済の場合は、「用済につき」とする。

（勤務替）

第七条　勤務替の場合は、元勤務の解除辞令は、これを省略する。

（辞令）

第八条　辞令には発令年月日を記載し、水道局名をもつてする。但し、手当のない嘱託については管理者名とする。

2　辞令は墨書とする。但し、給料並びに勤務辞令は、タイプライター印書をもつてこれに代えることができる。

3　水道局印は、発令年月日の「年」の字を中心において押す。但し、手当のない嘱託については、管理者名の下に管理者の公印を押すものとする。

（文例に該当しないもの）

第九条　前各条の様式に該当しないものは、その性質の近いものを準用し、又は従来の例による。

附　則

この規程は、公布の日から施行する。

（第一号様式）

一、任用　……広島市水道局事務（技術）吏員に任命する　氏　名

……に補する　広島市水道局事務（技術）吏員　氏　名

広島市事務（技術）吏員に兼ねて任命する

……に兼ねて補する

二、給料及び勤務　広島市水道局事務（技術）吏員　氏　名

月給　……円を給する

……長（……課勤務）を命ずる

（第二号様式）

一、兼務　広島市水道局事務（技術）吏員　氏　名

……長（……課）兼務を命ずる

（第三号様式）

一、免職　広島市水道局事務（技術）吏員　氏　名

願により本職を免ずる　広島市水道局事務（技術）吏員　氏　名

願により兼務を免ずる　広島市水道局事務（技術）吏員　氏　名

願により本職並びに兼務を免ずる

（第四号様式）

一、雇用　広島市水道局　……を命ずる　氏　名

月給（日給）……円を給する

……課勤務を命ずる

（第五号様式）

一、解雇　職　氏　名

願により解雇する

（第六号様式）

一、嘱託　広島市水道局　……事務を嘱託する　氏　名

月手当……円を給する

（第七号様式）

一、解嘱　職　氏　名

願により……事務嘱託を解く

（第八号様式）

職務勉励につき金……円を賞与する　職　氏　名

広島市水道集金員等事務取扱規程を次のように定める。

昭和二十七年十月一日

広島市水道事業管理者　高　山　一　三

広島市助役　高

広島市水道局規程第九号

広島市水道集金員等事務取扱規程

（この規定の目的）

第一条　水道集金員及び下水道集金員（以下両者を併せて単に「集金員」という。）の集金方法及び公金の取扱並びにその附帯事務の取扱に関しては、別に定めるものの外、この規程の定めるところによる。

（担当事務）

第二条　水道集金員は、水道料金及び給水工事費の集金事務に従事するものとする。

2　下水道集金員は、下水道使用料の集金事務に従事するものとする。

（集金方法）

第三条　集金員は、それぞれ所定の納額告知書兼領収証書（第一号様式から第四号様式まで）により納人に納額を告知した上現金を徴収しなければならない。

2　滞納金は、領収証書（第五号様式及び第六号様式）によつて徴収することができる。

3　集金に当つては、納額告知書兼領収証書又は領収証書に領収年月日を記入して自印を押し、証書に不備のないことを確かめた上現金を受領しなければならない。

（公金の取扱）

第四条　公金の取扱には細心の注意を払い、その日集金した現金は、即日すみやかに集計し、集金日数（第七号様式及び第八号様式）を添えて出納員に差し出さなければならない。

（未納転居者ある場合の措置）

第五条　徴収金未納のまゝ転居したものがあるときは、すみやかに転居先を調査し、徴収係に報告するとともに納額告知書兼領収証書を返納しなければならない。

（公金等亡失の際の措置）

第六条　公金、証書又は身分証明書を亡失したときは、直ちに課長に届け出なければならない。

（損害の賠償）

第七条　公金を亡失したときは、その損害を賠償しなければならない。

2　前項の損害賠償金は、一時に納付しなければならない。但し、特別の事由があると認められた場合は、利息を付してこれを分納させることができる。

（身分証明書）

第八条　集金員は、その身分を表示する証明書（第九号様式）を常に携帯し、これを納入者に示し、身分をあきらかにした上集金しなければならない。

附　則

この規程は、公布の日から施行する。

（第一号様式）　表　面

放　○期

原　符　昭和　年　月分

備考

	カード番号	用途	領収金額
納			円

昭和　年　月　日領収集金員

昭和　年　月分　○期

下記の金額を期内に納入して下さい

広島市長　浜井信三　印

水道使用料

納額告知書兼領収証書　放

下記の通り領収しました

広島市出納員

広島市水道局経理課長

宮本基

カード番号	用途	基本人員	超過人員	支柱	浴槽	その他	領収金額
							円

殿

◎裏面の注意事項を必ず御覧下さい　告知受印　集金員

裏　面

1　本証に出納員及び集金員の領収印がないもの又は金額を訂正したものは無効です。
2　集金員には、身分証明書を持たせてありますから御覧の上御支払い下さい。
3　この領収証は後日の証拠書になりますから大切に保存して下さい。
4　水道に関することは総べて届け出制度になつておりますから
(イ)　使用開始、廃止、移転、人員及び栓数の異動、用途変更その他
(ロ)　新設、増設、撤去、洩水修理その他
等は基町水道局（電鉄郊外バス北側）電話②2201～2205へ必ずお届け下さい。

自分のため人のためお互いに節水に御協力下さい。

（第二号様式）　表　面

計　○期

原　符　昭和　年　月分

備考

	カード番号	用途	水道使用料	器水量使用料
納			円	円

昭和　年　月　日領収集金員

昭和　年　月分　○期

下記の金額を期内に納入して下さい

広島市長　浜井信三　印

水道使用料

納額告知書兼領収証書　計

下記の通り領収しました

広島市出納員

広島市水道局経理課長

宮本基

カード番号	用途	基本水量	超過水量	水道使用料	器水量使用料	合計領収金額
		立方米	立方米	円	円	円

殿

◎裏面の注意事項を必ず御覧下さい　告知受印　集金員

裏　面

1　本証に出納員及び集金員の領収印がないもの又は金額を訂正したものは無効です。
2　集金員には、身分証明書を持たせてありますから御覧の上御支払い下さい。
3　この領収証は後日の証拠書になりますから大切に保存して下さい。
4　水道に関することは総べて届け出制度になつておりますから
(イ)　使用開始、廃止、移転、人員及び栓数の異動、用途変更その他
(ロ)　新設、増設、撤去、洩水、修理その他
等は基町水道局（電鉄郊外バス北側）電話②2201—2205へ必ずお届け下さい。

自分のため人のためお互いに節水に御協力下さい。

（第五号様式）

（表紙）

簿冊通番第　号

水道使用料及び手数料
給水工事費

領収証書

昭和　年　月　日交付
昭和　年　月　日返納
広島市書記　㊞

（第一用紙）美濃紙

簿冊通番第　号　　No.

領収証書

下記の通り領収しました
昭和　年　月　日
町　丁目　番地
殿

広島市出納員
広島市水道局経理課長
宮本　基㊞
広島市書記㊞

一金　円　銭也
内訳

徴収番号	第　号	種別	計	専	連	共	附記	給水工事費	即	修

年度	期別	種目	金額												督促手数料			
			百	拾	万	千	百	拾	円	拾	銭	拾	円	拾	銭
昭和　年度	第　期 自　月 至　月	水道使用料													

此の領収書は後日の証拠書類となりますから大切保存して下さい

9.5cm　13.5cm

（第五号様式）（第二用紙）美濃紙

簿冊通番第　号　　No.

領収証書

下記の通り領収しました
昭和　年　月　日
町　丁目　番地　組
殿

広島市出納員
広島市水道局経理課長
宮本　基㊞
広島市書記㊞

一金　円　銭也
内訳

徴収番号	第　号	種別	計	専	連	共	附記	給水工事費	即	修

年度	期別	種目	金額									督促手数料			
			百	拾	万	千	百	拾	円	拾	銭	拾	円	拾	銭
昭和　年度	第　期 自　月 至　月	水道使用料													

此の領収書は後日の証拠となりますから大切に保存して下さい

（第五号様式）（第三用紙）西洋紙

簿冊通番第　号　　No.

原符

下記の通り領収しました
昭和　年　月　日
町　丁目　番地　組
納

広島市出納員
広島市水道局経理課長
宮本　基㊞
広島市書記㊞

一金　円　銭也
内訳

徴収番号	第　号	種別	計	専	連	共	附記	給水工事費	即	修

年度	期別	種目	金額									督促手数料			
			百	拾	万	千	百	拾	円	拾	銭	拾	円	拾	銭
昭和　年度	第　期 自　月 至　月	水道使用料													

（第三号様式）　表面

原符　昭和　年度（修）
備考
目標

	台帳番号	領収金額
納		円

昭和　年　月　日領収　集金員

水道修繕工事費
納額告知書兼領収証書（修）

昭和　年度

下記の通り領収しました
下記の金額を期内に納入して下さい
広島市長　浜井信三㊞

広島市出納員
広島市水道局経理課長
宮本　基

修理施工	台帳番号	領収金額	
昭和　年　月　日		円	殿

◎裏面の注意事項を必ず御覧下さい　告知受印　集金員

裏面

1　本証に出納員及び集金員の領収印がないもの又は金額を訂正したものは無効です。
2　集金員には、身分証明書を持たせてありますから御覧の上御支払い下さい。
3　この領収証は後日の証拠書になりますから大切に保存して下さい。
4　水道に関することは総べて届け出制度になつておりますから
　(イ)　使用開始、廃止、移転、人員及び栓数の異動、用途変更その他
　(ロ)　新設、増設、撤去、洩水修理その他
　等は基町水道局（電鉄郊外バス北側）電話②2201—2205へ必ずお届け下さい。

自分のため人のためお互いに節水に御協力下さい。

（第四号様式）

原符　昭和　年　月　分　○期
○　備考

カード番号		領収金額

納

○　昭和　年　月　日領収　集金員

昭和　年　月分　○期　下水道使用料
納額告知書兼領収証書

下記の金額を期内に納入して下さい
広島市長　浜井信三㊞

カード番号		領収金額

下記の通り領収しました
広島市出納員
広島市水道局経理課長
宮本　基

殿

御注意
(1)　本証に出納員及び集金員の領収印がないもの又は金額を訂正したものは無効です。
(2)　下水道に関する御問合せは市役所下水課電話②2351②2355へお願いします。

（第六号様式）（第三用紙）西洋紙

簿冊通番第　号　　No.

原　簿

下記の通り領收しました
昭和　年　月　日
町　丁目　番地　組
殿

広島市出納員
広島市水道局経理課長
宮　本　基 ㊞

一金　円　銭也
内　訳

広島市書記 ㊞

徴收番号	第　号	種別	計	専	連	共	種目	下水道使用料

年度	期別	金額 百	拾	万	千	百	拾	円	拾	銭	督促手数料 拾	円	拾	銭
昭和　年度	第　期 自　月 至　月													

第七号様式

集　金　日　報

昭和　年　月　日

科目 / 期別	集金 本日分 金額	枚数	集金 累計 金額	枚数	返納 本日分 金額	枚数	返納 累計 金額	枚数
1期分								
2期分								
3期分								
4期分								
5期分								
6期分								
過年度								
工事費								
計								

現金内訳 種別	金額
円 1,000	
500	
100	
50	
10	
5	
1	
錢 50	
金券	
計	
釣銭	
金額	

出納員　係長　係　集金員

（第六号様式）（表紙）

簿冊通番第　号

下水道使用料

領　収　証　書

昭和　年　月　日交付
昭和　年　月　日返納

広島市書記 ㊞

（第六号様式）（第一用紙）美濃紙

簿冊通番第　号　　No.

領　収　証　書

下記の通り領收しました
昭和　年　月　日
町　丁目　番地　組
殿

広島市出納員
広島市水道局経理課長
宮　本　基 ㊞

一金　円　銭也
内　訳

広島市書記 ㊞

徴收番号	第　号	種別	計	専	連	共	種目	下水道使用料

年度	期別	金額 百	拾	万	千	百	拾	円	拾	銭	督促手数料 拾	円	拾	銭
昭和　年度	第　期 自　月 至　月													

此の領收書は後日の証拠書類となりますから大切に保存して下さい

9.5cm　13.5cm

（第六号様式）（第二用紙）美濃紙

簿冊通番第　号　　No.

領　収　証　書

下記の通り領收しました
昭和　年　月　日
町　丁目　番地　組
殿

広島市出納員
広島市水道局経理課長
宮　本　基 ㊞

一金　円　銭也
内　訳

広島市書記 ㊞

徴收番号	第　号	種別	計	専	連	共	種目	下水道使用料

年度	期別	金額 百	拾	万	千	百	拾	円	拾	銭	督促手数料 拾	円	拾	銭
昭和　年度	第　期 自　月 至　月													

此の領收書は後日の証拠書領となりますから大切に保存して下さい

第八号様式

領収書番号	始頁	終頁

昭和　年　月　日　曜日

	種別	年度	件数	金額	件数累計	金額累計
未納金徴収額	水道使用料金					
	工事費	過				
		現				
	合計					
	督足手数量					

	種別	件数	件数	金額	件数累計	金額累計
未納返納額	水道使用料金					
	工事費	過				
		現				
	合計					

受入戸数	未納戸数	整理戸数	残戸数

本日整理地区

本日の未整理戸数　猶予　不在　停水

明日の予定地区

摘要

経理課長　徴収係長　係　扱　整理員

（第九号様式）

第　号（有効期間自昭和　年　月　日至昭和　年　月　日）

集金員身分証明書

広島市水道局経理課

氏名　年　月　日生

右の者は広島市水道局集金員であることを証明する

広島市水道事業管理者
広島市助役　氏名　㊞

（表　裏面）

裏面の上半身の写真を貼付して契印をする

広島市水道局守衛勤務規程を次のように定める。

昭和二十七年十月一日

広島市水道事業管理者
広島市助役　高山一三

広島市水道局規程第十号

広島市水道局守衛勤務規程

第一条　この規程は、水道局に勤務する守衛の勤務について定めることを目的とする。

第二条　守衛は、二交替制勤務とする。但し、必要に応じ非番者いえども臨時勤務を命ずることがある。

第三条　守衛は、所属課長の指揮に従い、概ね左の職務に任ずる。

一　通用門の開閉
二　出入のものの監視
三　外来者の取次
四　構内各建物の戸締りの点検並びに火災、盗難の警戒
五　基町にあつては庁舎内に及び構内の巡視、水源地にあつては構内及び各池並びに取水口の巡視

第四条　昼間は通用門を開き、夜間はこれを閉じる。

第五条　外来者には、ていねいに用件を尋ね係員に案内する。

る。

第六条　必要ある者の外、みだりに構内に出入させてはならない。

第七条　資材及び物品の搬入出については特に注意を払い、重要なものは日誌に記載しなければならない。

2　執務時間外における資材及び物品の搬入出については、直員の指示を受け、必ずこれに立会し、日誌に記載しなければならない。

第八条　随時、庁舎内並びに構内及び各池並びに取水口を巡視し、異状を認めたときは臨機の処置を講ずるとともに直ちに所属課長又は施設課長に報告しなければならない。

2　休日及び夜間には、特に、火災、盗難の予防、建物の戸締り、物品の保管に注意しなければならない。

第九条　守衛は、公務によるの外、みだりに構外に出ることはできない。

第十条　守衛日誌に記載すべき事項は、概ね次のとおりとする。

一　年月日、曜日、天候
二　守衛の職氏名
三　巡視の時刻及び状況並びに異状を認めた場合において措置したてん末
四　非常事態に関する事項
五　前各号の外重要と認める事項

2　前項の日誌は、勤務終了後直ちに所属課長に提出しなければならない。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

広島市水道局被服貸与規程を次のように定める。

昭和二十七年十月一日

広島市水道事業管理者
広島市助役　高山一三

広島市水道局規程第十一号

広島市水道局被服貸与規程

第一条　毎年度予算の範囲内において、水道局職員（以下「職員」という。）には、別表第一に定めるところに従つて、被服を貸与する。但し、業務の性質上その必要がないと認められるものには、これを貸与しない。

第二条　前条の貸与を受けることができる職員の範囲は、主管課長が定める。

第三条　被服は、新たに職員となつたものには、新規に、従来から貸与を受けておる者には貸与期間の満了の際、貸与中の被服と引き替えにこれを貸与する。

第四条　貸与被服の補修は、貸与を受けた職員が自らしなければならない。

第五条　職員は、被服の貸与を受けることによつて、給料その他いかなる給与も差し引かれることはない。

第六条　貸与を受けた職員が離職し、若しくは死亡したときは、すみやかに貸与被服を返納しなければならない。但し、使用期間のすぎておるもの又は特別の事由があると認められる場合は、返納させないことができる。

第七条　使用期間の計算は、月による。

第八条　被服の規格並びに帽子の記章の意匠は、別表第二のとおりとする。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

別表第一

従事する職の種類	貸与期間 帽子	作業帽	夏服	冬服	作業服	摘要
	年	年	年	年	年	
一　水道集金員及び下水道集金員並びに水道調査員	三	一	一	二	一	
二　守衛	三	一	二	三	一	
三　給水船乗組員	三	二	一	二	一	
四　自動車（乗用）運転者	三	一	二	乙形	一	
五　自動車（貨物）運転者	三	二	一	甲形	一	
六　自動三輪車運転者	三	二	一	三	一	
七　水道工事又は修理に従事する職手及び工手	三	二	一	一	一	
八　水道工事又は修理に従事する作業手	一	二	一	一	一	
九　ポンプ運転者及びポンプ修理工	一	二	一	一	一	
十　ろ過池清掃夫	一	二	一	一	一	
十一　女子清掃夫	一	二	一	一	一	

別表第二

名称	地質	製式	摘要
冬上衣（甲形）	濃紺のラシヤ又はサージ	開きん二重前式、胸部に金ボタン各三個を二行に付ける。右胸部と両側にポケットを付ける。	形状は図のとおり
冬ズボン（甲形）	右同	長ズボンとし、左右に各一個、右側後方に一個のポケットを付ける。	右同
冬上衣（乙形）	右同	開きん、前ボタン四個を一行に付ける。左胸及び左右両側に各一個のポケットを付ける。	右同
冬ズボン（乙形）	右同	長ズボンとし、左右に各一個、右側後方に一個ポケットを付ける。	右同
夏上衣	うすカーキ色の木綿	開きん、前ボタン四個を一行に付ける。胸部左右に各一個のポケットを付け、ふたを付けてボタンで止める。	右同
夏ズボン	右同	長ズボンとし、左右に各一個、右側後方に一個のポケットを付ける。	右同
作業服	濃紺の小倉地	開きん、前ボタン四個を一行に付ける。左胸及び左右両側に各一個のポケットを付ける。	右同
女子作業衣	右同	開きん、前ボタン四個を一行に付ける。胸部左右に各一個のポケットを付け、ふたを付けてボタンで止める。	右同
帽子	濃紺のラシヤ	円形とし、黒革製前ひさし及び黒革製あごひもを付ける周囲に黒しま織縁をまとう。	右同
作業帽	濃紺の木綿地	長円形とし、同一地の前ひさしを付ける。	右同

帽子の意匠

その他の職員　給水船乗組員

右同

金モール縦四糎、横六糎形状図の如し

帽子

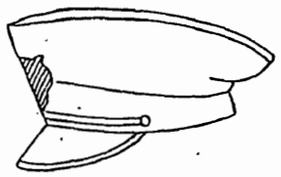

作業帽

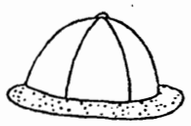

冬ズボン（甲形）

冬上衣（甲形）

後面　前面

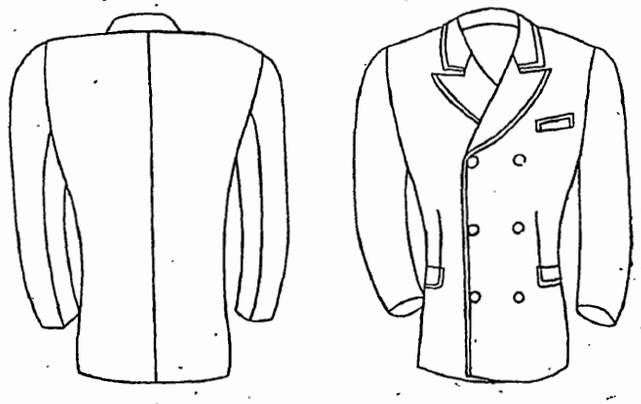

冬ズボン（乙形）

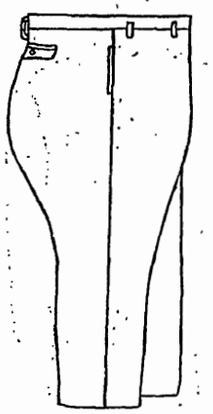

冬上衣（乙形）

後面　前面

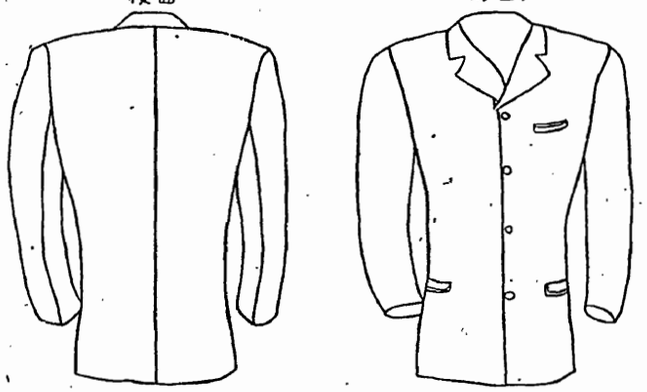

夏ズボン

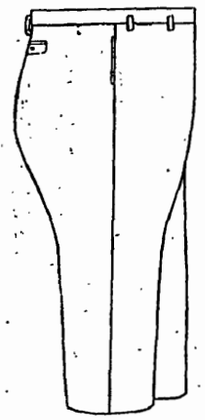

夏上衣

後面　前面

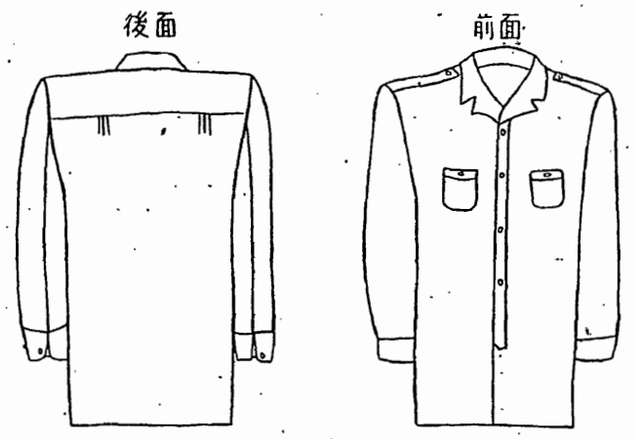

作業服

後面　前面

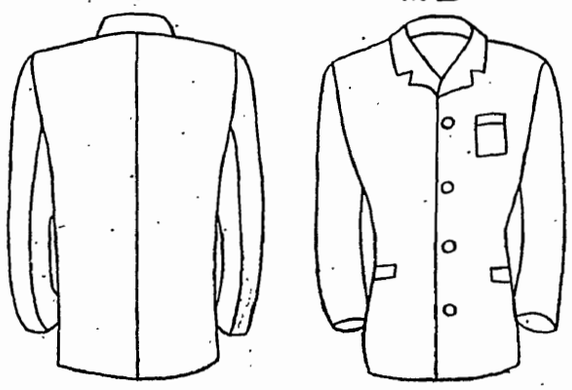

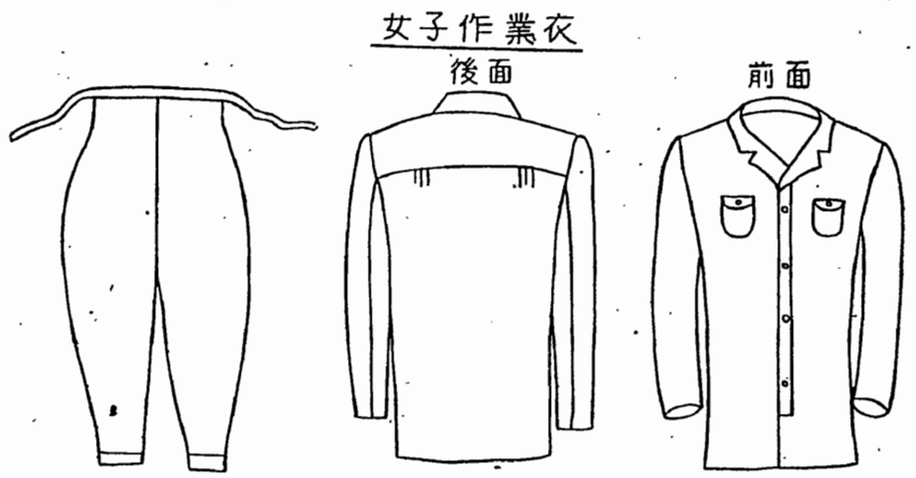

広島市水源地参観規程を次のように定める。

昭和二十七年十月一日

広島市水道事業管理者

広島市助役　高　山　一　三

広島市水道局規程第十二号

広島市水源地参観規程

第一条　この規程は、水源地参観について、必要な事項を定めることを目的とする。

第二条　水源地は、支障のない限り、場内の参観を許可する。

第三条　参観は、午前九時から午後三時までの間とする。

第四条　参観希望者は、前日の執務時間中に浄水課に申し出て参観証の交付を受けなければならない。

第五条　浄水課長は、参観を願い出た者があるときは、参観証交付台帳（第一号様式）により参観証（第二号様式）を交付しなければならない。

第六条　守衛は、参観証を持参した者があるときは、直ちに浄水課長に報告し、課長は、適当な係員に命じて場内を案内させるものとする。

第七条　参観者は、場内に危険物を持ち込み、又は喫煙しその他一切の火気を取り扱つてはならない。

第八条　参観に当り、左に掲げる行為があつた者は、退去を命ぜられることがある。

一　第七条の規定に違反したとき

二　場内で非衛生的な行為をなしたとき

三　係員の指示に従わず、自ままの行動があつたとき

四　前各号の外、場内の維持管理上支障があると認めたとき

第九条　浄水課長は、参観のてん末を守衛日誌に記録させ、毎週月曜日に水道局長に報告しなければならない。

附　則

この規程は、公布の日から施行する。

第一号様式

月日	浄水課長	庶務係長	係員	参観証番号	参観者住所	職業	氏名	交付年月日

第二号様式

表

第　号

水源地参観証

年　月　日

広島市水道局浄水課

裏

参観上の注意

一　本証は参観の際守衛におわたし下さい。

二　参観中は案内人の指示に従つて下さい。

三　場内に危険物を持ち込んだり、喫煙したり、火気を取り扱つてはいけません

四　場内では特に非衛生的行為をしてはいけません。

共用栓鑑札のひな形を定める規程を次のように定める。

昭和二十七年十月一日

広島市水道事業管理者

広島市助役　高　山　一　三

広島市水道局規程第十三号

共用栓鑑札のひな形を定める規程

広島市水道使用条例（昭和二十七年条例第五号）第十条の規定により共用栓の使用者に交付する鑑札のひな形は、次のとおりとする。

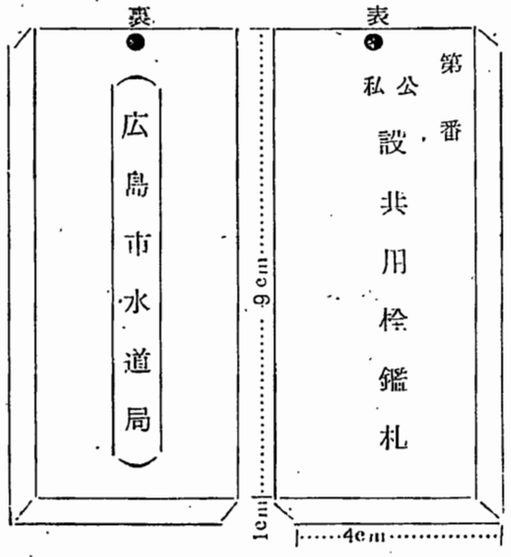

附　則

この規程は、公布の日から施行する。

土地立入証票を定める規程を次のように定める。

昭和二十七年十月一日

広島市水道事業管理者

広島市助役　高　山　一　三

広島市水道局規程第十四号

土地立入証票を定める規程

水道計画に必要な測量を実施するため、水道局職員が国有、公有又は私有の土地に立ち入る場合に携帯する土地立入証票は、次のとおりとする。

（第一面）

第　号

測量法第十五条第三項の規程に基く　土地立入証

昭和　年　月　日発行

発行機関名　広島市水道局

発行機関印

（第二面）

所属機関名　広島市水道局

所属機関所在地　広島市基町一番地

本人の職名

氏名

本人の署名

年　月　日生

（第三面）

交付		返納		摘要
年月日	発行機関の印	年月日	発行機関の印	

備考

（第四面）

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）抄

第十五条　基本測量に従事する地理調査所の職員は、国有、公有又は私有の土地に立ち入ることができる。

2　前項の規定により立ち入る場合においては、さく等で囲まれた土地又は宅地に立ち入ることができないときは、あらかじめその占有者に通知しなければならない。

3　第一項の職員が同項の規定により土地に立ち入ろうとするときは、この限りでない。

第二十九条　何ぴとも、正当の理由がなくて基本測量の実施を妨げたり、又は妨げようとしてはならない。

第三十条　公共測量に準用する。

第十四条から第二十六条までの規定は、これを公共測量に準用する。

第三十九条　次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一　第三十五条（第三十九条において準用する場合を含む。）の規定による土地の立入を拒み、又は妨げた者

二　第三十八条（第三十九条において準用する場合を含む。）の規定による土地、樹木又は工作物の使用を拒み、又は妨げた者

附　則

この規程は、公布の日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の取扱規程を次のように定める。

昭和二十七年十月一日

広島市水道事業管理者

広島市助役　高　山　一　三

広島市水道局規程第十五号

初任給、昇格、昇給等の取扱規程

水道局職員の初任給、昇格、昇給等の取扱については、別に定める場合を除き、一般職の国家公務員の初任給、昇格、昇給の取扱の例による。

附　則

この規程は、公布の日から施行する。

職務による級別区分の基準に関する規程を次のように定める。

昭和二十七年十月一日

広島市水道事業管理者

広島市助役　高　山　一　三

広島市水道局規程第十六号

職務による級別区分の基準に関する規程

水道局職員の職務による級別区分の基準については、別に定める場合を除き、市長事務部局の職務による級別区分の基準の例による。

附　則

この規程は、公布の日から施行する。

広島市水道局当直員勤務規程を次のように定める。

昭和二十七年十月一日

広島市水道事業管理者

広島市助役　高　山　一　三

広島市水道局規程第十七号

広島市水道局当直員勤務規程

（通則）

第一条　当直員の勤務は、別に定めるものを除く外、この規程の定めるところによる。

（当直員）

第二条　当直員は、男子の水道局職員（係長以上及び臨時職員を除く。）をもつて次の区分により輪番にあて、必要に応じて増員することができる。

一　第一班　書記又は事務員より一名

二　第二班　技手又は技術員より一名（浄水課ポンプ運転従事者及び自動車運転者並びに給水船乗組員を除く。）

三　第三班　現業員より二名（浄水課勤務者及び自動車運転者並びに給水船乗組員を除く。）

（当直時間）

第三条　当直勤務時間は、退庁時刻から翌日の登庁時刻までとする。但し、休日は日直に分け、日直の勤務時間は、広島市水道局就業規則第十一条に定める登庁時刻から退庁時刻までとし、宿直は平日と同様とする。

（通知）

第四条　当直の順番は、経理課長があらかじめこれを割り当て、三日前までに本人に通知して認印を徴する。

（免除）

第五条　当直の当日が忌服に当る者又は病気のため連続七日以上欠勤している者の勤務は、これを他日に繰り下げる。

（代直）

第六条　当直割当後において、出張又は病気その他止むを得ない事故のため当直勤務につくことができない者を生じたときは、その課長は、所属課員をして代直させなければならない。

2　前項の代直をさせようとするときは、事前に経理課長に通知しなければならない。

（就勤報告）

第七条　当直員は、勤務に就くに先だち所属課長に報告し、勤務に就いたときは、経理課長に報告しなければならない。

（勤務）

第八条　当直員は、互に協力しあい、誠実に勤務に服さなければならない。

2　当直員は、公務によるの外、構外に出ることはできない。

3　当直員は、漏水修理その他の申込を受け付けたときは、すみやかに処置しなければならない。

4　水道管の破裂その他重大な事故が発生したときは、すみやかに関係課長に報告し、その指示に従わなければならない。但し、事態が急を要し関係課長の出勤をまつ暇がないときは、施設課長に通報し、その指示に従うものとする。

5　市内に火災が発生したときは、すみやかに現場に臨み、消火栓の状態並びにその使用状況を点検し、消防署に協力する外、必要に応じ浄水課と電話連絡するなど適宜の処置を講じなければならない。

6　当直員は、工事現場の責任者から資材又は物品の請求があつた場合は、守衛立会の上これを責任者に交付し、別紙様式の資材、物品持出報告票により、翌日経理課長を経由して主管課長に報告しなければならない。

（庁舎及び構内の取締）

第九条　当直員は、守衛と協力して庁舎及び構内の取締に任ずるものとし、火災、盗難の予防には特に注意を払わなければならない。

2　庁舎若しくは構内に異状を認めたとき、又は近火その他非常事態が発生したときは、直ちに臨機の処置を講ずるとともに経理課長又は施設課長に通報しなければならない。

（超過勤務の確認）

第十条　当直員は、超過勤務者の超過勤務時間を確認し、超過勤務命令書に退庁時刻を記入し、認印を押すものとする。

（鍵の保管）

第十一条　当直員は、退庁時に経理課庶務係より庁舎の鍵（鍵箱共）を預かり、登庁時にこれを返還する。

（鍵の授受）

第十二条　各部屋の鍵を授受するに当つては、授受者をして施錠責任者名簿に署名押印せしめなければならない。

（出勤簿）

第十三条　当直員は、登庁時刻一時間前に出勤簿を所定の場所に置かなければならない。

（文書の取扱）

第十四条　電報その他の文書を受け付けたときは、日誌に記載し、翌朝経理課庶務係に回付しなければならない。但し、急を要するものは、直ちに受信者に送付しなければならない。

（保管書類及び物品）

第十五条　当直員は、左の書類及び物品を保管し、事務処理に供するものとする。

一　当直日誌　一冊
二　火災報告簿　一冊
三　当直輪番簿　一冊
四　施錠責任者名簿　一冊
五　職員住所録　一冊
六　懐中電灯　四個
七　自転車　二台
八　ちょうちん　四張
九　ろうそく及びマッチ　若干

（当直日誌）

第十六条　当直日誌に記載すべき事項は、概ね次の通りとする。

一　当直月日、曜日、天候
二　当直員の職氏名
三　庁舎及び構内巡視の時刻及び状況並びに異状を認めた場合において措置したてん末
四　勤務中出入した者の職氏名
五　電報その他の文書
六　故障修理の受付件数及び修理を終つた件数
七　火災、その他非常事態に関する事項
八　前各号の外、重要と認める事項

2　前項の日誌は、勤務終了後直ちに、経理課長を経て局長に提出しなければならない。

附　則

この規程は、公布の日から施行する。

様式

経理課長	庶務係長	直員守衛

主管課長	庶務係長	係

時間外休日　資材、物品持出報告票

日時	昭和　年　月　日　時　分
品名数量	
事由	
請求責任者署名印押	
受領者署名押印	

広島市水道局訓令第一号

昭和二十七年十月一日

広島市水道事業管理者

広島市助役　高　山　一　三　庁中一般

水道企業組織に関する条例施行に伴い、従前左記上段の所属職員のうち、特に辞令を用いないものについては、昭和二十七年十月一日付をもつて、従前の身分、職務の級及び従前の号給に相当する給料をもつて任命され、従前の職に補し、従前の役職を命ぜられ、下段の勤務箇所に発令されたものとする。

従前の所属	新発令箇所
水道局 経理課	水道局 経理課
給水課	給水課
施設課	施設課
浄水場	浄水課

◎教育委員会規則

広島市社会教育委員会議規則をここに公布する。

昭和二十七年一月二十二日

広島市教育委員会

委員長　吉　本　寿　一

広市教委規則第八号

広島市社会教育委員会議規則

（目的）

第一条　この規則は、広島市社会教育委員条例（昭和二十七年広島市条例第二号。以下「条例」という。）第六条の規定に基き、会議に必要な事項を定めることを目的とする。

（議長及び副議長）

第二条　会議に議長及び副議長を置く。

2　議長及び副議長は委員の互選とし、その任期は一年とする。但し、再選をさまたげない。

3　議長は会議をつかさどる。

4　副議長は議長を補佐し、議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときはその職務を代理する。

5　議長及び副議長ともに事故あるとき、又は、議長及び副議長ともに欠けたときは、年長の委員が臨時に議長の職務を代理する。

（会議の招集及び議決の方法）

第三条　会議は、必要の都度議長が招集する。

第四条　会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2　会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（雑則）

第五条　この規則に定めるものの外必要な事項は、議長がこれを定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

◎選挙管理委員会告示

広選管告示甲第七三号

昭和二十七年九月十五日現在により調製の本市基本選挙人名簿に関する異議申立に対する十一月二十一日の決定に基き公職選挙法第二三条の規定により基本選挙人名簿を左記要領により修正した。

昭和二十七年十一月二十一日

広島市選挙管理委員会
委員長　平井憲太郎

記

住所	氏名	生年月日	修正要領	異議申立人
矢賀町九四三	小野啓司	大正十年三月二〇日	新登録	本人
矢賀町九四三	小野勝子	昭和六年二月三日	〃	〃
矢賀新町一丁目四四四	玉藤宗三	昭和六年二月八日	〃	〃
二葉ノ里五九	西平剛	大正四年九月七日	〃	〃
大須賀町一六四ノ一	田中由記子	昭和七年三月六日	〃	日野進
大須賀町一六四ノ一	折見久美枝	大正四年一月三日	〃	〃
大須賀町一六四ノ三	中谷一三	昭和四年二月七日	〃	本人
大須賀町一六四ノ三	中谷八重子	大正五年三月三日	〃	〃
大須賀町一六四ノ四	重高峰男	昭和五年一月一日	〃	〃
大須賀町一六四ノ四	重高美也子	大正十年十月三日	〃	〃
大須賀町一六四ノ四	進藤守	大正五年三月二〇日	〃	〃
西蟹屋町四三〇	進藤ヨシエ	昭和七年十月八日	〃	〃
仁保町（青崎）一七四	川本頼子	昭和六年二月一七日	〃	松浦益夫
東雲町一、三六	岩樋美穂子	明治三四年二月三日	〃	本人
東雲町一、五〇〇	野津田ウメヨ	昭和七年二月二日	〃	〃
東雲町一、五〇〇	秦昇三	昭和七年二月二日	〃	〃
東雲町一、五〇〇	吉原友康	昭和七年七月三六日	〃	〃
東雲町一、五〇〇	中和信朗	昭和七年八月三日	〃	〃
東雲町一、五〇〇	尾高佳尚	昭和七年七月四日	〃	〃
東雲町一、五〇〇	杉本質市	昭和五年十月五日	〃	〃
東雲町一、五〇〇	西隆正	昭和七年九月一七日	〃	〃
東雲町一、五〇〇	中谷高嘉	昭和六年三月三六日	〃	〃
東雲町一、五〇〇	白須雄太郎	昭和四年十月二〇日	〃	〃
東雲町一、五〇〇	今田充人	昭和七年二月一日	〃	〃
東雲町一、五〇〇	西兼音寿	昭和七年九月二五日	〃	〃
東雲町一、五〇〇	田村速見	昭和六年十月二七日	〃	〃
東雲町一、五〇〇	水谷悛司	昭和七年七月二五日	〃	〃
東雲町一、五〇〇	佐々木裕	昭和六年三月三日	新登録	本人
〃	南条勲	昭和七年四月十日	〃	〃
〃	重半清	昭和三年二月二四日	〃	〃
〃	河野十三	昭和七年十月一七日	〃	〃
〃	佐藤秀山	昭和四年二月一九日	〃	〃
〃	片山富次郎	昭和七年五月八日	〃	〃
〃	迫豊照	昭和七年八月二〇日	〃	〃
〃	荒本則雄	昭和四年二月十日	〃	〃
〃	小桝俊	昭和七年三月二〇日	〃	〃
〃	平末郁馬	昭和七年二月二〇日	〃	〃
〃	小田英子	昭和七年八月二三日	〃	〃
〃	岩藤満	昭和七年十月七日	〃	〃
〃	田川伊佐子	昭和七年二月三日	〃	〃
〃	中本巌	昭和七年四月八日	〃	〃
〃	砂古勇壮	昭和七年四月三日	〃	〃
〃	水谷清登	昭和七年二月九日	〃	〃
〃	坂田二郎	昭和七年三月二〇日	〃	〃

〃	井上俊子	昭和五年六月二五日	〃	〃
〃	山田敏行	昭和七年九月二四日	〃	〃
〃	依藤徹雄	昭和六年三月九日	〃	〃
〃	砂岡澄子	昭和四年一月二〇日	〃	〃
〃	北岡敏彦	昭和四年五月三一日	〃	〃
〃	柳原慎一	大正三年五月三〇日	〃	〃
〃	檜垣益夫	昭和七年七月二六日	〃	〃
〃	尾関哲男	昭和七年五月二一日	〃	〃
〃	塚本淑香	昭和七年八月三日	〃	〃
〃	小川清三	昭和五年九月一六日	〃	〃
〃	古方野篤	昭和七年八月八日	〃	〃
東雲町一、五〇〇	福原一利	昭和七年八月一六日	新登録	本人
〃	吉本操	昭和三年六月三〇日	〃	〃
〃	荒木玲寿	昭和七年四月六日	〃	〃
〃	石川耕三	昭和七年九月二〇日	〃	〃
〃	三上行而	昭和二年二月九日	〃	〃
〃	小野昭英	昭和二年二月二八日	〃	〃
〃	田村徒則	昭和七年二月六日	〃	〃
〃	仲田孝司	昭和五年二月七日	〃	〃
〃	藤田勝常	昭和七年九月二〇日	〃	〃
〃	青木富美子	昭和六年九月二四日	〃	〃
〃	池田喜代登	昭和四年三月二五日	〃	〃
〃	田原万美	昭和五年四月二六日	〃	〃
〃	田中耀	大正三年一月八日	〃	〃
〃	長谷川和枝	昭和七年四月二八日	〃	〃
〃	木戸正暢	昭和七年五月二六日	〃	〃
〃	福間公平	昭和六年十月三〇日	〃	〃
〃	鷹下昭二	昭和四年三月二六日	〃	〃
〃	新屋貞良	昭和六年九月一七日	〃	〃
〃	久住博行	昭和三年五月三〇日	〃	〃
〃	田中弘明	昭和七年二月一日	〃	〃
〃	河柏昭二	昭和二年一月十日	〃	〃
〃	松尾弘三	昭和七年二月一日	〃	〃
〃	小林基佑	昭和七年六月二七日	〃	〃
〃	古寺幸	昭和六年八月三日	〃	〃
〃	鈴藤康子	昭和七年四月二六日	〃	〃
〃	田窪斐夫	昭和七年二月二〇日	〃	〃
〃	二井康治	昭和七年六月二四日	〃	〃
〃	西本勝馬	昭和二年九月二日	〃	〃
〃	藤川良子	昭和七年二月二日	新登録	本人
〃	黒木敏行	昭和七年三月二日	〃	〃
〃	奥田大佑	昭和五年八月二六日	〃	〃
〃	森田哲夫	昭和七年一月二日	〃	〃
〃	三瀬武義	昭和四年六月九日	〃	〃
〃	檜垣幸江	大正六年二月二五日	檜垣豊	本人
〃	水戸千道	大正二年一月四日	〃	〃
〃	和田裕	大正二年九月二六日	〃	〃
〃	山本樹男	昭和六年二月八日	〃	〃
〃	服上哲彦	昭和五年四月八日	〃	〃
〃	黒瀬行司	昭和三年三月二六日	〃	〃
〃	黒瀬操	昭和七年二月二五日	〃	〃
〃	井上啓	昭和七年二月七日	〃	〃
〃	三谷節子	大正三年十月三日	〃	〃
〃	岩田幸明	昭和六年七月二五日	〃	〃
〃	渡辺明	昭和七年七月一二日	〃	〃
〃	落合公二	昭和七年十月二二日	落合明	本人
〃	岩城重雄	明治二年三月九日	〃	〃
〃	東房正雄	明治三年一月二〇日	〃	〃
〃	三谷智津子	昭和六年二月二二日	〃	〃
〃	岡本広一	明治三年二月二六日	〃	〃
〃	岡本武子	大正十年九月二四日	〃	〃
〃	宮田二六	明治四三年三月三〇日	三吉信文	〃

〃 100	宮田綾子	大正六年七月一日	〃	三吉信文	宇品町 五四五	桑木ユキヱ
牛田町本町 四一〇	田附義一	大正一四年八月三日	〃	本人	宇品町八幡通十三丁目四八九	橋本節夫
〃 早稲田区八八九	長尾金三	大正一三年一月二〇日	〃	〃	宇品町八幡通十三丁目四八九	橋本正子
〃 八八九	長尾長子	昭和五年一二月一四日	〃	〃	宇品町十三区 六七五	佐伯菊子
牛田町旭区 一〇三五	酒井美恵子	昭和五年一二月五日	〃	〃	宇品町十三区 六七五	佐伯久米吉
〃 旭区一〇三五	酒井幹愛	昭和二年六月二〇日	新登録	〃	宇品町 四七七	丸本朝美
牛田町旭区一〇三五	生塩富子	昭和四年七月九日	〃	〃	宇品町 四七七	丸本一郎
杉本恒雄方	野村昌三	昭和七年三月六日	〃	〃	似島町一五ノ二	堀口夕二
牛田町旭区一〇三五	山下美智子	昭和六年一二月三日	〃	〃	基町	長谷川五三郎
白島東中町西 鉄道公舎一ノ二	田中一郎	大正五年四月一四日	〃	〃	基町	梶山聯二
白島東中町 六〇	浜川トシ子	大正一四年八月五日	〃	〃	基町	河村倭子
八丁堀元ノ四	石橋泰子	昭和二年一月五日	〃	〃	細工町 元	杉原明子
上流川町 四三	児玉彌生	昭和五年六月三日	〃	〃	千田町三丁目八六〇	中村美智恵
幟町 一五一	山藤和子	昭和七年一月七日	〃	〃	南千田町一〇七三ノ五	松野幹司
幟町 一五一	植木春代	明治四五年三月五日	〃	〃	南千田町一〇七三ノ五	松野寿子
鉄砲町 一五〇	高和重信	明治三年二月一五日	〃	〃	南千田町一〇七三ノ五	松野静子
胡町 元	伊藤良雄	大正四年二月九日	〃	〃	横川町三丁目 七五六	栗原壮次
胡町 元	河合護郎	明治四四年九月一日	〃	〃	横川町三丁目 一〇〇四	佐々木昭子
下柳町六ノ七	河合司郎	昭和三年九月三日	〃	〃	横川町三丁目 一〇〇四	佐々木博
下柳町 六〇	河合賢二	大正一四年八月三日	〃	河合護郎	草津町本町 七四二	船本重信
富士見町 二六八	河合睦郎	大正九年十月一九日	〃	〃	横川町三丁目六一九	中村博美
富士見町 二六八	河合清人	昭和六年四月一三日	〃	〃	古田町古江 三三三	上林深雪
富士見町 二六八	河合シズヱ	明治四五年二月一日	〃	〃	西観音町三丁目九七七	山口清人
富士見町 二六八	西村芳雄	大正二年二月八日	〃	本人	上天満町四三三	久保安俊
皆実町二丁目四九一ノ八	西村政子	大正七年二月七日	〃	〃	東観音町三丁目四三三ノ一	山口ソノ
皆実町三丁目四九一ノ八	西村キヌヨ	明治三年二月四日	〃	〃	天満町 一四二	山口光男
宇品町県有埋立地	中田和恵	昭和七年四月六日	〃	〃	草津町本町 六四五	柳羅
宇品町県有埋立地	中田登	大正元年三月七日	〃	〃	江波町 七〇九	服部テル子
宇品町県有埋立地	中田吉寿	明治三六年八月一四日	〃	〃	江波町 七〇九	服部省三
宇品町 五四五	桑木一二三	明治四五年三月二五日	〃	〃	已斐東中町四〇	守本芳和
					已斐中本町 二、五二六	坂本頼男

已斐中本町 二、五二六	坂本迪江	大正三年十月二七日	新登録	本人	草津東町七三	高田チエ子
江波町舟入出張所内	山本光子	大正一四年三月三五日	〃	〃	草津東町七七ノ一	田川豊一
〃 六〇	難波林造	昭和三年一月六日	〃	〃	草津東町七七ノ一	田川キミヱ
南三篠町 一、二七七	天野善次郎	明治三五年六月三五日	〃	〃	草津東町七七ノ一	田川音五郎
江波町六〇	深田晁	大正一三年九月三日	〃	〃	草津東町八三〇ノ六	木村岩一
舟入川口町 五六〇	高橋正明	昭和六年七月三〇日	〃	〃	草津東町八三〇ノ六	木村キヌ
江波町六〇八	古川将成	明治三五年一月一日	〃	〃	草津東町八三〇ノ六	木村トメヨ
中広町 九三五	山根万千子	昭和七年二月二〇日	〃	〃	草津東町二六	綱本広吉
〃	山根正一	大正一三年一月一日	〃	〃	草津東町二六	綱本キクヨ
三篠本町三丁目一四六二	上田一三	昭和七年一月三日	〃	山根正一	草津本町七七ノ二	綱本昭美
楠木町四丁目 八五	土井繁	昭和六年十月一二日	〃	本人	草津本町七七ノ二	吉田福一
〃 三丁目 元九	田村文彦	昭和五年一月一六日	〃	〃	草津本町八三〇	吉田シズヱ
〃 〃	田村宗隆	昭和七年六月七日	〃	〃	草津本町八三〇	森本昇
三篠本町三丁目三六四	村越弘昇	昭和六年十月一三日	〃	〃	草津本町八三〇	森本ヨシヱ
三滝町 一、三二〇	佐々木則之	大正四年一月一九日	〃	〃	草津本町三五	升本政子
〃	佐々木敏江	大正九年一月三〇日	〃	〃		
大芝町三、三六六ノ二	村井文吾	明治三六年二月三〇日	〃	〃		
庚午北町七丁目四四九	木村敬次郎	昭和七年二月八日	〃	〃		

広選管告示甲第七四号

昭和二十七年九月十五日現在により調製の本市安芸海区漁業調整委員会委員選挙人名簿に関する異議申立に対する十一月二十一日の決定に基き漁業法第八十九条第五項において準用する公職選挙法第二十三条の規定により安芸海区漁業調整委員会委員選挙人名簿を左記要領により修正した。

昭和二十七年十一月二十一日

広島市選挙管理委員会
委員長　平井憲太郎

記

住所	氏名	生年月日	修正要領	異議申立人
草津東町七三	高田正雄	大正六年二月二六日	新登録	本人
草津東町七三	高田シズヱ	大正十年三月二二日	〃	〃

広選管告示甲第七五号

小野啓司外一八四名より申立のあつた基本選挙人名簿についての異議申立は、別紙決定書の通り決定した。

昭和二十七年十一月二十一日

広島市選挙管理委員会
委員長　平井憲太郎

決定書

異議の申立人

右申立の要旨は九月十五日調製の広島市基本選挙人名簿に昭和　年　月　日より本市矢賀町九四三番地に居住し、十一月十三日までに引続き三箇月以上住所を有し何等選挙権に関する缺権事項がないので該名簿に登録せられたいというので公職選挙法第二十三条の規定により之を受理し審査の結果申立人の申立は正当であるので選挙人小野啓司外一八四名は選挙権を有するものとす。

右の理由により左の如く決定する。

異議申立に係る選挙人は昭和二十七年九月十五日現在により調製の本市基本選挙人名簿に登録せらるものとする。

昭和二十七年十一月二十一日

広島市選挙管理委員会委員長　平井憲太郎

住所	氏名	生年月日	修正要領	異議申立人
矢賀町九四三	小野啓司	大正十年三月二十日	新登録	本人
矢賀町九四三	小野勝子	大正十年七月七日	〃	〃
矢賀新町一丁目四四四	玉藤宗三	昭和六年十一月三日	〃	〃
二葉の里五九	西平剛	大正四年九月七日	〃	〃
大須賀町一六四ノ一	田中由記子	昭和六年十一月八日	〃	〃
大須賀町一六四ノ一	折見久美枝	昭和七年三月二六日	〃	〃
大須賀町一六四ノ三	中谷一三	大正一四年一月三日	〃	〃
大須賀町一六四ノ三	中谷八重子	昭和四年十一月七日	〃	〃
大須賀町一六四ノ四	重高峰男	大正十五年三月三五日	〃	〃
大須賀町一六四ノ四	重高美也子	昭和五年一月一日	〃	〃
大須賀町一六四ノ四	進藤守	大正十年十月三五日	〃	〃
大須賀町一六四ノ四	進藤ヨシエ	大正十五年三月二〇日	〃	〃
西壓屋町四三〇	川本頼子	昭和七年十月八日	〃	〃
仁保町(青崎)一七四	岩樋美穂子	昭和六年十月七日	〃	松浦益夫
東雲町一、三六	野津田ウメヨ	明治三四年十一月三五日	〃	本人
東雲町一、五〇〇	黎昇三	昭和七年七月十一日	〃	〃
東雲町一、五〇〇	吉原友康	昭和七年七月二六日	〃	〃
東雲町一、五〇〇	中和信朗	昭和七年八月三日	〃	〃
東雲町一、五〇〇	尾高佳尚	昭和七年七月四日	〃	〃
東雲町一、五〇〇	杉本賀市	昭和五年十月五日	〃	〃
東雲町一、五〇〇	西隆正	昭和七年九月七日	〃	〃
東雲町一、五〇〇	中谷高嘉	昭和六年三月二六日	〃	〃
東雲町一、五〇〇	白須雄太郎	昭和四年十月二〇日	〃	〃
東雲町一、五〇〇	今田充人	昭和七年十一月一日	〃	〃
東雲町一、五〇〇	西兼音寿	昭和七年九月十五日	〃	〃
東雲町一、五〇〇	田村速見	昭和六年十月二七日	〃	〃
東雲町一、五〇〇	水谷筱司	昭和七年七月十五日	〃	〃
東雲町一、五〇〇	佐々木裕	昭和六年十二月二三日	新登録	本人
〃	南条勲	昭和七年四月十日	〃	〃
〃	重平清	昭和三年十一月二四日	〃	〃
〃	河野十三	昭和七年十月一七日	〃	〃
〃	佐藤秀山	昭和四年十一月一九日	〃	〃
〃	片山富次郎	昭和七年五月八日	〃	〃
〃	迫豊照	昭和七年八月三〇日	〃	〃
〃	荒本則雄	昭和四年十一月十日	〃	〃
〃	小桝俊	昭和七年三月三〇日	〃	〃
〃	平末郁馬	昭和七年二月三〇日	〃	〃
〃	小田英子	昭和七年八月三日	〃	〃
〃	岩藤満	昭和七年十月七日	〃	〃
〃	田川伊佐子	昭和七年二月三日	〃	〃
〃	中本巌	昭和七年四月八日	〃	〃
東雲町一、五〇〇	砂古勇荘	昭和七年四月三日	新登録	本人
〃	水谷清登	昭和七年二月一九日	〃	〃
〃	坂田二郎	昭和七年三月三十日	〃	〃
〃	井上俊子	昭和五年六月一五日	〃	〃
〃	山田俊行	昭和七年九月二四日	〃	〃
〃	依藤徹雄	昭和六年三月九日	〃	〃
〃	砂岡澄子	昭和四年一月二〇日	〃	〃
〃	北岡敏彦	昭和四年五月二二日	〃	〃
〃	柳原慎一	大正十五年五月三〇日	〃	〃
〃	檜垣益夫	昭和七年七月二九日	〃	〃
〃	尾崎哲男	昭和七年五月十一日	〃	〃
〃	塚本淑香	昭和七年八月二七日	〃	〃
〃	小川清三	昭和五年九月一九日	〃	〃
〃	古方野篤	昭和七年八月八日	〃	〃
東雲町一、五〇〇	福原一利	昭和七年八月二九日	新登録	本人

〃	吉本燥	昭和三年六月二七日	〃	〃
〃	荒木玲寿	昭和七年四月六日	〃	〃
〃	石川耕三	昭和七年九月三〇日	〃	〃
〃	三上行而	昭和二年二月九日	〃	〃
〃	小野昭英	昭和二年二月八日	〃	〃
〃	田村健則	昭和七年十月六日	〃	〃
〃	仲田孝司	昭和五年二月七日	〃	〃
〃	藤田勝常	昭和七年九月三〇日	〃	〃
〃	青木富美子	昭和六年九月十四日	〃	〃
〃	池田喜代登	昭和四年三月三五日	〃	〃
〃	田原万美	昭和五年四月二六日	〃	〃
〃	田中聚	大正十四年一月八日	〃	〃
〃	長谷川和枝	昭和七年四月八日	〃	〃
〃	木戸正暢	昭和七年五月二六日	新登録	本人
東雲町一、五〇〇	福間公平	昭和六年十月三日	〃	〃
〃	鷹下昭一	昭和四年三月二六日	〃	〃
〃	新屋員良	昭和六年九月一七日	〃	〃
〃	久住博行	昭和三年五月二四日	〃	〃
〃	田中弘明	昭和七年十月一日	〃	〃
〃	河柏昭二	昭和二年一月十日	〃	〃
〃	松尾弘三	昭和七年十月一日	〃	〃
〃	小林基佑	昭和七年六月二七日	〃	〃
〃	古寺幸	昭和六年八月三日	〃	〃
〃	鈴藤康子	昭和七年四月二六日	〃	〃
〃	田窪斐夫	昭和七年二月二〇日	〃	〃
〃	二井康治	昭和七年六月二四日	〃	〃
〃	西本勝馬	昭和二年九月二日	〃	〃
〃	藤川良子	昭和七年二月二日	新登録	本人
東雲町一、五〇〇	黒木敬行	昭和七年十二月二日	〃	〃
〃	奥田大佑	昭和五年八月二九日	〃	〃
〃	森田哲夫	昭和七年一月十一日	〃	〃
〃	仁保町伏チ五〇六	昭和四年六月九日	〃	檜垣豊
〃	仁保町柞木八五五	大正六年十一月二五日	〃	本人
〃	仁保町大河三三八	大正十年一月四日	〃	〃
〃	仁保町大河三三八	昭和六年一月一八日	〃	〃
〃	仁保町大河一〇八	昭和五年四月八日	〃	〃
〃	仁保町大河一〇八	昭和三年三月二九日	〃	〃
〃	旭町一、二九三	昭和七年二月二七日	〃	〃
〃	旭町一、二六四ノ二	大正三年十月二二日	〃	〃
〃	段原山崎町二七七ノ三	昭和六年七月二五日	新登録	本人
〃	段原山崎町四七五	昭和七年七月十一日	〃	〃
〃	段原山崎町四七五ノ二	昭和七年十月二一日	〃	落合明
〃	段原山崎町四七五	明治十一年十二月九日	〃	本人
〃	段原山崎町五九二ノ一	明治四二年一月二〇日	〃	〃
東雲町八三三	東雲町一、五〇〇	昭和六年二月十七日	〃	〃
〃	南段原町五三二	明治四二年一月二六日	〃	〃
〃	南段原町五三二	大正十年九月二四日	〃	〃
〃	段原大畑町一〇〇	明治四三年三月三日	〃	三吉信文
〃	段原大畑町一〇〇	大正六年七月十一日	〃	三吉信文
〃	牛田町本町四三〇	大正一四年八月三日	〃	本人
〃	牛田町早稲田区八八九	大正一三年一月二〇日	〃	〃
〃	牛田町早稲田区八八九	昭和五年十二月二四日	〃	〃
〃	牛田町旭区一〇三五	昭和五年十一月五日	〃	〃
〃	牛田町旭区一〇三五 杉本恒雄方	昭和二年六月二七日	新登録	本人
〃	牛田町旭区一〇三二	昭和四年七月九日	〃	〃
〃	白島東中町四四 鉄道公舎一ノ二	昭和七年三月一六日	〃	〃
〃	白島東中町六〇	昭和六年十二月三日	〃	〃
〃	八丁堀元ノ四	大正一三年四月二四日	〃	〃
〃	上流川町四三	大正一四年八月五日	〃	〃

幟町一五一	石橋泰子	昭和二年一月五日	〃	〃
幟町一五一	児玉彌生	昭和五年六月三日	〃	〃
鉄砲町一五〇	山藤和子	昭和七年一月七日	〃	〃
胡町七七	植木春代	明治四三年三月一五日	〃	〃
胡町七七	植木ヒサノ	明治三三年二月一五日	〃	〃
下柳町六ノ七	高祖重信	大正四年二月九日	〃	〃
下柳町六〇	伊藤良雄	明治四四年九月一日	〃	〃
富士見町一六八	河合護郎	昭和三年九月三日	〃	〃
富士見町一六八	河合司郎	大正一四年八月二三日	〃	河合護郎
富士見町一六八	河合賢二	大正九年十月一九日	〃	〃
富士見町一六八	河合睦郎	昭和六年四月一三日	〃	〃
富士見町一六八	河合シズヱ	明治三三年二月一日	〃	〃
皆実町二丁目四九一ノ八	西村芳雄	大正二年十一月一八日	〃	本人
皆実町二丁目四九一ノ八	西村政子	大正七年十一月七日	〃	〃
皆実町二丁目四九一ノ八	西村キヌヨ	明治三三年二月四日	〃	〃
宇品町県有埋立地	中田和恵	昭和七年四月六日	〃	〃
宇品町県有埋立地	中田登	大正元年十二月七日	〃	〃
宇品町県有埋立地	中田吉寿	明治三六年三月一四日	〃	〃
宇品町五四五	桑木一二三	明治四五年三月二三日	〃	〃
宇品町五四五	桑木ユキヱ	大正七年一月一八日	〃	桑木一二三
宇品町八幡通十三丁目四八九	橋本節夫	大正一五年二月一七日	〃	〃
宇品町八幡通十三丁目四八九	橋本正子	昭和六年七月三〇日	〃	〃
宇品町十二区六七五	佐伯菊子	大正六年三月二五日	新登録	本人
宇品町十二区六七五	佐伯久米吉	明治四五年二月一日	〃	〃
宇品町四一七	丸本朝美	大正七年八月一日	〃	〃
宇品町四一七	丸本一郎	明治三九年四月十日	〃	〃
似島町一五一ノ二	堀口夕二	明治四二年三月七日	〃	〃
基町	長谷川五三郎	大正四年六月二九日	〃	〃
基町	梶山聯二	明治三三年二月六日	〃	〃
基町	河村倭子	大正一四年十一月一七日	〃	〃
細工町三九	杉原明子	昭和七年六月七日	〃	〃
千田町三丁目八六〇	中村美智恵	昭和七年七月二日	〃	〃
南千田町一、〇七三ノ五	松野幹司	明治三六年四月六日	〃	〃
南千田町一、〇七三ノ五	松野寿子	昭和四年十一月八日	〃	〃
南千田町一、〇七三ノ五	松野静子	明治三六年一月一日	〃	〃
横川町三丁目一七六	栗原壮次	昭和五年一月六日	〃	〃
横川町二丁目一〇〇四	佐々木昭子	昭和二年二月六日	新登録	本人
横川町二丁目一〇〇四	佐々木博	大正十一年一月十一日	〃	〃
草津町本町七四三	船本重信	昭和四年二月一六日	〃	〃
横川町二丁目六一九	中村博美	昭和三年十二月十日	〃	〃
古田町古江三三三	上林深雪	大正一三年二月一一日	〃	〃
西観音町二丁目九八七	山口清人	昭和四年三月一三日	〃	〃
上天満町四四三	久保安俊	昭和七年三月三〇日	〃	〃
東観音町二丁目三ノ一	山口ソメ	明治三三年十二月一五日	〃	〃
天満町一七三	山口光男	昭和七年十月一三日	〃	〃
草津町本町六四五	柳馨	大正一五年八月二一日	〃	〃
江波町七九九	服部テル子	大正一三年一月一五日	〃	〃
江波町七九九	服部省三	大正八年十月二九日	〃	〃
己斐東中町四〇	守本芳和	昭和七年五月八日	〃	〃
己斐中本町二、五一六	坂本頼男	大正十年八月一日	〃	〃
己斐中本町二、五一六	坂本逸江	大正一三年十月一七日	新登録	本人
江波町舟入出張所内	山本光子	大正一四年三月二三日	〃	〃
〃　六〇	灘波林造	昭和三年十一月六日	〃	〃
南三篠町一、一九七	天野喜次郎	明治三五年六月一五日	〃	〃
江波町六〇	深田晁	大正一五年九月三日	〃	〃
舟入川口町五八〇	高橋正明	昭和六年七月三〇日	〃	〃
江波町六〇八	古川将成	明治四三年十一月一日	〃	〃
中広町九七三	山根万千子	昭和七年二月二〇日	〃	山根正一
〃	山根正一	大正一五年一月一日	〃	本人
三篠本町二丁目一、四四二	上田一三	昭和七年一月三日	〃	〃
楠木町四丁目八六	土井繁	昭和六年十月一三日	〃	〃
〃　三丁目三九九	田村文彦	昭和五年一月一六日	〃	〃
〃　〃	田村宗隆	昭和七年六月七日	〃	〃
三篠本町二丁目二六四	村越弘昇	昭和六年十月一三日	〃	〃
三滝町一、三三〇	佐々木則之	大正四年一月一九日	〃	〃
〃　〃	佐々木敏江	大正九年一月三〇日	〃	〃
大芝町二、三五六ノ二	村井文吾	明治三六年十一月二〇日	〃	〃
庚午北町七丁目四九九	木村敬次郎	昭和七年二月八日	〃	〃

広選管告示甲第七六号

高田正憲外一六名より申立のあつた安芸海区漁業調整委員会委員選挙人名簿についての異議申立は、別紙決定書の通り決定した。

昭和二十七年十一月二十一日

広島市選挙管理委員会
委員長　平井憲太郎

決定書

住所

異議申立人

住所	氏名	生年月日	修正要領	異議申立人
草津東町七三	高田正憲	大正六年二月二六日	新登録	本人
草津東町七三	高田シズヱ	大正十年三月一三日	〃	〃
草津東町七三	高田チヱ子	大正一三年十二月二八日	〃	〃
草津東町七七ノ一	田川豊一	明治四二年九月一日	〃	〃
草津東町七七ノ一	田川キミヱ	大正六年四月一六日	〃	〃
草津東町七七ノ一	田川音五郎	明治十一年一月三一日	〃	〃
草津東町八〇〇ノ六	木村岩一	明治一三年十一月三日	〃	〃
草津東町八〇〇ノ六	木村キヌ	明治一六年七月二五日	〃	〃
草津東町八〇〇ノ六	木村トメヨ	明治三九年一月三日	〃	〃
草津東町一二六	桐本広吉	明治四四年八月二七日	〃	〃
草津東町一二六	桐本キクヨ	明治四五年九月二四日	〃	〃
草津東町一二六	桐本昭爽	昭和六年四月一五日	〃	〃
草津本町七四七ノ二	吉田福一	明治三六年九月一六日	〃	〃
草津本町七四七ノ二	吉田シズヱ	明治四二年七月一日	〃	〃
草津本町八〇〇	森本昇	明治三八年九月二〇日	〃	〃
草津本町八〇〇	森本ヨシヱ	大正五年十月一八日	〃	〃
草津本町二三五	升本政子	大正一二年十二月一四日	〃	〃

右申立人の申立要旨は昭和二十七年九月十五日現在により本市において調製された安芸海区漁業調整委員会委員選挙人名簿に草津本町七二番地は登載せられるべき者であるにもかかわらず該名簿に登載されていないので登載せられたいというのである。

よつて漁業法第八十九条第五項の規定により準用する公職選挙法第二十三条の規定によりこれを受理し、審査を行つた結果右関係人は昭和二十七年九月十五日現在本市において選挙権を有し、名簿登載要件を具備していると認め次のとおり決定する。

異議申立に関する高田正憲外十六名は昭和二十七年九月十五日現在により調製した安芸海区漁業調整委員会委員選挙人名簿に登載せられるべき者である。

昭和二十七年十一月二十一日

広島市選挙管理委員会
委員長　平井憲太郎

広選管告示甲第七七号

広島市選挙管理委員会の会議を左記により開催する。

昭和二十七年十二月六日

広島市選挙管理委員会 委員長　平井憲太郎

記

一、日時　昭和二十七年十二月八日午後一時
二、場所　広島市役所（三階選管委員室）
三、議題　(一) 委員長互選の件　(二) 昭和二十八年度成人式予算に関する件

広選管告示甲第七八号

十二月八日広島市選挙管理委員会に於て左記委員が委員長に当選した。

昭和二十七年十二月八日

広島市選挙管理委員会 委員長　平井憲太郎

記

広島市牛田町一、三三六ノ一　平井憲太郎

◎公安委員会告示

広島市公安委員会告示第二十三号

道路交通取締法並びに道路交通取締令による道路の交通に関する必要なる制限（昭和二十三年三月七日広島市公安委員会告示第一号）の一部を次の通り改正する。

昭和二十七年十二月五日

広島市公安委員会

一の8の次に次の1号を加える。

9　広島市横川町三丁目九二の六番地先より同町三丁目七七二の二番地先に至る諸車（但し、自転車を除く。）の通行禁止

◎辞令

事務吏員　佐々木英男
産業局商工課商業係長兼務を免ずる
技術吏員　甲斐太郎
事務吏員　永井要
広島市職員考査委員会臨時委員を免ずる
事務吏員　道丹良夫
広島市技術吏員に任命する
技手に補する
事務吏員　花岡正登
産業局商工課商業係長を命ずる
事務吏員　竹升潔
渉外課主任を命ずる
事務吏員　遠茂谷政人
厚生局体育課体育係長兼施設係長を命ずる
事務吏員　小川善行
〃　平田定夫
競輪競馬事務局勤務を命ずる
事務吏員　繩手泰雄
厚生局体育課勤務を命ずる
事務吏員　伊佐木俊行
建設局営繕課勤務を命ずる
昭和二十七年十一月十八日（各通）
技術吏員　石黒礼蔵
広島市栄養指導員を命ずる
昭和二十七年十一月二十二日
事務吏員　中尾正
〃　黒橋敏行
社会福祉主事に補する
事務員　粕谷三郎
〃　小島克己
広島市事務吏員に任命する
社会福祉主事に補する
事務員　小畑繁
〃　吉田司
〃　谷保文之
〃　宮本正義
〃　佐々木増雄
〃　岡田信義
〃　後藤治臣
〃　納庄薫
〃　紙本春三
〃　前原豊
〃　吉田寛
〃　丸本照美
〃　寺田茂樹
〃　桑田二人
〃　橘本健
〃　浜川茂
〃　中光興
〃　川崎芳夫
〃　檜山貢
〃　田中耕作
〃　高橋昭之
〃　袴田保治
〃　吉松清
広島市事務吏員に任命する
書記に補する
技術員　伊藤顕
〃　北義治
〃　岸本博
〃　小堀義則
〃　田坂利男
〃　八幡勉
〃　熊本明
〃　井上千代人
〃　田中和夫
〃　寺川治郎
広島市技術吏員に任命する
技手に補する
事務吏員　土井清
広島市出納員を免ずる
事務吏員　豊岡興三
広島市出納員を命ずる
昭和二十七年十二月一日（各通）
〃　津賀春一
〃　木野藤雄
〃　松谷徳市
〃　池永清真
〃　伊藤忠男
広島市競輪運営委員会委員を委嘱する
助役　高山一三
〃　坂田修一
事務吏員　江口松芳

〃　加藤政夫
〃　羽田増造
広島市競輪運営委員会委員を命ずる
昭和二十七年十二月四日（各通）
事務吏員　繩手泰雄
願により本職を免ずる
〃　田坂三友
願により広島市保健所結核診査協議会委員を解く
今川卓治
広島市保健所結核診査協議会委員を委嘱する
（昭和二十七年十二月五日付）
市議会議員　木村智
〃　網本芳人
〃　杉村政太郎
〃　内藤徳松
〃　中下勝
〃　松本斯白
〃　河野正郎
〃　伊藤場子
〃　栗栖光代
〃　本田忠尚
〃　紙本発男
〃　津志田節夫
〃　曾根田彰
広島市市営住宅入居者詮衡審議会委員を委嘱する
技術吏員　佐々木銑
事務吏員　吉田遠雄
広島市市営住宅入居者詮衡審議会委員を命ずる。
事務吏員　真藤祥蔵
広島市市営住宅入居者詮衡審議会幹事を命ずる
事務吏員　棟岡雅夫
広島市市営住宅入居者詮衡審議会幹事を免ずる
昭和二十七年十二月九日（各通）
事務吏員　羽田増造
広島市出納員を命ずる
昭和二十七年十二月十三日
水道局
広島市事務員　宮本平
〃　輝本耕
〃　益井進
〃　梧井梧
〃　古田弐
〃　山道夫
〃　根只義
〃　琴森忠男
〃　新谷俊彦
〃　脊木剛
〃　大和浩
〃　升田誠
〃　井上昇
広島市技術員を任命する
書記に補する
広島市技術員　浜本平一
〃　坂谷隆夫
〃　大下忠夫
〃　滝本時雄
〃　藤沢博
〃　元谷勝
〃　安部朝雄
〃　船井正行
〃　小見角信三
広島市技術吏員を任命する
技手に補する
昭和二十七年十二月一日（各通）

◎雑報

広島市水道事業基本計画について

広島市水道事業基本計画は、次の通りとする。

広島市水道事業基本計画

広島市の水道事業は、企業の経済性を発揮するとともに公共の福祉増進を図り、もつて、本市の発展を期するため人口四十万人、一日配水量十二万立方米を目途として諸施設を整備し、市内一円及びその附近の住民の生活用水の外工業用水、船舶用水、消火用水その他の用水を供給し、あわせてこれに附帯する事業を行うものとする。

臨時市議会において左記の通り議決された。

記

（十二月二日）

一、第百十四号議案　昭和二十七年度広島市歳入出予算追加更正　原案可決

一、第百十五号議案　広島市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について　原案可決

一、第百十六号議案　広島市公安委員会の行う許可等手数料条例の一部を改正する条例制定について　原案可決

一、第百十七号議案　広島市斃察条例の一部を改正する条例制定について　原案可決

一、第百十八号議案　広島市斃察費じゆつ条例の一部を改正する条例制定について　原案可決

一、第百十九号議案　広島市斃察表彰条例の一部を改正する条例制定について　原案可決

一、第百二十号議案　斃察吏員に協力援助した者の災害給付に関する条例制定について　原案可決

一、第百二十一号議案　広島市消防等賞じゆつ条例の一部を改正する条例制定について　原案可決
一、百二十二号議案　消防に協力援助した者の災害給付に関する条例制定について原案可決
一、第二十三号議案　広島市身体障害者更生授産所条例制定について　原案可決
一、百二十四号議案　昭和二十七年度広島市消防施設整備事業費公債方法　原案可決
一、第百二十五号議案　昭和二十七年度広島市中央卸売市場増築事業費公債方法　原案可決
一、第百二十六号議案　昭和二十七年度広島市小学校建設事業費公債方法　原案可決
一、第百二十七号議案　昭和二十七年度広島市学校災害復旧事業費公債方法　原案可決
一、第百二十八号議案　昭和二十七年度広島市冷蔵庫建設事業費公債方法中変更について　原案可決
一、第百二十九号議案　企業職員の給与の種類及び基準を定める条例制定について　原案可決
一、第百三十号議案　水道局職員で労働組合を結成し、又はこれに加入することができない者の範囲を定める条例制定について　原案可決
一、百三十一号議案　水道企業組織に関する条例施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について　原案可決
一、第百三十二号議案　広島市水道事業基本計画決定について　原案可決
一、第百三十三号議案　昭和二十七年度広島市特別会計公益質屋費歳入出予算追加更正　原案可決
一、百三十四号議案　昭和二十七年度広島市特別会計建設費歳入出予算追加更正　原案可決

一、百三十五号議案　自昭和二十六年度至昭和三十六年度広島市第一期下水築造事業費継続年期及び支出方法中変更について　原案可決
一、第百三十六号議案　広島市競輪場条例制定について　原案可決
一、第百三十七号議案　広島市競輪条例制定について　修正可決
一、第百三十八号議案　契約締結の承認について　原案承認
一、第百三十九号議案　契約締の承認について　原案承認
一、第百四十号議案　契約締結の同意について　原案同意
一、百四十一号議案　契約締結の同意について、原案同意
一、第百四十二号議案　契約締結の同意について原案同意
一、第百四十三号議案　財産の取得について　原案可決
一、第百四十四号議案　財産の取得について　原案可決
一、第百四十五号議案　予算外義務負担について原案可決
一、百四十六号議案　予算外義務負担について　原案可決
一、第百四十七号議案　契約締結の同意について原案可決
一、第百四十八号議案　財産の取得について　原案可決
一、第百四十九号議案　予算外義務負担について原案可決
一、第百五十号議案　広島市戦災児育成所条例制定について　保留
一、第百五十一号議案　寄附受納について　保留
一、第百五十二号議案　財産の取得について　保留
一、第百五十三号議案　広島市の公務員に対する特別手当の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について　原案可決
一、請第十九号　比治山保勝協会に対し季節の管理権及び助成金下付について閉会中審査
一、請第二十七号　三立山農耕地を現農作者に払下について　請願徹回により審議打切
一、請第三十二号　似島小中学校道路改修方要望について　建設委員会付託閉会中審査
一、請第三十三号　旧工兵隊作業場跡（三立農耕地）を市有地として確保方要望について　建設委員会付託閉会中審査

一、選挙管理委員補充員選挙について
選挙管理委員
牛田町（本町区）一、二二六　平井憲太郎君
翠町　一、六二〇　吉田　正之君
三篠本町三丁目一、〇〇六ノ一　佐々木　亮君
補充員（補充の順序は下記順による）
1. 大手町七丁目九　大内　五郎君
2. 富士見町三〇八　木田　亮作君
3. 翠　町一、四九〇　服部　宣元君
以上当選

出張所々管区域別人口及び世帯状況（二七、一二、一現在）（△印減）

出張所別	人口	同上前月との比較	世帯	同上前月との比較
牛田	九、五六六	二九	二、四三一	二五
尾長	一四、三三八	二七	三、四四〇	三
青崎	九、八九五	二一	二、四〇五	八
段原	三、六八三	五三	五、七五一	八
比治山	一七、七三三	五六	四、三七七	二七
仁保	五、八四九	一四	一、五〇八	二
大河	一一、七五三	二六	二、九一五	四
皆実	一七、三三四	一〇九	四、二八二	四八
宇品	二五、〇三八	二〇	六、五四四	一〇
似島	二、一五三	△五	四九七	△一
基町	二九、七六一	一二五	七、六九八	二三
中央	四三、二七〇	二六八	一二、〇三四	七四
十日市	二一、六四一	五八	五、五〇五	九
舟入	一五、二一七	五〇	三、九一六	二
観音	一九、五八九	二〇	四、六八三	一七
己斐	一九、四五三	△二	五、二三〇	六
三篠	一七、六〇四	△五〇	四、四九五	△一八
草津	一三、六七〇	△三九	三、三五三	△八
計	三一四、五七六	八二	八〇、〇三三	三〇五

戸籍上の市勢（二七年一〇月分）

種別	件数	同上一日分 最大	同上一日分 最少	同上一日分 平均	前年同期件数	差引増△減
婚姻	三三九（二六）	二三（一〇）	二	七・六三（三・八六）	二〇八（一一）	一三一
離婚	三三（一五）	六（三）	—	一・〇六（〇・五一）	二九　一五	—　四
出生 男	二五五（五〇）	一三（四）	—　二	八・一六（一・六六）	二五八（六九）	△三（△一九）
出生 女	二三六（五三）	一六（六）	—　二	七・八六（一・七七）	二三五（六〇）	一（△七）
出生 計	四八一（一〇三）	二六（九）	—　五	一六・〇一（三・四三）	四九三（一二九）	△一二（△二六）
死亡 男	一〇四（四〇）	一二（八）	—　—	三・四六（一・三三）	一〇〇（二七）	△一六（一三）
死亡 女	七八	四	—	二・六〇	八三	△四（△七）
死亡 計	一八二（六七）	二六（九）	—　—	六・〇八（二・二一）	二三三（六一）	△四〇　六
謄抄本請求	六、八九五	四〇〇	一三三	二二八・一	五、七七三	九一二
印鑑届	一、〇八九	一三三	四四	三五・三	一、一二八	六八七
印鑑照査	五、三三六	二〇七	一二九	三二七・三	四、六八三	五四四
身分証明	三〇三	二二	四	一〇・一	二九四	△九
戸籍閲覧	三三二	一八	四	九・六一	三六八	△三七

一、本市内の出生と死亡から見た増数
男一四一人女一五八人計二九九人一日平均九、九六人
一、前年同右
男一二八人女一五三人計二八一人一日平均九、三六人
一、謄抄本作製数　六、〇七一枚
従事者延　一九一人一日平均三五三枚一人平均三一、七枚
一、失期届出件数　二十件　内訳　出生一八件、死亡二件

記

一、（　）は、本市以外地での事件で本籍地である本市へ郵送届け出たもの。
一、婚姻、離婚、出生、死亡は三十日分、その他は二十四日分で計算したもの。